

氷川町地域防災計画

本 編

Ver. 1.1



令和7年度改訂

氷 川 町

■ 本 編

本編 目次

第1部 総 則

第1章 目的と基本方針	7
第2章 計画の使い方・構成	9
第3章 計画の運用	13
第4章 防災上の事務又は業務の大綱	14
第1節 (町の処理すべき) 防災上の事務又は業務の大綱	14
第2節 防災関係機関の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱	25
第5章 本町の位置と自然条件	33
第1節 自然条件	33
第2節 社会条件	35
第6章 災害の履歴	36
第1節 地震・高潮災害の履歴	36
第2節 風水害等の履歴	37
第7章 被害想定	38
第1節 災害の想定における基本的な考え方	38
第2節 地震・津波による被害想定	39
第3節 風水害による被害想定	40
第4節 土砂災害による被害想定	41

第2部 災害予防

第1章 災害に強いまちづくり	45
第1節 まちの防災機能強化計画	45
第2節 治水防災計画（風水害予防計画の一部）	47
第3節 海岸防災計画（高潮災害予防計画）	48
第4節 土砂災害等予防計画	49
第5節 建造物等災害予防計画	51
第6節 上水道施設災害予防計画	52
第7節 火災予防計画（消防体制の整備）	53
第8節 林野火災予防計画	54
第9節 危険物等災害予防計画	55
第10節 港湾・海上災害予防計画	56
第11節 災害危険地域指定計画	57
第12節 観測施設等整備計画	58
第13節 公衆電気通信施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社）	59
第14節 電力施設災害予防計画（九州電力送配電株式会社）	60

第15節 道路災害対策.....	61
第16節 鉄道施設災害予防計画（九州旅客鉄道株式会社）.....	62
第17節 防災に関する調査研究の推進.....	63
第2章 災害応急活動の体制づくり.....	64
第1節 防災組織及び活動体制の整備.....	64
第2節 情報収集・伝達体制の整備（災害通信整備計画）.....	66
第3節 救急救助体制の整備.....	67
第4節 応急医療体制の整備.....	68
第5節 避難収容体制の整備.....	69
第6節 緊急輸送体制の整備.....	72
第7節 要配慮者の支援体制の整備.....	73
第8節 食料、飲料水、生活必需品等の確保.....	75
第9節 保健衛生・防疫体制の整備.....	76
第10節 応急教育体制の整備.....	77
第11節 災害ボランティア活動の支援体制の整備.....	78
第12節 被災者生活支援.....	79
第13節 訓練計画.....	80
第3章 地域防災力向上のためのひとづくり.....	81
第1節 町民の防災知識の普及.....	81
第2節 自主防災組織の整備と育成.....	82
第3節 事業所の防災体制の構築.....	83

第3部 災害応急対策

第1編 自然災害.....	88
第1章 活動体制の立ち上げと全体調整.....	88
第1節 職員の配備・動員.....	88
第2節 災害対策本部の設置等.....	93
第3節 情報の収集・伝達.....	94
第4節 被害状況の収集・伝達.....	96
第5節 通信の確保.....	98
第6節 広報活動.....	99
第7節 防災関係機関等との連携.....	100
第8節 受援・支援体制の確立.....	101
第9節 災害救助法の適用.....	103
第10節 財政措置.....	105
第11節 職員の健康管理及び安全管理.....	106
第2章 いのちを守る.....	107
第1節 避難誘導.....	107
第2節 公共施設利用者の安全対策.....	109
第3節 救助・救急活動.....	110

第4節 医療救護活動	111
第5節 消火活動	113
第6節 障害物の除去	114
第7節 道路交通の確保.....	115
第8節 鉄道交通の確保.....	116
第9節 船舶交通の確保.....	117
第10節 緊急輸送活動の実施.....	118
第11節 二次災害の防止対策.....	119
第12節 ライフライン施設の応急復旧	120
第3章 いのちをつなぐ	121
第1節 避難所運営	121
第2節 要配慮者対策	123
第3節 食料の供給	124
第4節 飲料水等の供給.....	126
第5節 生活必需品の供給	128
第6節 被災者への情報伝達活動	130
第7節 保健活動	131
第8節 防疫対策	132
第9節 食品衛生の確保.....	133
第10節 行方不明者の捜索及び遺体の処置、埋・火葬.....	134
第11節 清掃・廃棄物・し尿処理	135
第4章 復旧への足がかり	136
第1節 住宅応急対策	136
第2節 応急教育対策	138
第3節 災害ボランティア活動支援	139
第4節 労働力の確保	140
第2編 重大事故	141
第1章 大規模事故災害対策	141
第1節 海上災害対策	141
第2節 鉄道施設災害対策	142
第3節 道路災害対策	143
第2章 危険物事故災害対策	144
第1節 危険物等事故対策	144
 第4部 災害復旧・復興	
第1章 都市基盤の復旧	148
第1節 公共施設等の災害復旧.....	148
第2章 被災者への生活支援	149
第1節 被災者支援対応.....	149
第2節 応急危険度判定調査	151

第3節	り災証明書の発行	152
第4節	生活資金等の支給・融資	153
第5節	災害義援金等の配布	155
第6節	中小企業等の再建支援.....	156
第3章	地域の再建	157
第1節	災害復興本部の立ち上げ	157
第2節	災害復興計画の立案	158
第3節	社会基盤・都市基盤の復旧・復興.....	159
第4節	地域経済復興支援	160
第5節	町民生活の復興.....	161
第6節	災害における教訓の継承・発信	162

第 1 部 総 則

第1章 目的と基本方針

(1) 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、氷川町防災会議が作成する計画です。氷川町にかかる災害に対して氷川町、その他の公共的業務に携わる諸機関及び住民等が、必要な災害対策の基本を定め、災害予防・応急対策及び復旧・復興において、その有する機能を有効に発揮し実施することにより、町民の生命・財産を保護し、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とします。

(2) 基本方針

自然災害の発生及び被害を完全に防ぐことはほとんど不可能なため、いざ災害が発生した場合でも、その被害を最小限にとどめる「減災」の考え方を基本方針とします。

予防の段階においては、各計画等に基づき「災害に強いまちづくり」を目指し、防災組織体制や活動体制等の「災害応急活動の体制づくり」、「地域防災力向上のためのひとつづくり」を促進し、災害時に最大限の効果を発揮できるよう対策を実施します。

また、災害発生時には「活動体制の立ち上げと全体調整」を迅速に行うとともに、「いのちを守る」ことを最優先に実施し、時間の経過とともに「いのちをつなぐ」、「災害復旧」、「復興」へと展開していくこととします。

(3) 改訂経緯

過去に氷川町が被災した平成11年の高潮災害や、平成23年3月に発生した東日本大震災、同年9月の紀伊半島大水害等を受けて、これらの災害における教訓や課題、これまでの地域防災計画の問題点を踏まえて、「災害に対する実効性の高い地域防災計画」にすることを目的に、平成27年度において本計画を大きく改訂しました。

改訂に当たっては次の2つの方針に従って内容を見直しました。

改訂方針1：既往災害で得られた教訓・課題の反映

平成28年発生の中南海域地震をはじめ、東日本大震災や紀伊半島大水害など、近年我が国が経験した大規模災害の教訓から明らかとなった以下の重点5項目を計画に反映します。

災害対策本部機能
情報収集・伝達
避難所・避難生活
物資輸送・調達
受援体制・連携

➤ 資料 資料-1 既往災害で得られた教訓・課題と地域防災計画改定方針 P.9

第1部 第1章 目的と基本方針

改訂方針2：現行の地域防災計画の問題点の解決

誰が見ても分かりやすい計画

- ・ 本編の集約・簡素化（全体像が把握できるよう、各種の参考資料や詳細な対応手順は、資料編又は災害時職員初動マニュアルへ）
- ・ 災害対応の時系列に即した項目の分類・並び替え
- ・ 内容が理解しやすいレイアウト

災害種別にかかわらず一元的に対応できる構成

- ・ 共通項目の集約（風水害等対策編、震災・津波対策編の一体化）

災害対応の目標の明示

- ・ 各災害対応業務の目指すべき目標の明確化

災害対応の役割分担、具体的な実施手順の明示

- ・ 役割の明確化（目次、本編に担当課・担当班を記入）
- ・ 災害時職員初動マニュアルにて、災害対応の具体的な実施手順をフロー化

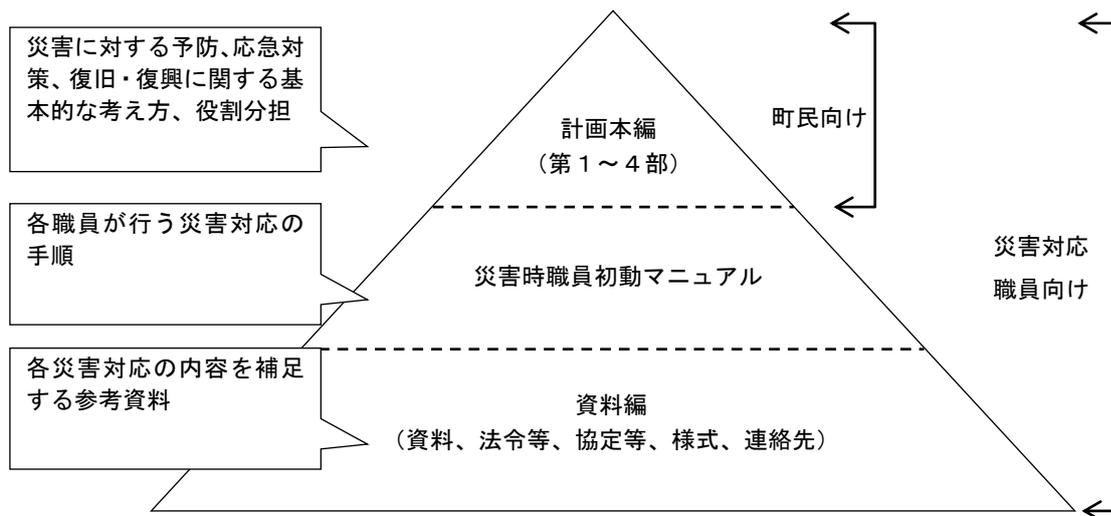
第2章 計画の使い方・構成

(1) 本計画の使い方

本計画は、基本方針に基づき、過去の本町における災害や我が国が経験した近年の震災や大水害の教訓や各種の知見をもとに、町、防災関係機関、さらには町民の役割を明確にし、風水害、地震・津波等への災害に対する備えや応急対応に対処するための基本的な内容を取りまとめた計画です。

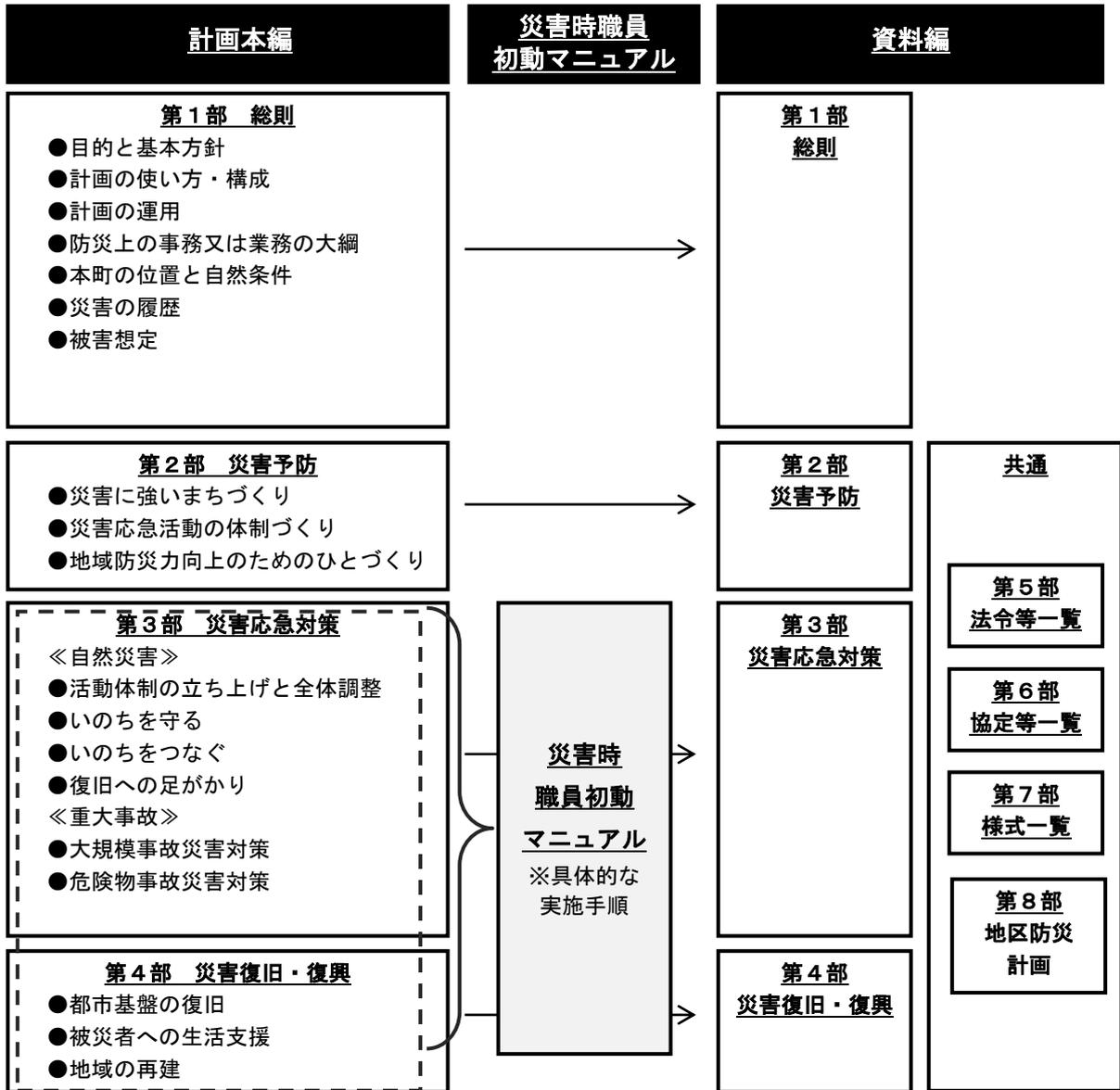
本計画本編（第1～4部）は、災害対応を行う職員はもとより、氷川町が行う災害に対する備えや応急対策の内容を、町民が理解しやすいように簡潔に作成しており、詳細な手順や参考資料は別冊の「災害時職員初動マニュアル」及び「資料編」に整理しています。

各職員は、事前に本計画本編（第1～4部）を通読し、本町の災害への備え、全庁及び自らの所属課における災害対応の全体の流れについて理解するとともに、災害発生時には、自らが行うべき災害対応を確認し、別冊の「災害時職員初動マニュアル」及び「資料編」に従って災害対応を取り行います。



本計画の構成は、次のとおりです。

<本計画の全体構成>



(2) 各部の構成、考え方

第 1 部 総則

- 目的、基本方針、本計画の使い方、計画の前提条件となる本町の災害特性等を明記しました。
- 各職員の実施業務が一目で分かるよう、課ごとに「災害対策本部の事務分掌一覧」として整理し、具体的な内容は第 3 部及び災害時職員初動マニュアルを参照する構成としました。

第 2 部 災害予防

- 施設・設備の整備等のハード対策を中心とした「災害に強いまちづくり」、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためのソフト対策を中心とした「災害応急活動の体制づくり」、「地域防災力向上のためのひとづくり」の 3 章構成としました。

第 3 部 災害応急対策

- 地震災害、風水害等の災害種別によらず一元的な対応を取れることを目指し、「自然災害」、「重大事故」の 2 編構成としました。
- 発災後からの時間経過に応じて、以下のように共通目標を設定し、各段階で実施する応急対策を整理しました。

段階	対応目標、考え方	主な対応時間
活動体制の立ち上げと全体調整	ただちに「いのちを守る」災害応急活動を行うため、災害対策本部の設置や防災関係機関との連携等、災害対応全体の調整を行います。	発災直後～
いのちを守る	不明者、要救助者の捜索・救助活動及びそれらを円滑に行うための道路交通の確保等、必要な活動を速やかに行います。	発災直後～概ね 3 日間 (～72 時間)
いのちをつなぐ	災害から救助、避難した被災者の生命と生活を確保するための対応を行います。	概ね発災 3 日後～7 日後
復旧への足がかり	被災者が速やかに日常の生活を取り戻せるよう応急的な対応を行い、回復を図ります。	概ね発災 7 日後～1 カ月

- 各応急対策について「いつ、誰が、どのような業務（作業）」を実施すべきかが分かるよう、目的、実施業務及び対応時間、担当課を整理しました。
- 対応時間は災害により異なるため、ここでは、想定される最大クラスの災害（氷川町においては平成 11 年台風 18 号による高潮災害や、地震災害であれば布田川・日奈久断層を震源とした M7.6 規模の地震）等の最大クラスの災害を想定した時間をおおむねの目安として示しています。そのため、その他の災害において対応時間が前後することに留意する必要があります。

第1部 第2章 計画の使い方・構成

- 実施に当たり連携先となる関係機関、参考にすべき資料、災害時職員初動マニュアルの参照先を合わせて整理し、応急対策ごとに整理しました。

第4部 災害復旧・復興

- 復旧のフェーズでは、公共土木施設等の復旧事業に関する「都市基盤の復旧」、住家等被害判定調査や被災証明書の発行等の「被災者への生活支援」の2章構成としました。復興のフェーズでは、災害復興本部のもと社会基盤・都市基盤の復興、地域経済復興支援等の「地域の再建」の1章で構成しました。

第3章 計画の運用

(1) 計画の見直し・修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、各関係機関が毎年検討を加え、人口構造等の社会環境の変化や災害対応に関する新たな知見、上位計画の改訂等、必要があると認められるときは、氷川町防災会議の承認を得て修正します。ただし、軽易な事項等は会長が修正し、氷川町防災会議に報告します。

町及び防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、必要がある場合は修正内容を氷川町防災会議（事務局：総務課生活安全係）に提出します。

- 資料 資料-1 既往災害で得られた教訓・課題と地域防災計画改定方針 P.9

(2) 計画の周知・習熟

本計画は、町の職員、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、計画のうち特に必要と認めるものについては、地域住民にも周知徹底を図るよう措置します。

また、各職員及び関係機関が、本計画に基づきそれぞれの責務を果たせるよう、平時から職員への研修、関係機関を含む訓練を定期的を実施し、計画の実効性向上を図ります。

第4章 防災上の事務又は業務の大綱

第1節 (町の処理すべき) 防災上の事務又は業務の大綱

(1) 防災組織

氷川町における地域の防災を総合的に推進するための組織として、氷川町防災会議があり、県、国の段階においては、熊本県防災会議、中央防災会議が設置されています。

(2) 氷川町防災会議

町は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て防災活動を行うため、防災会議を実施します。

防災会議は、町長を会長とし、災害対策基本法の規定に基づき設置します。

本町の防災に対する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関との相互連携を図ります。

1) 組織

役職	職務	職務
会長	町長	
委員	① 熊本県の知事部局の職員 ② 熊本県警察の警察官 ③ 陸上自衛隊西部方面特科連隊第1大隊長 ④ 八代広域行政事務組合の職員 ⑤ 八代郡医師会長 ⑥ 指定地方行政機関の職員 ⑦ 指定公共機関の職員 ⑧ 教育長 ⑨ 消防団長 ⑩ 町職員	
(専門委員)	・熊本県の職員 ・関係指定公共機関の職員 ・関係指定地方公共機関の職員 ・学識経験者 ・町の職員	(町長の任命による)

2) 所掌業務

以下の事務を所掌します。

- ・氷川町地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- ・氷川町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集する。
- ・その他法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

- 資料 資料- 2 氷川町防災会議条例 P. 10
- 資料- 3 氷川町防災会議委員 P. 12
- 資料- 4 氷川町災害対策本部条例 P. 13
- 資料- 5 氷川町水防協議会条例 P. 14

(3) 氷川町災害対策本部、災害情報連絡本部

町長は、町域の全部又は一部に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは、非常体制として氷川町災害対策本部を氷川町役場に設置します。

1) 組織

a) 設置の手続き及び基準

災害対策本部の設置は、災害対策基本法第23条の2第1項に規定に基づき、概ね次の基準によるものとします。

また、災害の種類、規模により、必要な対策部のみを設置することができます。

- ① 暴風雨、大雨、洪水の警報又は土砂災害警戒情報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき
- ② 警報発表の有無に関わらず、災害が発生、又は発生の恐れがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき
- ③ 町に大規模な地震（震度6弱以上）、火災、爆発その他重大な災害が発生し、必要と認めるとき
- ④ 町全域に有害物質、放射性物質等大規模な災害を誘発する物質が大量に放出されたとき
- ⑤ 多数の死傷者を伴う、電車、自動車、航空機、船舶等の事故、その他重大な事故が発生し、必要と認めたとき
- ⑥ その他災害救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき

b) 廃止の基準

本部長が災害発生の恐れが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき、組織を廃止することができます。

c) 設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、公表するとともに県、警察機関、消防機関、隣接自治体に通報するものとします。

通知公表の方法は以下によります。

- ① 防災情報共有システムによる通知
- ② 電話及び文書による通知
- ③ 大規模災害の場合、報道機関への記者発表による通知
- ④ 防災行政無線による通知

また、通知公表の責任者は、総務課長とします。

2) 所掌業務

以下の事務を所掌します

- ・災害に関する情報の収集及び伝達に関すること
- ・災害対策の連絡調整に関すること
- ・水防、その他災害の応急対策に関すること
- ・災害救助その他の民生安定に関すること

第1部 第4章 防災上の事務又は業務の大綱

- ・施設及び設備の応急の復旧に関すること
- ・その他、災害の発生の防御又は拡大に対する措置に関すること

3) 組織及び所掌業務

災害対策本部の組織及び所掌業務を以下に示します。

(災害対策本部役員)

役職	対象	職務
本部長	町長	災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督します。
副本部長	副町長、教育長	本部長を補佐します。本部長に事故があるときは、その職務を代行します。
対策部長	総務課長	各災害対応実施の責任者となります。また、本部長及び副本部長に事故があるときは、本部長の職務を代行します。
副対策部長	総務課長補佐	各災害対応実施の副責任者となります。また、本部長、副本部長及び対策部長に事故があるときは、本部長の職務を代行します。
部員	企画財政課長 税務課長 町民課長 福祉課長 建設下水道課長 農業振興課長 農地課長兼農業委員会事務局長 地域振興課長 生涯学習課長 学校教育課長 会計管理者兼出納室長 議会事務局長 八代広域行政事務組合消防長	災害対応にあたります。

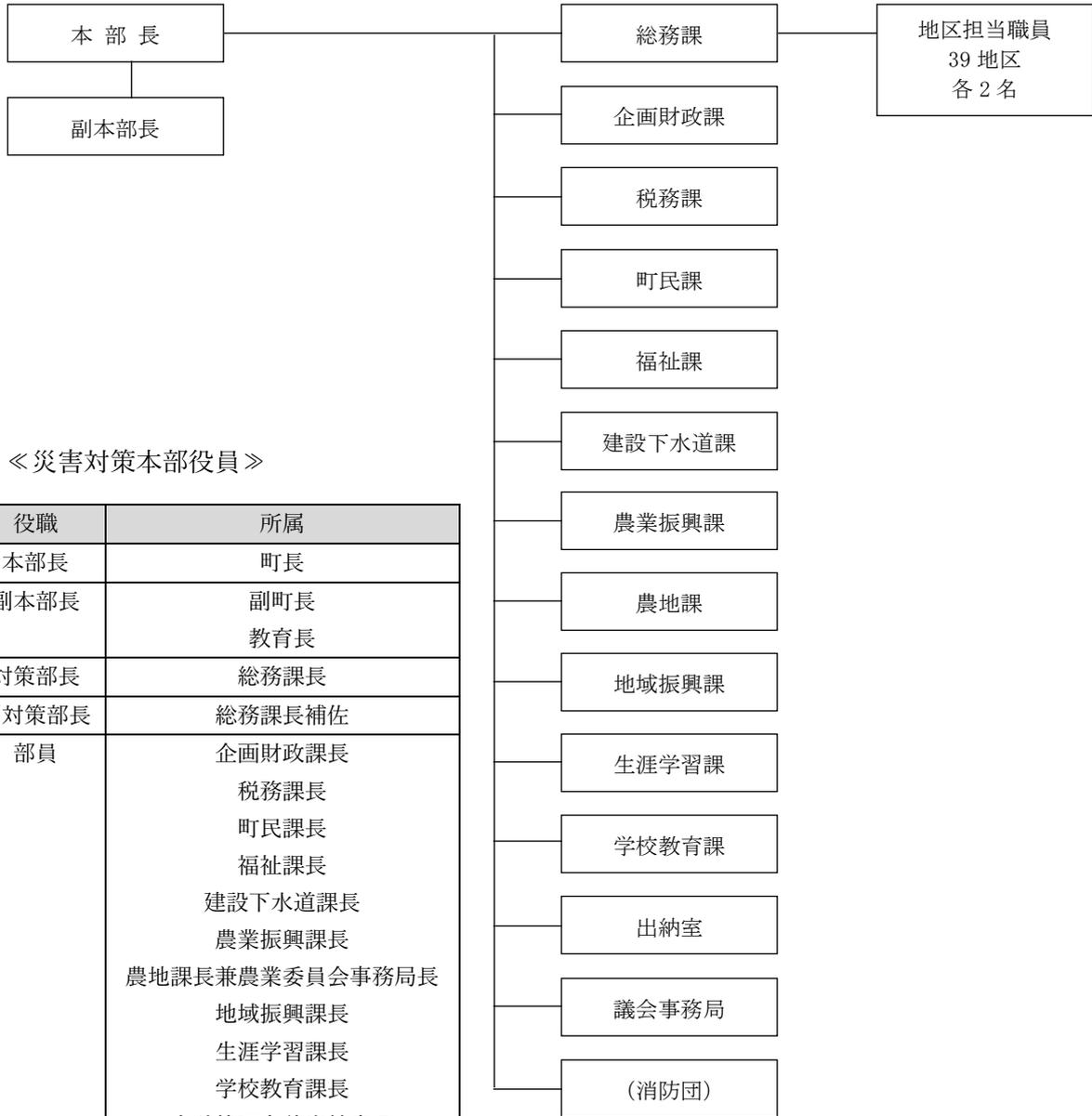
(要員)

	対象	
要員	総務課、企画財政課、税務課 町民課、福祉課、建設下水道課 農業振興課、農地課、地域振興課、 生涯学習課、学校教育課、 出納室、議会事務局、(消防団)	

<災害対策本部組織図>

災害対策本部の組織体制は次の通りです。なお、災害対策本部設置前に設置する「災害情報連絡本部（警戒体制時）」における組織体制は、次頁に示します。

■ 災害対策本部組織体制

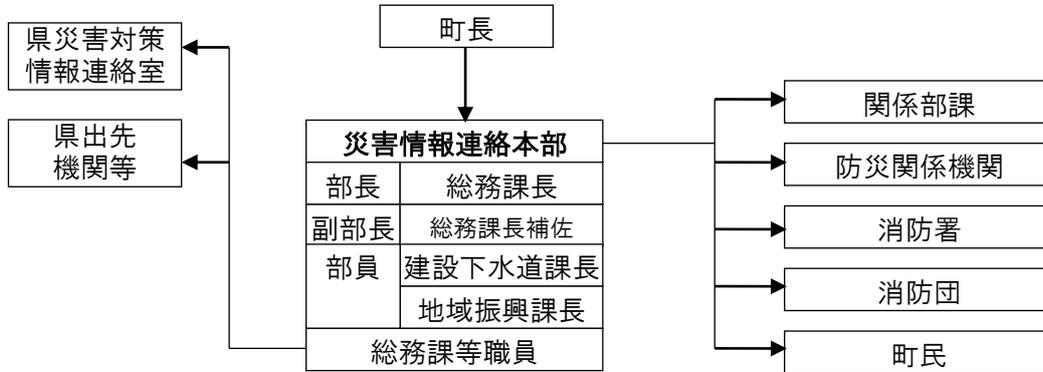


<<災害対策本部役員>>

役職	所属
本部長	町長
副本部長	副町長 教育長
対策部長	総務課長
副対策部長	総務課長補佐
部員	企画財政課長 税務課長 町民課長 福祉課長 建設下水道課長 農業振興課長 農地課長兼農業委員会事務局長 地域振興課長 生涯学習課長 学校教育課長 会計管理者兼出納室長 議会事務局長 八代広域行政事務組合消防長

<災害情報連絡本部（警戒体制時）組織図>

※災害情報連絡本部は次の組織により、相互間の連携を図り情報の収集・伝達を行います。



第1部 第4章 防災上の事務又は業務の大綱

<災害対策本部の事務分掌一覧>

各課の事務分掌は次のとおりです。ただし、明記されていない業務は、そのつど定めます。

担当課・室	責任者 (担当者)	詳細記載		分掌業務(節のタイトル)	◎担当課 ◆関係課	分掌業務
		部	編章節			
総務課	総務課長	2	- 1 1	まちの防災機能強化計画	◎	・町民の防災力の向上
		2	- 1 1		◎	・被害対象を減少させるための対策
		2	- 1 2	治水防災計画 (風水害予防計画の一部)	◎	・ソフト対策
		2	- 1 2		◎	・内水氾濫対策
		2	- 1 4	土砂災害等予防計画	◎	・土砂災害警戒区域等における対策
		2	- 1 4		◎	・孤立化等防止対策
		2	- 1 4		◎	・ため池防災対策
		2	- 1 5	建造物等災害予防計画	◎	・防災対策の推進
		2	- 1 7	火災予防計画 (消防体制の整備)	◎	・消防力の強化
		2	- 1 7		◎	・火災予防対策
		2	- 1 7		◎	・火災予防運動の展開
		2	- 1 7		◎	・消防相互応援体制の強化
		2	- 1 7		◎	・特殊建物火災予防の指導
		2	- 1 7		◎	・耐震耐火構造の推進
		2	- 1 8	林野火災予防計画	◎	・警戒伝達の徹底
		2	- 1 8		◎	・火入れ指導の徹底
		2	- 1 8		◎	・巡視、監視の強化
		2	- 1 8		◎	・森林の防火管理の徹底
		2	- 1 8		◎	・山火事防止に関する啓発広報
		2	- 1 9	危険物等災害予防計画	◎	・危険物災害予防対策(危険物貯蔵所等の予防措置)
		2	- 1 10	港湾・海上災害予防計画	◎	・関係機関の協力体制
		2	- 1 10		◎	・災害防止の指導啓発
		2	- 1 10		◎	・海上防災の研修及び訓練
		2	- 1 12	観測施設等整備計画	◎	・潮位の観測体制の整備
		2	- 1 12		◎	・地震動の観測体制の整備
		2	- 1 12		◎	・緊急地震速報装置の整備
		2	- 1 13	公衆電気通信施設災害予防計画 (西日本電信電話株式会社)	◎	・関係機関との連携
		2	- 1 14	電力施設災害予防計画 (九州電力送配電株式会社)	◎	・関係機関との連携
		2	- 1 16	鉄道施設災害予防計画 (九州旅客鉄道株式会社)	◎	・関係機関との連携
		2	- 1 17	防災に関する調査研究の推進	◎	・調査研究体制の整備
		2	- 1 17		◎	・防災に関する資料の収集及び分析
		2	- 1 17		◎	・調査研究業務
		2	- 2 1	防災組織及び活動体制の整備	◎	・日常における防災対策の推進
		2	- 2 1		◎	・災害時における組織体制の整備
		2	- 2 1		◎	・防災拠点等の整備
		2	- 2 1		◎	・消防設備の整備
		2	- 2 1		◎	・災害用資機材の確保・整備
		2	- 2 1		◎	・緊急必要物資の備蓄・供給
		2	- 2 1		◎	・他市町村及び関係機関との連携体制の強化
		2	- 2 1		◎	・大規模災害を想定した庁内業務体制の整備
		2	- 2 1		◎	・消防団活動に対する支援
		2	- 2 2	情報収集・伝達体制の整備 (災害通信整備計画)	◎	・情報通信手段の整理
		2	- 2 2		◎	・無線通信手段の整備
		2	- 2 2		◎	・情報収集伝達体制の強化
		2	- 2 2		◎	・情報分析体制の強化
		2	- 2 3	救急救助体制の整備	◎	・体制の整備
		2	- 2 3		◎	・施設等の整備
		2	- 2 3		◎	・集団救急事故対策の推進
		2	- 2 4	応急医療体制の整備	◎	・情報通信体制の整備
		2	- 2 5	避難収容体制の整備	◎	・指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等の整備及び選定
		2	- 2 5		◎	・避難指示等の発令の判断基準の整理
		2	- 2 5		◎	・指定避難所等における男女共同参画の推進
2	- 2 5		◎	・車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応		
2	- 2 5		◎	・避難の受入れ		
2	- 2 5		◎	・帰宅困難者対策の推進		
2	- 2 5		◎	・孤立化地域対策		
2	- 2 5		◎	・感染症の自宅療養者等への対応について		
2	- 2 6	緊急輸送体制の整備	◎	・交通規制		
2	- 2 6		◎	・緊急ヘリポートの確保		
2	- 2 6		◎	・海上輸送体制の整備		
2	- 2 7	要配慮者の支援体制の整備	◎	・避難行動要支援者等の把握と個別避難計画の策定		
2	- 2 8	食料、飲料水、生活必需品の確保	◎	・個人備蓄の推進		
2	- 2 8		◎	・町の備蓄の推進		
2	- 2 8		◎	・備蓄倉庫の整備		
2	- 2 8		◎	・必要物資調達体制の整備		
2	- 2 13	訓練計画	◎	・総合防災訓練		
2	- 2 13		◎	・関係機関との合同訓練		
2	- 2 13		◎	・町民、学校、事業所等の訓練		
2	- 2 13		◎	・町職員の訓練		

第1部 第4章 防災上の事務又は業務の大綱

担当課・室	責任者 (担当者)	詳細記載		分掌業務(節のタイトル)	◎担当課 ◆関係課	分掌業務
		部	編 章 節			
総務課	総務課長	2	- 3 1	町民の防災知識の普及	◎	・町民に対する普及啓発
		2	- 3 1		◎	・防災訓練の実施・指導
		2	- 3 1		◎	・防災関連設備等の普及
		2	- 3 1		◎	・災害教訓の伝承
		2	- 3 2	自主防災組織の整備と育成	◎	・自主防災組織の育成・活性化
		2	- 3 2		◎	・地域住民の連携強化
		2	- 3 2		◎	・地域ごとの防災計画等の作成
		2	- 3 2		◎	・日頃からの活動推進
		2	- 3 3	事業所の防災体制の構築	◎	・事業者のBCP策定の推進
		2	- 3 3		◎	・事業所等の自主的な防災体制整備
		2	- 3 3		◎	・防災訓練等への支援
		2	- 3 3		◎	・事業所等に対する防災教育
		2	- 3 3		◎	・要配慮者利用施設の避難訓練等の実施
		3	1 1 1	職員の配備・動員	◎	・配備体制の決定
		3	1 1 1		◎	・動員及び参集
		3	1 1 2	災害対策本部の設置等	◎	・災害対策本部の設置
		3	1 1 2		◎	・災害対策本部会議の実施
		3	1 1 3	情報の収集・伝達	◎	・状況の把握
		3	1 1 3		◎	・気象情報の収集・伝達
		3	1 1 3		◎	・地震・津波・高潮情報の収集・伝達
		3	1 1 3		◎	・異常発見時における措置
		3	1 1 4	被害状況の収集・伝達	◎	・災害・被害状況の収集
		3	1 1 4		◎	・災害・被害状況の集約・分析
		3	1 1 4		◎	・県・関係機関への被害状況の通報・報告
		3	1 1 4		◎	・行方不明者の把握
		3	1 1 5	通信の確保	◎	・通信手段の確保
		3	1 1 5		◎	・通信手段の管理・運用
		3	1 1 6	広報活動	◆	《・町民への情報提供》←担当課は企画財政課
		3	1 1 6		◆	《・外部への情報発信》←担当課は企画財政課
		3	1 1 6		◆	《・住民等からの問い合わせ対応》←担当課は企画財政課
		3	1 1 7	防災関係機関等との連携	◎	・防災関係機関等との調整
		3	1 1 8	受援・支援体制の確立	◎	・応援要請
		3	1 1 8		◎	・応援の受け入れ
		3	1 1 8		◎	・支援要請の受理・支援の実施
		3	1 1 11	職員の健康管理及び安全管理	◎	・職員の健康管理・安全管理
		3	1 2 1	避難誘導	◎	・避難情報の発令及び伝達
		3	1 2 1		◎	・避難誘導
		3	1 2 1		◎	・広域避難
		3	1 2 1		◎	・広域一時滞在
		3	1 2 3	救助・救急活動	◎	・救助・救急活動
		3	1 2 3		◎	・応援関係機関との連携
		3	1 2 5	消火活動	◎	・消火活動初期対応
		3	1 2 5		◎	・消火活動における応援関係機関等との連携
		3	1 2 7	道路交通の確保	◆	《・道路交通の確保》←担当課は建設下水道課
		3	1 2 8	鉄道交通の確保	◎	・鉄道交通の確保
		3	1 2 10	緊急輸送活動の実施	◎	・緊急輸送活動の要請
		3	1 2 10		◎	・緊急輸送活動の実施
		3	1 2 11	二次災害の防止対策	◎	・土砂災害等応急対策
		3	1 2 11		◎	・危険物対策
		3	1 2 12	ライフライン施設の応急復旧	◎	・その他ライフライン施設の応急復旧
		3	1 3 2	要配慮者対策	◆	《・在宅避難者対策》←担当課は福祉課
		3	1 3 2		◆	《・福祉避難所の運営》←担当課は福祉課
		3	1 3 6	被災者への情報伝達活動	◆	《・避難所避難者への情報伝達活動》←担当課は企画財政課
		3	1 3 6		◆	《・在宅避難者への情報伝達活動》←担当課は企画財政課
		3	1 3 6		◆	《・一時町外避難者への情報伝達活動》←担当課は企画財政課
		3	1 3 8	防疫対策	◆	《・感染症の予防》←担当課は町民課
		3	1 3 10	行方不明者の捜索及び遺体の処置、埋・火葬	◎	・行方不明者の捜索
		3	1 3 10		◆	《・遺体の処理、埋・火葬》←担当課は町民課
		3	1 4 4	労働力の確保	◎	・労働力の確保
		3	1 4 4		◎	・緊急雇用制度の活用
3	2 1 1	海上災害対策	◎	・活動体制の確立		
3	2 1 1		◎	・大規模な海上災害に対する措置		
3	2 1 1		◎	・海上流出油等対策		
3	2 1 2	鉄道施設災害対策	◎	・活動体制の確立		
3	2 1 2		◎	・人命救出救助活動等		
3	2 1 3	道路災害対策	◆	《・活動体制の確立》←担当課は建設下水道課		
3	2 1 3		◎	・人命救出救助活動等		
3	2 2 1	危険物等事故災害対策	◎	・危険物災害応急対策		
3	2 2 1		◎	・有害物質漏えい等応急対策		
3	2 2 1		◎	・放射性物質事故応急対策		
4	- 2 3	り災証明書の発行	◆	《・り災証明書の発行》←担当課は企画財政課		
4	- 3 1	災害復興本部の立ち上げ	◎	・災害復興本部の設置		
4	- 3 1		◎	・災害復興本部会議の実施		
4	- 3 2	災害復興計画の立案	◎	・災害復興計画の立案		
4	- 3 2		◎	・進捗状況の定期評価		
4	- 3 6	災害における教訓の継承・発信	◎	・災害における記憶・記録の保存		
4	- 3 6		◎	・災害における教訓の発信		

第1部 第4章 防災上の事務又は業務の大綱

担当課・室	責任者 (担当者)	詳細記載		分掌業務(節のタイトル)	◎担当課 ◆関係課	分掌業務
		部	編 章 節			
企画財政課	企画財政課長	2	- 2 12	被災者生活支援	◎	・被災者支援の充実(被害認定通知書作成・通知、り災証明書の受付・発行)
		3	1 1 3	情報の収集・伝達	◆	《・気象情報の収集・伝達》→担当課は総務課
		3	1 1 3		◆	《・地震・津波・高潮情報の収集・伝達》→担当課は総務課
		3	1 1 3		◆	《・異常発見時における措置》→担当課は総務課
		3	1 1 6	広報活動	◎	・町民への情報提供
		3	1 1 6		◎	・外部への情報発信
		3	1 1 6		◎	・住民等からの問い合わせ対応
		3	1 1 10	財政措置	◎	・財政措置
		3	1 3 6	被災者への情報伝達活動	◎	・避難所避難者への情報伝達活動
		3	1 3 6		◎	・在宅避難者への情報伝達活動
		3	1 3 6		◎	・一時町外避難者への情報伝達活動
		4	- 2 3	り災証明書の発行	◎	・り災証明書の発行
		4	- 3 1	災害復興本部の立ち上げ	◎	・災害復興財源の確保
		4	- 3 2	災害復興計画の立案	◆	《・災害復興計画の立案》→担当課は総務課
		4	- 3 2		◆	《・進捗状況の定期評価》→担当課は総務課
		4	- 3 3	社会基盤・都市基盤の復旧・復興	◎	・被災施設の復元
		4	- 3 4	地域経済復興支援	◎	・新たな産業支援
		4	- 3 5	町民生活の復興	◆	《・次世代育成支援、若者定住支援》→担当課は所管課
		4	- 3 6	災害における教訓の継承・発信	◆	《・災害における記憶・記録の保存》→担当課は総務課
		4	- 3 6		◆	《・災害における教訓の発信》→担当課は総務課
税務課	税務課長	2	- 2 12	被災者生活支援	◎	・被害認定調査の対応
		4	- 2 3	り災証明書の発行	◎	・住家の被害認定調査の実施
		4	- 3 2	災害復興計画の立案	◆	《・災害復興計画の立案》→担当課は総務課
		4	- 3 2		◆	《・進捗状況の定期評価》→担当課は総務課
		4	- 3 6	災害における教訓の継承・発信	◆	《・災害における記憶・記録の保存》→担当課は総務課
4	- 3 6		◆	《・災害における教訓の発信》→担当課は総務課		
地域振興課	地域振興課長	2	- 2 12	被災者生活支援	◎	・被災者支援の充実(り災証明書の受付・発行)
		3	1 3 3	食料の供給	◆	《・備蓄物資の供給》→担当課は福祉課
		3	1 3 3		◆	《・食料の調達・搬送》→担当課は福祉課
		3	1 3 3		◆	《・食料の供給》→担当課は福祉課
		3	1 3 4	飲料水等の供給	◆	《・備蓄物資供給・飲料水の調達・搬送》→担当課は福祉課
		3	1 3 4		◆	《・給水活動の実施》→担当課は福祉課
		3	1 3 4		◆	《・生活用水の確保》→担当課は福祉課
		3	1 3 5	生活必需品の供給	◆	《・救援物資の受入れ》→担当課は福祉課
		4	- 2 3	り災証明書の発行	◆	《・り災証明書の発行》→担当課は企画財政課
		4	- 3 2	災害復興計画の立案	◆	《・災害復興計画の立案》→担当課は総務課
		4	- 3 2		◆	《・進捗状況の定期評価》→担当課は総務課
		4	- 3 3	社会基盤・都市基盤の復旧・復興 (企画財政課に準ずる行動を取る)	◎	《(総務課・企画財政課に準ずる行動を取る)
		4	- 3 6	災害における教訓の継承・発信	◆	《・災害における記憶・記録の保存》→担当課は総務課
4	- 3 6		◆	《・災害における教訓の発信》→担当課は総務課		
福祉課	福祉課長	2	- 2 5	避難収容体制の整備	◎	・指定避難所・福祉避難所の整備
		2	- 2 5		◎	・指定避難所運営体制の整備
		2	- 2 7	要配慮者の支援体制の整備	◎	・避難行動要支援者等の把握と個別避難計画の策定
		2	- 2 7		◎	・情報伝達・避難誘導体制の整備
		2	- 2 7		◎	・社会福祉施設等の整備と防災力の向上
		2	- 2 7		◎	・女性や子供に配慮した防災対策の強化
		2	- 2 7		◎	・外国人対策
		2	- 2 11	災害ボランティア活度の支援体制の整備	◎	・災害ボランティア支援体制の整備
		2	- 2 11		◎	・災害ボランティア活動の支援・育成
		2	- 2 11		◎	・災害ボランティア活動の整備と育成
		2	- 2 12	被災者生活支援	◎	・被災者台帳の整備
		2	- 2 12		◎	・被災者支援の充実 (被災者再建支援制度に伴う相談窓口の設置)
		3	1 1 9	災害救助法の適用	◎	・災害救助法の適用
		3	1 3 1	避難所運営	◎	・避難所開設
		3	1 3 1		◎	・避難所運営
		3	1 3 2	要配慮者対策	◎	・指定避難所における対策
		3	1 3 2		◎	・在宅避難者対策
		3	1 3 2		◎	・福祉避難所の運営
		3	1 3 3	食料の供給	◎	・備蓄物資の供給
		3	1 3 3		◎	・食料の調達・搬送
		3	1 3 3		◎	・食料の供給
		3	1 3 4	飲料水等の供給	◎	・備蓄物資供給・飲料水の調達・搬送
		3	1 3 4		◎	・給水活動の実施
		3	1 3 4		◎	・生活用水の確保
		3	1 3 5	生活必需品の供給	◎	・県及び協定業者からの物資調達
		3	1 3 5		◎	・救援物資の受入れ
		3	1 3 5		◎	・救援物資の供給
		3	1 3 7	保健活動	◆	《・メンタルヘルスケア》→担当課は町民課
		3	1 3 8	防疫対策	◆	《・感染症の予防》→担当課は町民課
		3	1 4 3	災害ボランティア活動支援	◎	・災害ボランティア活動支援
3	2 1 3	道路災害対策	◆	《・人命救出救助活動等》→担当課は総務課		
4	- 2 1	被災者支援対応	◎	・被災者支援相談窓口の設置		
4	- 2 4	生活資金等の支給・融資	◎	・被災者生活再建支援金の支給		
4	- 2 4		◎	・災害弔慰金・見舞金等の支給		
4	- 2 4		◎	・生活資金等の貸付		

第1部 第4章 防災上の事務又は業務の大綱

担当課・室	責任者 (担当者)	詳細記載		分掌業務(節のタイトル)	◎担当課 ◆関係課	分掌業務	
		部	編章節				
福祉課	福祉課長	4	- 2 5	災害義援金等の配布	◎	・災害義援金等の対応	
		4	- 3 2	災害復興計画の立案	◆	《・災害復興計画の立案》←担当課は総務課	
		4	- 3 2		◆	《・進捗状況の定期評価》←担当課は総務課	
		4	- 3 5	町民生活の復興	◎	・保険・医療・福祉の充実(障がい者対策)	
		4	- 3 6	災害における教訓の継承・発信	◆	《・災害における記憶・記録の保存》←担当課は総務課	
		4	- 3 6		◆	《・災害における教訓の発信》←担当課は総務課	
町民課	町民課長	2	- 1 6	上水道施設災害予防計画	◎	・施設等の整備及び重要施設の耐震性の強化	
		2	- 1 6		◎	・維持管理体制の強化	
		2	- 1 6		◎	・応急復旧用資機材の整備	
		2	- 1 6		◎	・給水体制の強化	
		2	- 1 6		◎	・応急復旧体制の整備	
		2	- 1 6		◎	・研修会や防災訓練の実施	
		2	- 2 4		応急医療体制の整備	◎	・初期医療体制の整備
		2	- 2 4			◎	・広域的医療体制の整備
		2	- 2 4			◎	・医薬品等の確保
		2	- 2 5		避難収容体制の整備	◎	・指定避難所運営体制の整備 (医療・衛生・メンタルヘルス等担当)
		2	- 2 9	保健衛生・防疫体制の整備	◎	・感染症対策	
		2	- 2 9		◎	・保健衛生対策	
		2	- 2 9		◎	・遺体対応	
		2	- 2 9		◎	・清掃・し尿処理対策	
		2	- 2 11	災害ボランティア活度の支援体制の整備	◎	・災害ボランティア支援体制の整備 (医療・衛生・メンタルヘルス担当)	
		2	- 2 11		◎	・災害ボランティア活動の支援・育成 (医療・衛生・メンタルヘルス担当)	
		2	- 2 11		◎	・災害ボランティア活動の整備と育成 (医療・衛生・メンタルヘルス担当)	
		3	1 2 4	医療救護活動	◎	・応急医療体制の確立	
		3	1 2 4		◎	・応援関係機関との連携	
		3	1 2 12	ライフライン施設の応急復旧	◆	《・上水道施設の被害調査の実施》←担当課は建設下水道課	
		3	1 2 12		◆	《・上水道施設の応急復旧》←担当課は建設下水道課	
		3	1 3 1	避難所運営	◆	《・避難所運営(関連死対策・医療・衛生)》←担当課は福祉課	
		3	1 3 2	要配慮者対策	◆	《・指定避難所における対策》←担当課は福祉課	
		3	1 3 2		◆	《・在宅避難者対策》←担当課は福祉課	
		3	1 3 2		◆	《・福祉避難所の運営》←担当課は福祉課	
		3	1 3 3	食料の供給	◆	《・備蓄物資の供給》←担当課は福祉課	
		3	1 3 3		◆	《・食料の調達・搬送》←担当課は福祉課	
		3	1 3 3		◆	《・食料の供給》←担当課は福祉課	
		3	1 3 4	飲料水等の供給	◆	《・備蓄物資供給、飲料水の調達・搬送》←担当課は福祉課	
		3	1 3 4		◆	《・給水活動の実施》←担当課は福祉課	
		3	1 3 4		◆	《・生活用水の確保》←担当課は福祉課	
		3	1 3 5	生活必需品の供給	◆	《・救援物資の受入れ(医薬品・衛生品担当)》←担当課は福祉課	
		3	1 3 5		◆	《・救援物資の供給(医薬品・衛生品担当)》←担当課は福祉課	
		3	1 3 7	保健活動	◎	・健康調査・健康相談	
		3	1 3 7		◎	・メンタルヘルスケア	
		3	1 3 8	防疫対策	◎	・感染症の予防	
		3	1 3 9	食品衛生の確保	◎	・食品衛生対策	
		3	1 3 10	行方不明者の捜索及び遺体の処置、埋・火葬	◎	・遺体の処理、埋・火葬	
		3	1 3 11	清掃・廃棄物・し尿処理	◎	・廃棄物処理	
		3	1 3 11		◎	・し尿処理	
3	1 4 3	災害ボランティア活動支援	◆	《・災害ボランティア活動支援(医療関係)》←担当課は福祉課			
3	2 1 1	海上災害対策	◆	《・海上流出油等対策》←担当課は総務課			
3	2 1 2	鉄道施設災害対策	◆	《・人命救出救助活動等》←担当課は総務課			
4	- 2 1	被災者支援対応	◆	《・被災者支援相談窓口の設置(医療・健康・メンタル)》←担当課は福祉課			
4	- 3 2	災害復興計画の立案	◆	《・災害復興計画の立案》←担当課は総務課			
4	- 3 2		◆	《・進捗状況の定期評価》←担当課は総務課			
4	- 3 5	町民生活の復興	◎	・保健、医療、福祉の充実(保健・医療関係)			
4	- 3 6	災害における教訓の継承・発信	◆	《・災害における記憶・記録の保存》←担当課は総務課			
4	- 3 6		◆	《・災害における教訓の発信》←担当課は総務課			
農地課	農地課長	2	- 1 2	治水防災計画(風水害予防計画の一部)	◎	・治水・排水路対策	
		2	- 1 3	海岸防災計画(高潮災害予防計画)	◎	・海岸保全施設の整備	
		2	- 1 4	土砂災害等予防計画	◎	・ため池防災対策	
		2	- 2 1	防災組織及び活動体制の整備	◎	・災害用資機材の確保・整備	
		3	1 2 11	二次災害の防止対策	◆	《・土砂災害等応急対策》←担当課は総務課	
		3	2 1 3	道路災害対策	◆	《・活動体制の確立》←担当課は建設下水道課	
		3	2 1 3		◆	《・人命救出救助活動等》←担当課は総務課	
		4	- 3 2	災害復興計画の立案	◆	《・災害復興計画の立案》←担当課は総務課	
		4	- 3 2		◆	《・進捗状況の定期評価》←担当課は総務課	
		4	- 3 6	災害における教訓の継承・発信	◆	《・災害における記憶・記録の保存》←担当課は総務課	
4	- 3 6		◆	《・災害における教訓の発信》←担当課は総務課			
農業委員会	農業委員長				◆	《・住家等被害認定調査》←担当課は総務課	
農業振興課	農業振興課長	2	- 1 3	海岸防災計画(高潮災害予防計画)	◎	・海岸保全施設の整備	
		2	- 1 4	土砂災害等予防計画	◎	・山地防災対策	
		3	1 2 9	船舶交通の確保	◎	・船舶交通の確保	
		3	1 2 11	二次災害の防止対策	◆	《・土砂災害等応急対策》←担当課は総務課	
		4	- 2 6	中小企業等の再建支援	◆	《・災害復旧資金の相談、あっせん》←担当課は地域振興課	

第1部 第4章 防災上の事務又は業務の大綱

担当課・室	責任者 (担当者)	詳細記載 部 編 章 節	分掌業務(節のタイトル)	◎担当課 ◆関係課	
				◎担当課	◆関係課
農業振興課	農業振興課長	4-3-2	災害復興計画の立案	◆	《・災害復興計画の立案》←担当課は総務課
		4-3-2		◆	《・進捗状況の定期評価》←担当課は総務課
		4-3-4	地域経済復興支援	◆	《・地域経済復興支援》←担当課は地域振興課
		4-3-4		◆	《・新たな産業支援》←担当課は企画財政課
		4-3-6	災害における教訓の継承・発信	◆	《・災害における記憶・記録の保存》←担当課は総務課
		4-3-6		◆	《・災害における教訓の発信》←担当課は総務課
地域振興課	地域振興課長	3-1-3-3	食料の供給	◎	《・備蓄物資の供給》←担当課は福祉課
		3-1-3-3		◎	《・食料の調達・搬送》←担当課は福祉課
		3-1-3-3		◎	《・食料の供給》←担当課は福祉課
		3-1-3-4	飲料水等の供給	◆	《・備蓄物資供給、飲料水の調達・搬送》←担当課は福祉課
		3-1-3-4		◆	《・給水活動の実施》←担当課は福祉課
		3-1-3-4		◆	《・生活水の確保》←担当課は福祉課
		3-1-3-5	生活必需品の供給	◆	《・救援物資の受入れ》←担当課は福祉課
		4-2-6	中小企業等の再建支援	◎	・災害復旧資金の相談、あっせん
		4-3-2	災害復興計画の立案	◆	《・災害復興計画の立案》←担当課は総務課
		4-3-2		◆	《・進捗状況の定期評価》←担当課は総務課
		4-3-3	社会基盤・都市基盤の復旧・復興	◎	・市街地の復興
		4-3-4	地域経済復興支援	◎	・地域経済復興支援
		4-3-4		◎	《・新たな産業支援》←担当課は企画財政課
		4-3-4		◎	・地域活性化の促進
		4-3-6	災害における教訓の継承・発信	◆	《・災害における記憶・記録の保存》←担当課は総務課
		4-3-6		◆	《・災害における教訓の発信》←担当課は総務課
建築下水道課	建築下水道課長	2-1-1	まちの防災機能強化計画	◎	・道路・橋梁に対する対策の促進
		2-1-1		◎	・ライフラインの強靱化や多重性(リダンダンシー)の確保
		2-1-1		◎	・被害対象を減少させるための対策
		2-1-2	治水防災計画 (風水害予防計画の一部)	◎	・治水・排水路対策
		2-1-2		◎	・ソフト対策
		2-1-2		◎	・下水道の整備
		2-1-2		◎	・内水氾濫対策
		2-1-3	海岸防災計画 (高潮災害予防計画)	◎	・海岸保全施設の整備
		2-1-3		◎	・潮位監視体制の整備
		2-1-3		◎	・後背地対策
		2-1-3		◎	・浸水予防対策
		2-1-4	土砂災害等予防計画	◎	・地すべり防止対策
		2-1-4		◎	・がけ崩れ・土石流対策
		2-1-4		◎	・急傾斜地崩壊防止対策
		2-1-4		◎	・土砂災害警戒区域等における対策
		2-1-5	建造物等災害予防計画	◎	・既存建築物の防災対策
		2-1-12	観測施設等整備計画	◎	・風水害等の観測体制の整備
		2-1-15	道路災害対策	◎	・道路ネットワークの整備
		2-1-15		◎	・迂回路の選定、整備
		2-1-15		◎	・道路及び付随施設の予防対策
		2-2-1	防災組織及び活動体制の整備	◎	・災害用資機材の確保・整備
		2-2-5	避難収容体制の整備	◎	・応急仮設住宅等の事前準備
		2-2-6	緊急輸送体制の整備	◎	・緊急輸送道路の確保
		2-2-6		◎	・効率的な緊急輸送のための措置
		2-2-12	被災者生活支援	◎	・被災者支援の充実 (応急仮設住宅の提供、民間賃貸住宅借り上げ制度による住宅提供、被災住宅の応急修理)
		2-3-3	事業所の防災体制の構築	◎	・避難確保計画の作成
		3-1-2-7	道路交通の確保	◎	・道路交通の確保
		3-1-2-11	二次災害の防止対策	◆	《・土砂災害等応急対策》←担当課は総務課
		3-1-2-11		◎	・被災宅地の対策
		3-1-2-11		◎	・被災建築物の対策
		3-1-2-12	ライフライン施設の応急復旧	◎	・上水道施設の被害調査の実施
		3-1-2-12		◎	・上水道施設の応急復旧
		3-1-3-11	清掃・廃棄物・し尿処理	◎	・堆積土砂処理
		3-1-4-1	住宅応急対策	◎	・応急仮設住宅対応
		3-1-4-1		◎	・住宅関係障害物の除去
		3-1-4-1		◎	・住宅の応急修理
3-2-1-3	道路災害対策	◎	・活動体制の確立		
3-2-1-3		◆	《・人命救出救助活動等》←担当課は総務課		
4-2-2	応急危険度判定調査	◎	・応急危険度判定調査		
4-3-2	災害復興計画の立案	◆	《・災害復興計画の立案》←担当課は総務課		
4-3-2		◆	《・進捗状況の定期評価》←担当課は総務課		
4-3-3	社会基盤・都市基盤の復旧・復興	◎	・防災性を考慮した都市基盤整備		
4-3-5	町民生活の復興	◎	・住宅復興支援		
4-3-6	災害における教訓の継承・発信	◆	《・災害における記憶・記録の保存》←担当課は総務課		
4-3-6		◆	《・災害における教訓の発信》←担当課は総務課		
学校教育課	学校教育課長	2-2-10	応急教育体制の整備	◎	・防災体制の充実強化
		2-2-10		◎	・心のケア対策
		2-2-10		◎	・家庭、地域との連携
		3-1-3-3	食料の供給	◆	《・備蓄物資の供給》←担当課は福祉課
		3-1-3-3		◆	《・食料の調達・搬送》←担当課は福祉課
		3-1-3-3		◆	《・食料の供給》←担当課は福祉課
		3-1-3-4	飲料水等の供給	◆	《・備蓄物資供給、飲料水の調達・搬送》←担当課は福祉課
		3-1-3-4		◆	《・給水活動の実施》←担当課は福祉課
		3-1-3-4		◆	《・生活水の確保》←担当課は福祉課

第1部 第4章 防災上の事務又は業務の大綱

担当課・室	責任者 (担当者)	詳細記載			分掌業務(節のタイトル)	◎担当課 ◆関係課	分掌業務
		部	編	章			
学校教育課	学校教育課長	3	1	3	5	生活必需品の供給	◆ 《・救援物資の受入れ》→担当課は福祉課
		3	1	3	7	保健活動	◆ 《・メンタルヘルスケア》→担当課は町民課
		3	1	4	2	応急教育対策	◎ 《・応急教育対策
		3	1	4	2		◎ 《・学校施設の確保
		3	1	4	2		◎ 《・災害に伴う学用品の支給
		4	-	3	2	災害復興計画の立案	◆ 《・災害復興計画の立案》→担当課は総務課
		4	-	3	2		◆ 《・進捗状況の定期評価》→担当課は総務課
		4	-	3	5	町民生活の復興	◆ 《・次世代育成支援、若者定住支援》→担当課は所管課
		4	-	3	6	災害における教訓の継承・発信	◆ 《・災害における記憶・記録の保存》→担当課は総務課
		4	-	3	6		◆ 《・災害における教訓の発信》→担当課は総務課
生涯学習課	生涯学習課長	2	-	2	10	応急教育体制の整備	◎ 《・文化財の保護
		3	1	3	3	食料の供給	◆ 《・備蓄物資の供給》→担当課は福祉課
		3	1	3	3		◆ 《・食料の調達・搬送》→担当課は福祉課
		3	1	3	3		◆ 《・食料の供給》→担当課は福祉課
		3	1	3	4	飲料水等の供給	◆ 《・備蓄物資供給、飲料水の調達・搬送》→担当課は福祉課
		3	1	3	4		◆ 《・給水活動の実施》→担当課は福祉課
		3	1	3	4		◆ 《・生活用水の確保》→担当課は福祉課
		3	1	3	5	生活必需品の供給	◆ 《・救援物資の受入れ》→担当課は福祉課
		3	1	3	7	保健活動	◆ 《・メンタルヘルスケア》→担当課は町民課
		3	1	4	2	応急教育対策	◆ 《・応急教育対策》→担当課は学校教育課
		3	1	4	2		◆ 《・学校施設の確保》→担当課は学校教育課
		3	1	4	2		◆ 《・災害に伴う学用品の支給》→担当課は学校教育課
		4	-	3	2	災害復興計画の立案	◆ 《・災害復興計画の立案》→担当課は総務課
		4	-	3	2		◆ 《・進捗状況の定期評価》→担当課は総務課
		4	-	3	5	町民生活の復興	◆ 《・次世代育成支援、若者定住支援》→担当課は所管課
4	-	3	6	災害における教訓の継承・発信	◆ 《・災害における記憶・記録の保存》→担当課は総務課		
4	-	3	6		◆ 《・災害における教訓の発信》→担当課は総務課		
出納室	出納室長					◎ 《・被災者生活再建支援金の支給	
						◎ 《・災害弔慰金・見舞金の支給	
						◎ 《・生活資金等の貸付	
						◎ 《・生活資金等の貸付	
						◎ 《・被災地の視察及び慰問 (本部室との連絡)	
所管課 (各課)		2	-	1	1	まちの防災機能強化計画	◎ 《・建築物等に対する対策の促進
		2	-	1	1		◎ 《・防災空間の確保及び良好な住環境の整備
		2	-	1	11	災害危険地域指定計画	◎ 《・危険区域・箇所位置の設定
		2	-	1	11		◎ 《・危険箇所の調査
		2	-	2	5	避難収容体制の整備	◎ 《・避難誘導体制の整備
		2	-	2	12	被災者生活支援	◎ 《・被災者支援の充実
		3	1	2	2	公共施設利用者の安全対策	◎ 《・避難誘導・避難者の安全対策
		3	1	2	6		◎ 《・障害物の除去作業の検討・準備
		3	1	2	6		◎ 《・障害物の除去作業の実施
		4	-	1	1	公共施設等の災害復旧	◎ 《・公共施設等災害復旧
		4	-	1	1		◎ 《・激甚災害の指定
		4	-	1	1		◎ 《・局地激甚災害の指定
		4	-	3	3	社会基盤・都市基盤の復旧・復興	◆ 《・防災性を考慮した都市基盤整備》→担当課は建設下水道課
		4	-	3	3		◆ 《・被災施設の復元》→担当課は企画財政課
		4	-	3	3		◆ 《・市街地の復興》→担当課は地域振興課
		4	-	3	5	町民生活の復興	◎ 《・次世代育成支援、若者定住支援

第2節 防災関係機関の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱

本町の区域を管轄し、又は区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、相互に協力するよう努めなければなりません。各機関の主な事務は次のとおりです（アンダーラインは熊本県が定める指定地方行政機関、**太字**は本計画での主な呼称を示します）。

(1) 町

町は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、主体的に防災活動を実施します。次の事務又は業務にあたります。

機関名	事務又は業務
氷川町	<ul style="list-style-type: none"> ・町防災会議及び災害対策本部に関する事務 ・防災に関する施設及び組織の整備に関する事 ・消防、水防活動に関する事 ・防災思想の普及に関する事 ・防災に関する訓練の実施に関する事 ・町内の公共団体、自主防災組織の育成充実にに関する事 ・防災に必要な物資及び資材の備蓄整備に関する事 ・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事 ・災害発生の防御と被害拡大防止に関する事 ・被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関する事 ・避難行動要支援者対策に関する事 ・災害時における文教、保健衛生及び交通等の対策に関する事 ・ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関する事 ・災害復旧の実施に関する事 ・隣接市町村及び防災関係機関との相互応援協力にすること ・その他町の所掌事務についての防災対策に関する事

(2) 消防署

消防署は、消防（消火・火災予防・救急・救助）を専門に行う消防機関として、災害時には人命の救助、救急活動を中心にその職務にあたります。

機関名	事務又は業務
八代広域行政事務組合 （八代市） 氷川分署（氷川町）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する組織の整備に関する事 ・防災に関する設備及び資機材の整備に関する事 ・防災思想、知識の普及、防災訓練の実施に関する事 ・消防活動に関する事 ・被災者の救助、救急活動に関する事 ・他の消防機関等との相互応援に関する事 ・その他の所掌事務について防災対策に関する事

➤ 資料 資料- 6 防災機関の実施責任と業務大綱 P.15

第1部 第4章 防災上の事務又は業務の大綱

(3) 警察署

警察署は、地域の警察活動の拠点として、災害時には治安維持を中心にその職務にあたります。

機関名	事務又は業務
熊本県警察 八代警察署 （八代市） 氷川幹部交番（氷川町） 大野駐在所（氷川町） 鹿島駐在所（氷川町）	<ul style="list-style-type: none"> ・交通、通信等警察行政に関すること ・治安の維持に関すること ・津波予報の伝達に関すること

➤ 資料 資料- 6 防災機関の実施責任と業務大綱 P.15

(4) 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行います。

機関名	事務又は業務
熊本県 県南広域本部（八代市） （八代地域振興局） 土木部 氷川ダム管理所（八代市）	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県防災会議に関する事務 ・防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 ・災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 ・水防その他の応急処置 ・被災者に対する救助及び救護措置 ・災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 ・市町村の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整 ・その他県の所掌業務についての防災対策

➤ 資料 資料- 6 防災機関の実施責任と業務大綱 P.15

(5) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行います。

機関名	事務又は業務
海上保安庁 第十管区海上保安部（鹿児島市） <u>熊本海上保安部</u> （宇城市） 八代海上保安署（八代市）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の海上における人命・財産の救助及びその他救済を必要とする場合の救助並びに海上の治安及び警備
農林水産省 <u>九州農政局</u> （熊本市）	<ul style="list-style-type: none"> ・農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導調整並びに助成 ・農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策 ・農地の保全に係る海岸保全施設等の災害復旧対策 ・応急用食料の調達・供給対策 ・主要食料の安定供給対策
気象庁 <u>福岡管区气象台</u> （福岡市） <u>熊本地方气象台</u> （熊本市）	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること
財務省 <u>九州財務局</u> （熊本市）	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地（地方公共団体）に対する財政融資資金地方資金の融資に関すること ・災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 ・公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 ・九州財務局が所掌する国有財産の無償貸付等
厚生労働省 <u>九州厚生局</u> （福岡市） 熊本事務所（熊本市） <u>熊本労働局</u> （熊本市） 八代労働基準監督署（八代市） ハローワーク八代（八代市）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況の情報収集、通報 ・関係職員の現地派遣 ・関係機関との連携調整 ・工場及び事業所等における労働災害防止対策
林野庁 <u>九州森林管理局</u> （熊本市） 熊本南部森林管理署（人吉市） 八代森林事務所（八代市）	<ul style="list-style-type: none"> ・国有林野等の森林治水事業等及び防災管理 ・災害応急用材の需給対策

第1部 第4章 防災上の事務又は業務の大綱

機関名	事務又は業務
<p>経済産業省 <u>九州経済産業局</u>（福岡市）</p> <p><u>九州産業保安監督部</u>（福岡市）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における物資の供給及び価格の安定対策 ・被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関すること ・鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること ・火薬類、高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス及び電気施設等の保安の確保対策
<p>国土交通省 <u>九州運輸局</u>（福岡市） <u>熊本運輸支局</u>（熊本市） ※陸上交通関係 <u>熊本運輸支局三角庁舎</u>（宇城市） ※海上交通関係</p> <p><u>九州地方整備局</u>（福岡市） <u>熊本港湾・空港整備事務所</u>（熊本市） ※港湾施設関係</p> <p><u>熊本河川国道事務所</u>（熊本市） <u>八代河川国道事務所</u>（八代市） ※河川・道路関係</p> <p><u>大阪航空局</u>（大阪市） <u>阿蘇くまもと空港</u>（益城町）</p> <p><u>国土地理院</u> <u>九州地方測量部</u>（福岡市）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における陸上・水上輸送の調整及び指導 ・災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 ・災害時における関係機関と輸送荷受機関との連絡調整 ・直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること ・高潮、津波災害等の予防に関する港湾海岸計画 ・直轄河川の整備、維持、管理及び水防に関すること ・直轄国道の整備、維持、管理及び防災に関すること ・緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施 ・その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと ・遭難航空機の捜索及び救助 ・災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること ・復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること ・地殻変動の監視に関すること
<p>総務省 <u>九州総合通信局</u>（熊本市）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信体制の整備に関すること ・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること ・災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関すること ・災害時における電気通信の確保に関すること ・非常通信の統制、監理に関すること ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること

第1部 第4章 防災上の事務又は業務の大綱

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊 西部方面特科連隊第1大隊	<ul style="list-style-type: none"> ・天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集伝達及び人命又は財産の保護（人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等）
警察庁 <u>九州管区警察局</u> （福岡市）	<ul style="list-style-type: none"> ・警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事 ・広域的な交通規制の指導調整に関する事 ・災害時における他管区警察局との連携に関する事 ・管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 ・災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する事 ・災害時における警察通信の運用に関する事 ・津波予報の伝達に関する事
環境省 <u>九州地方環境事務所</u> （熊本市）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等の処理対策に関する事 ・環境監視体制の支援に関する事 ・飼育動物の保護等に係る支援に関する事
防衛省 <u>九州防衛局</u> （福岡市）	<ul style="list-style-type: none"> ・所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 ・米軍施設内通行等に関する連絡調整

➤ 資料 資料- 6 防災機関の実施責任と業務大綱 P.15

第1部 第4章 防災上の事務又は業務の大綱

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

【指定公共機関】

機関名	事務又は業務
九州旅客鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の防災対策 ・災害時における救助物資及び人員の緊急輸送対策
西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信施設の防災対策 ・災害時における非常・緊急通話の調整対策及び気象予警報の伝達
九州電力送配電株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・電力施設の保全・保安対策、電力供給の確保対策
西部ガス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の保全・保安対策、ガス供給の確保対策
日本郵政株式会社 (竜北郵便局、宮原郵便局)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における郵便業務運営の確保対策 ・災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 <ol style="list-style-type: none"> ① 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 ④ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 ・災害時における郵便局窓口業務の確保
日本赤十字社熊本県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療、助産及び死体処理の実施 ・災害援助等の奉仕者の連絡調整 ・義えん金品の募集配分
西日本高速道路株式会社九州支社 (熊本高速道路事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路施設の防災対策
日本銀行熊本支店	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における金融対策
日本放送協会熊本放送局	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予警報、災害情報等の災害広報対策
出光興産株式会社、太陽石油株式会社、コスモ石油株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における燃料の提供
日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における物資の運搬
KDDI 株式会社、株式会社ドコモCS九州、ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における通信の確保
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における物資供給の確保

【指定地方公共機関】(熊本県知事指定;災害対策基本法第2条第6号の規定に基づく指定地方公共機関の指定;令和5年1月13日告示第24号)

機関名	事務又は業務
公益社団法人熊本県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定
一般社団法人熊本県バス協会、一般社団法人熊本県タクシー協会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
熊本県土地改良事業団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・溜池及び水こう門等の整備と防災管理 ・農地及び農業用施設の被害調査および復旧
一般社団法人熊本県LPガス協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の保全、保安対策 ・災害時におけるガス供給の確保

第1部 第4章 防災上の事務又は業務の大綱

機関名	事務又は業務
株式会社熊本放送、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社、株式会社エフエム熊本、株式会社熊本日日新聞社、	・気象予警報、災害情報等の災害広報対策
公益社団法人熊本県医師会、八代郡医師会	・災害時における医療、助産等の救護
社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	・災害時における住民支援、ボランティア支援
一般社団法人熊本県歯科医師会	・災害時における歯科医療等の救護
公益社団法人熊本県薬剤師会	・災害時における薬剤師活動や医薬品供給
公益社団法人熊本県看護協会	・災害時における医療、助産等の救護
一般社団法人熊本県建設業協会	・災害時における応急対策
一般社団法人熊本県産業資源循環協会	

第1部 第4章 防災上の事務又は業務の大綱

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。また、県、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

機関名	事務又は業務
土地改良区	・農地及び農業用施設の防災対策
八代地域農業協同組合	・農作物の被害調査及び災害応急対策 ・被災農家に対する融資対策
漁業協同組合	・漁業関係被害調査及び災害応急対策 ・被災漁業者に対する融資対策
商工会	・商工業関係被害調査及び災害応急調査 ・被災者に対する融資対策
八代生活環境事務組合	・上水道事業、じん芥処理施設・し尿処理施設・火葬場の設置及び管理運営に関する事務
氷川町社会福祉協議会	
道の駅竜北	
病院等経営者	・避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容者保護 ・災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設の経営者	・避難施設の整備と避難等の訓練 ・被災時における収容者保護
金融機関	
学校法人	・避難施設の整備及び避難訓練 ・被災時における教育対策
森林組合	・林産関係の被害調査または協力 ・林産物等の災害応急対策についての指導 ・被災林産業者に対する融資、又はその斡旋等
自動車運送機関	
燃料、プロパンガス取扱業者	・安全管理の徹底 ・防災施設の整備
熊本県倉庫協会	
熊本県産業廃棄物協会	
八代食品衛生協会	
熊本県宅地建物取引業協会	
熊本県自動車整備振興会	・道路警戒作業（害時の事故車両移動）
熊本県建築士会	・応急危険度判定の実施 ・住家の被害判定調査支援
熊本県建築士事務所協会	・住家の被害判定調査支援
日本水道協会	・応急復旧工事の実施 ・給水支援
氷川町シルバー人材センター	・労働力の確保
熊本県排出油等防除協議会	・排出油等の防除活動
八代郡医師会	・応急医療、救護

第5章 本町の位置と自然条件

第1節 自然条件

(1) 位置と地勢

氷川町は、平成17年10月1日に、旧竜北町及び旧宮原町との合併により誕生しました。

熊本県のほぼ中央、熊本市から約30km南、八代地域の北部に位置し、北は宇城市、南は八代市に接しています。町の中央部を東から西へ2級河川氷川が流れ、南北に走る国道3号を境に、東部に山林、丘陵地帯、西部には「西の八郎瀧」として全国に名を馳せる不知火干拓をはじめとした平坦地帯が広がる総面積33.3平方キロメートルの町です。氷川を主流とした複数の小河川が町を流れています。

町のシンボルは右の通りで、「ひ」を活かし、幸せと平和を呼ぶ青い鳥の飛翔するイメージをデザイン化。「ひ」の右側を3本にして「ひ」と「川」を一体化し、右肩上がりになることで氷川町の町勢や町民の向上発展を表現しています。



(2) 地形・地質

氷川町は、干拓地に代表される土地特性を持っています。西側（旧竜北町側）の大部分は干拓地、東側（旧宮原町）は丘陵地となっています。

低地は町の6割を占めており、標高100m以上の丘陵地は、町の東部にわずかにしか分布していません。干拓地は非常に揺れやすい地盤と言われています。

また、地震の影響が懸念される断層帯として、布田川・日奈久断層帯が、国道3号あたりに沿って、直下に位置しています。

(3) 気候

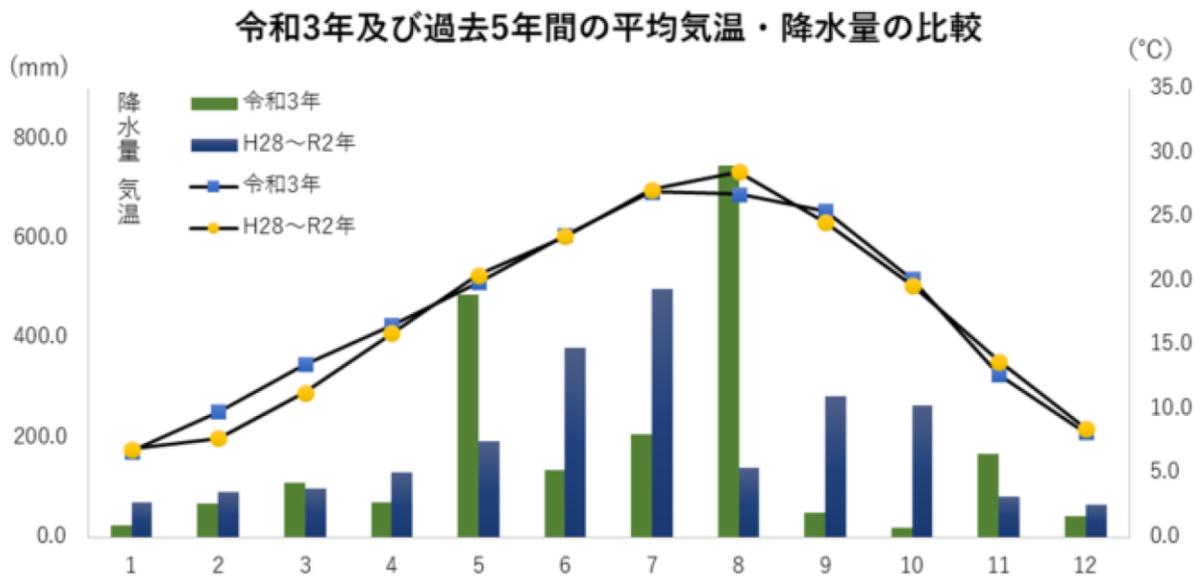
八代地域は平均気温が17℃程度と県内では温暖な地帯に属しています。熊本県は九州山地の西側にあたるため、東シナ海から入ってくる暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすいところです。八代地域の過去5年間における年間降水量の平均は、阿蘇地方、球磨地方ほどではありませんが、2,100mmに達しています。特に梅雨時期の雨は多く（6・7月の2カ月間に、年間降水量の約4割が降ります）、洪水や土砂災害の被害をもたらす原因にもなります。

また令和3年においては、5月と8月の2カ月間に、年間降水量の約6割にあたる雨が降りました。特に8月の大雨では、九州北部地方で線状降水帯による猛烈な雨や非常に激しい雨が降り続きました。

八代地域の気象

年次	降水量			気温				
	総量 (mm/年)	最大 (mm/日)	最大 (mm/時間)	平均			最高 (°C)	最低 (°C)
				平均 (°C/日)	最高 (°C/日)	最低 (°C/日)		
平成29年	2046.5	122.0	55.5	16.8	21.6	12.5	35.6	-4.0
平成30年	1961.0	106.0	32.5	17.3	22.3	12.8	37.7	-3.7
令和元年	1924.5	142.5	33.5	17.5	22.4	13.1	36.2	-1.9
令和2年	2558.0	164.0	58.0	17.4	22.5	12.9	37.3	-1.5
令和3年	2121.0	182.0	53.5	17.5	22.9	13.0	35.6	-2.7

資料/気象庁



出典：氷川町の教科書（資料編 2022）

(4) 災害要因

氷川を主流とした小河川の増水による洪水、溢水の危険があり、竜北地区では、河原、法道寺地区、八間川では、新田から網道流域、宮原地区においては、油谷川、弥勒川、島崎川、瀬戸口川、今村川が水害をもたらしています。

また、氷川町を含む八代地域の地質は、八代市と布田川（大分）とを結ぶ日奈久断層を境に、南側の外帯と北川の内帯に構造を異にしており、直下型地震による被害の可能性が指摘されてきましたが、平成28年4月14日に、この付近を震源とする熊本地震が発生し、熊本地域の未曾有の災害の引き金となりました（第6章参照）。

第2節 社会条件

(1) 人口・世帯数

令和2年の国勢調査によると、本町の人口は11,094人、世帯数は3,932世帯であり、人口の減少傾向が続いています。

(2) 土地利用の概要

令和2年の地目別面積は、田が1,394haと最も多く、田と畑を合計した農地は1,935haで町の総面積の5割以上を占めています。宅地は301haで町の総面積の1割弱となっています。

令和2年度 地目別面積					単位/ha
田	畑	宅地	山林	その他	計
1,394	541	301	311	783	3,330

出典：氷川町町勢要覧2020資料編

(3) 交通条件

町の東寄りを国道3号及び九州自動車道が南北に縦断し、宇城氷川スマート I.C. が立地しています。その他県道14号・338号も町域を南北に走り、南北方向の道路が卓越しています。鉄道では、九州新幹線が南北を縦断し町の南東にはJR鹿児島本線の有佐駅が立地しています。

第6章 災害の履歴

第1節 地震・高潮災害の履歴

(1) 平成11年台風18号による高潮災害（平成11年9月24日頃）

平成11年9月24日未明に熊本県牛深市付近に上陸した台風18号は、県内を風速30mから50mの暴風雨に巻き込みながら九州を縦断する形で北上しました。

八代海周辺では猛烈な風と大潮による満潮が重なり、高潮が発生した。氷川、鏡川、野崎海岸においても、これまでにない規模の高潮に見舞われ、家屋、農作物等に甚大な被害をもたらしました。（熊本県平成11年発生 氷川・鏡川・野崎海岸災害復旧助成事業より抜粋）

発生年	月日	警報発令	近傍観測所の連続降水量(mm)	被害状況				備考
				全壊(件)	半壊(件)	床上浸水(件)	床下浸水(件)	
1999	9/24	あり	131	6	35	104	436	老人・児童福祉施設、小中学校の一部破損

(2) 平成28年熊本地震（平成28年4月14日～）

平成28年4月14日21時26分以降に熊本県熊本地方を震央とする、震源の深さ11km、マグニチュード6.5の前震が発生し、益城町で震度7を観測しました。その28時間後の4月16日1時25分に、震源の深さ12km、マグニチュード7.3の本震が発生し、西原村と益城町で震度7を観測しました。

14日は日奈久断層帯北端部、16日は布田川断層帯の活動とされ、二つの断層帯の連動型地震とみられ、余震が断続的に続きました。益城町を中心に熊本地方一帯が未曾有の災害を受けました。氷川町においても震度5以上の地震に見舞われ、多くの被害をもたらしました。

発生年	月日	震度	発生時間帯	被害状況				備考
				全壊(件)	大規模半壊(件)	半壊(件)	一部損壊(件)	
2016	4/14	5強	21時26分頃	40	30	170	813	【前震】M6.5
	4/15	6弱	0時03分頃					M6.4
	4/16	6弱	1時25分頃					【本震】M7.3
	4/19	5弱	17時52分頃					M5.5
	4/19	5弱	20時47分頃					M5.0

合計1,053件(R3. 3. 31現在)

第2節 風水害等の履歴

(1) 台風(強風被害)(平成3年9月27日)

台風19号が上陸し竜北町でも風速40mを超える強風にさらされました。(旧竜北)町は8億7千5百万円の被害を出しました(竜北町の歩みより抜粋)。

発生年	月日	警報発令	近傍観測所の連続降水量(mm)	被害状況				備考
				全壊(件)	半壊(件)	床上浸水(件)	床下浸水(件)	
1991	9/27	不明	57	1	2	0	0	家屋一部損壊複数、旧竜北町は8億7千5百万円の被害を出した

(2) 集中豪雨(昭和46年7月21日)

7月21日～24日にかけて県中部と南部を中心に局地的な集中豪雨に見舞われ、氷川流域でも甚大な被害を受けました。竜北村での被害は家屋の一部損壊6棟、床上浸水97棟、床下浸水630棟、を数え災害救助法が適用されました(竜北町の歩みより抜粋)。

発生年	月日	警報発令	近傍観測所の連続降水量(mm)	被害状況				備考
				全壊(件)	半壊(件)	床上浸水(件)	床下浸水(件)	
1971	7/21	不明	不明	0	6	97	630	災害救助法が適用された

(3) 台風15号による被害(現象不明)(昭和40年8月6日)

8月6日上陸した台風15号は熊本県に被害を残し、死傷者48名を出しました。

竜北町でも家屋を中心に被害を受け災害救助法の適用を受けました(竜北町の歩みより抜粋)。

発生年	月日	警報発令	近傍観測所の連続降水量(mm)	被害状況				備考
				全壊(件)	半壊(件)	床上浸水(件)	床下浸水(件)	
1965	8/6	不明	不明	不明	不明	不明	不明	死傷者48名、災害救助法が適用された

- 資料 資料-7 過去の災害履歴(高潮災害) P.17
- 資料-8 過去の災害履歴(風水害) P.17

第7章 被害想定

第1節 災害の想定における基本的な考え方

(1) 災害の想定における基本的な考え方

①地震・津波災害の想定における基本的な考え方

東日本大震災では、通信途絶、指定避難所・津波緊急避難場所の浸水被害、津波等による道路網の寸断等の従来の想定を超える広域かつ甚大な被害に見舞われました。

本町の近傍においては、日奈久断層などの活断層の存在が確認されており、直下型地震が発生する可能性があります。また、今後30年以内の発生確率が非常に高いとされる南海トラフの地震への備えが急務となっています。このため、直下型地震や海溝型地震を考慮に入れた被害想定とその想定結果を基にした計画の策定の重要性が高まっています。

本計画における地震・津波災害の想定は、熊本県による「熊本県津波浸水想定」（平成25年3月）、「熊本県地震被害想定」（平成26年10月）の結果を使用したものです。想定は、「東海・東南海・南海3連動地震」、「南海トラフ巨大地震」による被害を想定するものであり、対象とする被害想定項目は、地震規模、最大津波高、想定浸水区域、建物被害、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活への影響、災害廃棄物等です。

➤ 資料 資料-9 氷川町 揺れやすさマップ P.18

➤ 資料 資料-10 氷川町 建物倒壊率マップ P.19

(参考) 氷川町 地震防災マップ 保存版 (平成25年3月作成) リーフレット

(参考) 氷川町建築物耐震改修促進計画 (平成29年6月作成) 包み製本(青)

②風水害の想定における基本的な考え方

紀伊半島大水害では、防災行政無線が浸水により使用できず住民への情報伝達ができなかったことや指定避難所の浸水被害の発生、土砂崩れ、橋梁の流出等による道路網の寸断等の被害に見舞われました。

近年では、地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、紀伊半島大水害のような集中豪雨等による被害が全国各地で多発しています。このため、想定を超えるはん濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性があります。

本計画における風水害の想定は、水防法や土砂災害防止法に基づき、熊本県による浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等を使用するものとします。

(参考) 氷川町 総合防災マップ WEB版

(参考) 保存版 防災ハンドブック 熊本県 リーフレット

第2節 地震・津波による被害想定

(1) 県内で過去に大きな被害を及ぼした地震・津波

過去県内において大きな被害を及ぼした地震・津波は、古い記録を含むといくつか列挙されますが、氷川町域にはこれらの地震による大きな被害の記録はありません。とはいえ、いつ何時地震に見舞われるかはわかっていません。

県内に影響を及ぼした代表的な地震は以下のとおりです。

西暦(和暦)	地域	M	主な被害
1769年8月29日 (明和6年)	日向・豊後・肥後	7 3/4	熊本領内でも被害が多く、宇和島で強く感じた。津波があった。
1792年5月21日 (寛政4年)	雲仙岳	M6.4	島原半島眉山の崩壊による津波が発生。対岸の肥後でも被害が多く、津波による死者は全体で約15,000、潰家12,000。島原大変肥後迷惑で知られる。
1889年7月28日 (明治22年)	熊本	6.3	熊本市付近で被害大。死者20・負傷52、家屋全壊228・半潰138、地裂880、堤防崩壊45、橋梁壊落22・破損37、道路損壊133。
1975年1月23日 (昭和50年)	阿蘇山北縁	6.1	一の宮町三野地区に被害集中。負傷10、道路損壊12、山(崖)崩れ15。
2016年4月14日 4月16日 (平成28年)	熊本地方	6.5 7.3	益城町付近で被害甚大。熊本市、宇土市、宇城市等被害大。その被害は甚大なものであり、死者273人、重軽傷者2,739人、住家被害は全壊8,657棟、半壊34,489棟、被害額は約3.8兆円にのぼる。 (令和4年4月13日時点)

M(マグニチュード)

(2) 氷川町に大きな被害を及ぼす可能性のある断層とその被害

九州地方では多くの活断層が確認されています。氷川町には今後30年の間に大規模地震が発生する可能性が高いグループに属している布田川・日奈久断層帯が町の直下に縦断しています。

熊本県では、布田川・日奈久断層を震源とした場合、地震は以下の規模が想定されています。

震源となる断層	布田川・日奈久断層
断層の規模	マグニチュード7.6
町内最小震度	震度6
町内最大震度	震度7

その被害の一つとして、氷川町では地震による建物倒壊度のシミュレーションを行っています。これによると、ほとんどの建物が倒壊率30%前後で被害を受ける、とされています。

すなわち、地震・津波の可能性はゼロではないことから、身を守る備えは重要になります。

- 資料 資料-9 氷川町 揺れやすさマップ P.18
- 資料 資料-10 氷川町 建物倒壊率マップ P.19

第3節 風水害による被害想定

(1) 洪水

近年、全国各地で大雨や短時間強雨の発生頻度が増加し、豪雨の局地化・激甚化している背景をうけて、平成27年5月に水防法（昭和24年法律第193号）が改正されました。

本改正により、熊本県では洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより水害による被害の軽減を図るため、前提となる降雨を従来の「計画規模の降雨」から「想定し得る最大規模の降雨（計画規模を上回るもの）」に変更し、令和2年3月をもって県内全ての水位周知河川（67河川）を対象に洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を公表しました。

本町に係る河川は、以下のとおりです。

河川名と対象岸		実施区間	予想される危険と準備している対策
氷川	両岸	河俣川合流点から海まで	堤防高不足（積土のう工）
八間川	右岸	高塚字一町田 1534 番地先の国道3号から網道字五七番割 854 番 10 地先の県道八代不知火線まで	堤防高不足（積土のう工）
	左岸	大野字中ノ間 890 番 2 地先の国道3号から網道字五七番割 867 番 4 地先の県道八代不知火線まで	堤防高不足（積土のう工）
砂川	右岸	稲川合流点から海まで	堤防高不足（積土のう工）
大鞆川	両岸	早尾字小柳 237 番 1 地先国道3号の県管理区間上流端から海まで	堤防高不足（積土のう工）

（参考） 氷川町 総合防災マップ WEB版

(2) 高潮

近年、想定を超える浸水被害が発生していることから、平成27年5月に水防法が改正され、地域の災害リスクの周知や高潮時の円滑な避難を確保するため「想定しうる最大規模の高潮による浸水区域」の公表が制度化されました。

熊本県は、平成11年の台風18号による不知火高潮災害を契機に県内全沿岸の浸水想定区域図を平成20年度に公表しましたが、水防法の改正をうけ、令和3年11月に500年から数千年に一度程度で発生する「想定しうる最大規模の高潮による浸水区域図」を公表しました。

（参考） 氷川町 総合防災マップ WEB版

第4節 土砂災害による被害想定

土石流の危険のある場所や急傾斜地で崩壊の危険があるとされている場所として、熊本県の指定を受けている土砂災害警戒区域が113箇所あります。

種 類	警戒区域数	うち特別警戒区域数
土石流	23	17
急傾斜地の崩壊	90	88
地すべり	—	—

また、山地災害危険地区として林野庁から1箇所の指定があります。その大小に関わらず、こういった危険の可能性を意識しておき、備えておくことが大切です。

- 資料 資料- 13 土砂災害警戒区域等の指定状況 P. 22
 - 資料 資料- 14 山地災害危険地区 P. 26
- (参考) 氷川町 総合防災マップ WEB版

第2部 災害予防

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 まちの防災機能強化計画

風水害・地震・大規模火災等に強い氷川町を形成するために、建築物等に対する対策、土木施設に対する対策、公園・街路など防災空間の確保、良好な住環境整備などを実施し、実効性のあるまちの防災機能の強化を図ります。

また、施設等が被災した場合に備え過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて関係機関と情報共有を図ります。

対策名	担当課	関係機関等
1. 町民の防災力の向上	総務課	
<p>町民は、「自らの身の安全は自ら守る」という意識を徹底し、地域の災害リスクととるべき避難行動等への理解を深めるとともに、家庭における最低3日分（推奨1週間）の食料・飲料水の備蓄等、家庭で準備できる予防・安全対策に努めます。</p> <p>町は、ハザードマップの作成・周知及び「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及を図るとともに、地区防災計画の作成等による住民主体の取り組みを支援・強化し、防災に関する意識高揚に努めます。</p> <p>また、自助・共助の取り組みが適切かつ継続的に実施されるよう防災士や水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや率先して自ら避難することで他の住民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図ります。</p> <p>※「マイタイムライン（防災行動計画）」とは、大雨や台風などの災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめるものです。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 建築物等に対する対策の促進	所管課	
<p>災害に対する公共建築物、民間建築物、文化財等の建築物の安全性を高めることにより、災害時の被害拡大を防止します。また、防災活動の拠点となりうる建築物等の耐震性の強化等を推進し、災害対策の促進を図ります。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 道路・橋梁に対する対策の促進	建設下水道課	熊本河川国道事務所 八代地域振興局土木部維持管理課
<p>道路・橋梁は震災時の避難、救援・救護、消防活動等の動脈となり、火災の延焼を防止するオープンスペースとしても多様な機能を有します。このため、防災効果の高い道路の整備及び橋梁の耐震性の向上等を図ります。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 防災空間の確保及び良好な住環境の整備	所管課	
<p>災害（水害・震災）時の住民の安全を確保するため、避難場所・避難路の機能を有する公園・街路等の整備を行い、市街地再開発、区画整理等により、都市における防災空間の確保を図ります。また、公園や歩行者道路のネットワーク化、道路の沿道緑化、水空間の創出など災害時にも強い住環境を形成します。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
5. ライフラインの強靱化や多重性（リダンダンシー）の確保	建設下水道課	
<p>水道事業者及び水道水供給事業者は、「送水管・配水本管等については伸縮性や可とう性、離脱防止機能などの耐震性を有する管へ布設替え」、「配水タンク等の池状構造物については必要に応じて緊急遮断弁の設置や構造物の耐震性の確保」に努めます。</p> <p>※水道用の池状構造物とは、沈砂池、着水井、沈澱池、ろ過池、配水池など、その内部に水を貯えることが</p>		

第2部 第1章 災害に強いまちづくり

できる池状の構造物を指します。		
対策名	担当課	関係機関等
6. 被害対象を減少させるための対策	建設下水道課、総務課	八代地域振興局
<p>町は、防災まちづくりの方向性を検討するために必要なハザード情報を整理し、地域ごとに水災害リスクの評価を行うとともに、リスクが大きい地域については県と連携し、土砂災害特別警戒区域の指定等の当該リスクを軽減又は回避する対策を検討します。</p> <p>また、土砂災害特別警戒区域からの移転の促進を図り、がけ地近接等危険住宅移転事業を推進します。</p>		

第2節 治水防災計画（風水害予防計画の一部）

災害による治水施設における被害を予防し、被害が生じた場合であってもその拡大を最小限にとどめるとともに、二次災害を防止するため、必要な事業及び施設の整備に努めます。

また、気候変動による水害リスクの増大に備え、流域のあらゆる関係者（国、県、町、企業、住民等）が協働し、八代圏域二級水系流域治水プロジェクトによる事前防災対策等、流域治水の取り組みを推進します。

対策名	担当課	関係機関等
1. 治水・排水路対策	建設下水道課、農地課	八代地域振興局 土地改良区
雨水の流出状況や土砂の水流への流出状況、町内の河川・排水路の実態を把握し、円滑な排水を行うべく、災害発生の危険が予想されるものについては改修事業の実施（河川の掘削、護岸等改修整備、砂防事業の促進等）に努めます。また、県管理河川については県に改修の要望を行い、河川の決壊又は氾濫の防止に努めます。		
> 資料 資料- 15 排水施設の一覧 P. 29 > 資料 資料- 16 水門・鉄扉の一覧 P. 30		
対策名	担当課	関係機関等
2. ソフト対策	建設下水道課、総務課	八代地域振興局
町内の治水施設・関連施設の状況を調査し台帳として整備を行い、老朽化度合い、危険度等に応じて改修計画を立てるとともに、これまでのハード整備と併せ、想定最大規模に対応したハザードマップ等の周知、マイ・タイムラインの作成支援、自主防災組織の活動促進や地域防災リーダーの育成及び避難情報の迅速な伝達や洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練実施の支援による避難体制づくり等、ソフト対策の推進を図ります。		
> 資料 資料- 17 重要水防区間 P. 32		
対策名	担当課	関係機関等
3. 下水道の整備	建設下水道課	八代地域振興局
風水害時に被害の拡大を防ぐよう下水道の維持、点検に努めます。また、下水道の整備済み及び整備中の地区以外においても浸水等の被害が生じる地域があるため、調査や検討を行い、浸水対策に努めます。		
> 資料 資料- 18 下水道整備状況 P. 35		
対策名	担当課	関係機関等
4. 内水氾濫対策	建設下水道課、総務課	八代地域振興局
公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、これを把握・管理できる設備や体制の整備を進めます。また、当該排水施設等については、想定最大規模降雨により雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、町民へ周知します。		

第3節 海岸防災計画（高潮災害予防計画）

災害による海岸施設における被害を予防し、被害が生じた場合であってもその拡大を最小限にとどめるとともに、二次災害を防止するため、必要な事業及び施設の整備に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 海岸保全施設の整備	建設下水道課、農地課、農業振興課	熊本港湾事務所、八代地域振興局
町域内の海岸保全施設において災害発生の危険性が予想されるものについて、高潮や津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、整備促進に努めるよう国や県に要望します。		
対策名	担当課	関係機関等
2. 潮位監視体制の整備	建設下水道課	熊本港湾事務所
台風の接近、風速、風向の変化、満潮の時間帯等、高潮発生の要因が重なってきた場合、潮位の異常な上昇を早期に発見するため、予め監視場所の設定、担当者の選任等、安全を考慮した潮位監視体制の整備に努めます。		
➤ 資料 資料- 19 潮位観測体制（潮位計設置個所（熊本県内）） P. 36		
対策名	担当課	関係機関等
3. 後背地対策	建設下水道課	熊本港湾事務所
ハザードマップの作成、危険区域の設定等の手段により、高潮被害が少なくなるような形態での安全な土地利用へ誘導します。		
高潮来襲時の拠点となるような庁舎、学校、病院等の施設について、安全な位置に設置するとともに、既存施設での危険性の高い地域に立地する施設は、耐浪化等十分な対策を施すこととします。		
➤ 資料 資料- 11 高潮ハザードマップ P. 20		
対策名	担当課	関係機関等
4. 浸水予防対策	建設下水道課	八代地域振興局
集中豪雨、高潮及び異常潮位等による低地帯の浸水災害を防止するため、排水路等の整備や排水能力の向上を図るとともに、津波や高潮による災害防止のための防潮堤整備、水門・鉄扉等の点検整備に努めます。		
➤ 資料 資料- 15 排水施設の一覧 P. 29		
➤ 資料 資料- 16 水門・鉄扉の一覧 P. 30		

第4節 土砂災害等予防計画

地すべり・土石流・がけ崩れ等の土砂災害等予防対策を国や県に要望するとともに、地域住民の警戒避難体制の確立に努めます。なお、消防団員との事前確認(パトロール)の実施等についても事前に調整しておくこととします。

対策名	担当課	関係機関等
1. 地すべり防止対策	建設下水道課	八代地域振興局
<p>地すべり防止法(昭和33年法律第30号)に基づき、県に対して地すべり対策事業の促進を要望します。地すべり防止地域については、地区指定を受け防止対策を推進します。</p> <p>また、梅雨期・大雨期には、雨水の排水に努めるとともに、常時巡回を行い、地勢の変化や湧水に異常が発見された場合は、警戒体制を整え、地域住民に対する危険性の周知徹底と防災知識の普及、集中豪雨等に対する警戒避難体制の確立を図ります。</p> <p>➤ 資料 資料-13 土砂災害警戒区域等の指定状況 P.22</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. がけ崩れ・土石流対策	建設下水道課	八代地域振興局
<p>砂防法(明治30年法律第29号)に基づき、県に対して荒廃の著しい溪流等に関して順次防災工事の促進を図るよう要望します。また、地域住民に対する危険性の周知徹底と防災知識の普及、集中豪雨等に対する警戒避難体制の確立を図ります。</p> <p>がけ崩れ及び土石流危険区域については、常時、監視員をパトロールさせるとともに、梅雨期・台風期には消防団員を中心に特別パトロールを実施します。</p> <p>➤ 資料 資料-13 土砂災害警戒区域等の指定状況 P.22</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 急傾斜地崩壊防止対策	建設下水道課	八代地域振興局
<p>急傾斜地崩壊危険区域の警戒・避難体制を整備し、危険区域の警戒巡視、地域住民への広報、避難情報等の対応を行います。</p> <p>➤ 資料 資料-13 土砂災害警戒区域等の指定状況 P.22</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 土砂災害警戒区域等における対策	建設下水道課、総務課	八代地域振興局
<p>土砂災害防止法(平成12年法律第57号)に基づき、県は区域指定及び土砂災害防止対策に必要な調査を実施します。土砂災害警戒区域等に指定された場合は、県による指定区域内の建築規制や、ハザードマップの作成による地域住民に対する危険性の周知徹底を行うとともに、警戒区域ごとに必要な事項を定め、集中豪雨等における土砂災害に対する警戒避難体制の確立を図ります。土砂災害警戒情報の位置づけ、一般への周知にも努めます。</p> <p>➤ 資料 資料-13 土砂災害警戒区域等の指定状況 P.22</p>		
対策名	担当課	関係機関等
5. 山地防災対策	農業振興課	八代地域振興局
<p>集落に近接した山地の災害防止、荒廃山地の修復促進等の実施を積極的に県に要望します。</p> <p>➤ 資料 資料-14 崩壊土砂流出危険地区 P.26</p>		
対策名	担当課	関係機関等
6. 孤立化等防止対策	総務課	八代地域振興局
<p>土砂災害等により交通網が遮断され孤立するおそれのある地域では、地域住民に対し、危険性の周知徹底と防災知識の普及を図るとともに、防災行政無線等による通信の代替性を確保することにより連絡体制の確保に努めます。</p>		

第2部 第1章 災害に強いまちづくり

対策名	担当課	関係機関等
7. ため池防災対策	農地課、総務課	八代地域振興局
地震による破損等で決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、優先的にハザードマップの作成・周知、耐震化を推進し、利用されていないため池については廃止の検討を行います。		

第5節 建造物等災害予防計画

災害による建物崩壊、屋根瓦飛散等の二次災害予防や、宅地造成工事、危険な既成宅地のがけくずれ、土砂の流出、擁壁の倒壊、調整池の堤防決壊等の災害を未然に防止するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）や消防法（昭和23年法律第186号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可制度や宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）により、安全かつ良好な宅地の確保に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 防災対策の推進	総務課	八代広域行政事務組合
<p>建築物の新築や増設に際しては、建築確認申請を通じて建築基準法や消防法等によって必要な防災対策を講じます。木造老朽建築物が密集し、大規模な火災発生の恐れがある地区については、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）等を活用した建築物の不燃化や耐震化に向けた啓発を行います。</p> <p>また、住宅用火災警報器の設置を促進し、住宅防火対策の推進に努めます。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 既存建築物の防災対策	建設下水道課	
<p>耐震改修促進計画及び同実施計画に基づき、耐震診断、改修の促進を図ります。</p> <p>建築士を対象とした耐震診断講習会の開催や専門の協会等と連携した啓発活動に努めます。</p> <p>既存の特殊建築物等については、定期報告制度や防災査察等によって建築物の防災維持に努めます。</p> <p>建築物の外壁や広告板等の落下による人的被害を未然に防止するため、落下物対策を推進します。</p>		

第6節 上水道施設災害予防計画

災害による上水道・簡易水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、施設の整備・増強を推進するとともに、応急復旧用資材の備蓄及び応急復旧体制の整備を図ります。また、被災時に水の供給が寸断された場合の早期復旧に備えて、供給計画にも取り組みます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 施設等の整備及び重要施設の耐震性の強化	町民課	八代生活環境事務組合
水質の保持及び水源の確保のため、上水道・簡易水道施設の整備充実を図ります。また、災害による断水・減水を防止するため、重要施設の耐震性の強化を図ります。 > 資料 資料- 20 上水道施設配置図 P.37 > 資料 資料- 21 上下水道施設配置一覧 P.38		
対策名	担当課	関係機関等
2. 維持管理体制の強化	町民課	八代生活環境事務組合
被害を最小限にとどめ、早期に復旧できるよう施設の巡視点検、台帳整備、機器の診断等日常点検の強化に努めます。		
対策名	担当課	関係機関等
3. 応急復旧用資機材の整備	町民課	八代生活環境事務組合
災害時を想定し、応急復旧資機材の整備・備蓄を推進するとともに、各水道事業者間の連携強化を推進します。 > 資料 資料- 22 給水用器具等の保有状況 P.38		
対策名	担当課	関係機関等
4. 給水体制の強化	町民課	八代生活環境事務組合
災害時には、県、日本水道協会熊本県支部及び九州地方支部と連携し、水道施設が被災した場合の給水体制を確立します。また、緊急用水の確保、簡易ろ過装置や耐震性貯水槽の整備や円滑な給水活動を行うための資機材の備蓄に努めます。 > 資料 資料- 22 給水用器具等の保有状況 P.38		
対策名	担当課	関係機関等
5. 応急復旧体制の整備	町民課	八代生活環境事務組合
災害によって被災した水道施設の復旧を図るため、必要な体制・復旧マニュアルの作成を行います。		
対策名	担当課	関係機関等
6. 研修会や防災訓練の実施	町民課	八代生活環境事務組合
災害発生時に的確な応急対策が講じられるよう、職員に対し、防災体制、応急復旧措置等に関する研修会や訓練を実施します。		

第7節 火災予防計画（消防体制の整備）

火災・爆発又は地震・津波及び風水害その他の異常な自然現象等による災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において、これらの災害を予防し、警戒し、鎮圧するとともに、被害の軽減を図り、町民の生命、身体、財産を保護します。なお、消防団員との事前確認(パトロール)の実施等についても事前に調整しておくこととします。

対策名	担当課	関係機関等
1. 消防力の強化	総務課	氷川町消防団 八代広域行政事務組合
<p>「消防力の整備指針」に基づく防災拠点・建築物や消防車両等の消防施設・設備（消火設備、警報設備、避難設備など）の整備促進を行います。</p> <p>「消防水利の基準(消防法)」に基づき消防水利の定期的検査を行います。消火栓や防火水槽等の消防水利の状況把握、整備維持管理を行います。</p> <p>「消防団の装備の基準」に基づく、平時からの維持管理・整備点検を行うとともに、消防団の消防用機械器具の充実強化を図ります。</p> <p>消防団組織の整備と消防体制、自主防災組織等の消防組織の育成、企業体における自衛消防体制の整備の強化を図ります。</p> <p>上記については必要に応じて各地区の地区防災計画に記載して、地区住民との共有を図ります。</p> <p>➤ 資料 資料- 23 火災危険箇所 P. 39</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 火災予防対策	総務課	氷川町消防団 八代広域行政事務組合
<p>災害時に予想される出火危険を排除するために、以下を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八代広域行政事務組合が実施する火災予防査察の推進強化 ・防火管理者制度の推進、・一般家庭に対する指導、・LP ガスの放出防止器具等の普及 ・安全装置付き火気使用設備器具及び電気の自動遮断装置 ・林野火災発生の多発期を重点とした山林の巡視 <p>➤ 資料 資料- 24 火災予防査察内容（消防法第4条及び第16条の5に規定） P. 39</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 火災予防運動の展開	総務課	氷川町消防団 八代広域行政事務組合
<p>火災予防運動を春、秋及び必要に応じて実施します。広報誌及び報道機関等により防火思想の普及を図ります。時宜に応じて、講習会、講演会、巡回等による一般啓発活動を行います。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 消防相互応援体制の強化	総務課	氷川町消防団 八代広域行政事務組合
<p>大規模又は特殊災害時等における消防活動に万全を期するため、隣接市町等と消防に関する協定に基づき、相互応援体制の強化を図ります。</p> <p>➤ 資料 協定- 1 締結協定一覧 P. 199</p>		
対策名	担当課	関係機関等
5. 特殊建物火災予防の指導	総務課	氷川町消防団 八代広域行政事務組合
<p>集会所、多人数が勤務する場所、木造大建築物等に対しては、建物内部の侵入経路、人命救助の方法、消火方法等について予め万全の対策を講じるよう指導します。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
6. 耐震耐火構造の推進	総務課	氷川町消防団 八代広域行政事務組合
<p>火災による建築物の消失は、大部分が木造にあることに起因しているため、特に密集地域において消防力の強化整備と相まって建築物の不燃化及び耐震化を促進しなければ災害予防は期待できません。</p> <p>したがって、老朽住宅等の建て替えに際しては、不燃組立住宅等、防火建築物の建設を推進します。また、公共物の新築にあたっては、耐震耐火建築を建設するようにします。</p>		

第8節 林野火災予防計画

林野火災による災害の予防、すなわち、山火事防止のために、必要な警戒措置、対策及び施設の整備について、以下を定めています。

対策名	担当課	関係機関等
1. 警戒伝達の徹底	総務課	八代広域行政事務組合 八代地域振興局林務課、氷川町消防団
町は八代広域行政事務組合と連絡を密にし、火災気象通報を傍受したときは、消防団に連絡するとともに、広報車、放送施設等の確実な伝達方法により、地域住民への周知を図ります。		
対策名	担当課	関係機関等
2. 火入れ指導の徹底	総務課	八代広域行政事務組合 八代地域振興局林務課、氷川町消防団
町は、火入れにあたっては森林法（昭和26年法律第249号）第21条を厳守させるとともに、気象の状況が火災の予防上危険な状態にあるときは、火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図ります。		
対策名	担当課	関係機関等
3. 巡視、監視の強化	総務課	八代広域行政事務組合 八代地域振興局林務課、氷川町消防団
町は、八代広域行政事務組合の協力を得て気象状況が火災予防上危険であると認めるとき及び山火事の多発期間中（1～3月）、彼岸、行楽シーズン等、山林へ多数の人が出入りする時期には、山林の巡視及び監視を強化し、火災防止上の危険な行為の排除及び火災の早期発見に努めます。		
対策名	担当課	関係機関等
4. 森林の防火管理の徹底	総務課	八代広域行政事務組合 八代地域振興局林務課、氷川町消防団
町は、森林所有者に対し、防火帯、防火道、防火用水等の設置整備を指導します。		
対策名	担当課	関係機関等
5. 山火事防止に関する啓発 広報	総務課	八代広域行政事務組合 八代地域振興局林務課、氷川町消防団
山火事防止について、随時一般の注意喚起に努め、毎年火災の多発する3月を「山火事防止運動月間」と定めて啓発広報を行います。 ・広報車による巡回広報、アドバルーン、立て看板等による広報を実施します。 ・教育機関における防火思想の徹底、標語募集等による防火思想の啓発を実施します。		

第9節 危険物等災害予防計画

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射能等に起因する爆発・火災等の災害の未然防止及び拡大の防止に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 危険物災害予防対策 (危険物貯蔵所等の予防措置)	総務課	熊本県 消防保安課 八代広域行政事務組合
<p>消防法に規定する危険物を取り扱う施設の立入検査を実施し、適切な指導を行います。また、危険物の取り扱いに従事する者に対する保安教育・訓練の指導、自衛消防組織の強化促進を図ります。必要な対策及び施設の整備について、以下を計画します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物貯蔵所等の予防査察は、年に2回以上行い、消防設備の維持管理及び変更等の届出を励行させます。 ・実務に携わる危険物取扱主任者については、県主管課、危険物協会等と共催して再教育を実施し法令の順守及び資質の向上を図ります。 ・少量危険物は、八代広域行政事務組合火災予防条例（昭和51年条例第25号）により、技術上の基準が規定され、また届け出の義務があります。これらには届け出の励行を図るとともに、危険物取扱の免状を取得するように積極的に指導します。 ・プロパンガスは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）により、経済産業省及び熊本県の所管とされていますが、一般家庭における普及と消費の増大は著しいものがあり、事故の発生も予想されるため、<u>一般家庭及び販売店のプロパンガスを重点とした防火点検を実施します。</u> 		

第10節 港湾・海上災害予防計画

台風、高潮その他異常気象における在港船舶等の災害及び海難等に起因する危険物積載船舶等の爆発、火災、石油等の流出による港湾災害を未然に防止するため、防災関係機関等と連携して取り組みます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 関係機関の協力体制	総務課	海上保安庁八代海上保安署 熊本港湾・空港整備事務所
<p>港湾・海上における災害に備え、町及び海上保安庁八代海上保安署は、緊急時に各機関が協力できるよう資機材及びその数量を予め把握しておくとともに、各関係機関との緊密な協力体制を樹立します。</p> <p>また、各関係機関は、防災資機材の備蓄整備に努めるとともに、海上係留物や陸上の木材、危険物ドラム缶、貨物等の流出を防止するための予防措置をとります。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 災害防止の指導啓発	総務課	海上保安庁八代海上保安署 熊本港湾・空港整備事務所
<p>各関係機関は船舶等関係者及び一般に対して、安全運航、危険物取り扱いに関する心得等について注意喚起するとともに、各種海難防止運動を通じ、これら予防知識の普及徹底を図ります。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 海上防災の研修及び訓練	総務課	海上保安庁八代海上保安署 熊本港湾・空港整備事務所
<p>各関係機関は沿岸住民の生命、財産及び生活権等に多大の災害を及ぼす恐れのある海上災害を想定し、防災上の責務の認識、防災技術の習得、相互協力の実効等を目的とした防災教育及び防災訓練を実施します。</p>		

第11節 災害危険地域指定計画

災害が予想される区域・箇所の把握及び指定を行い、事前指導又は措置を講じることで災害の発生を未然に防止するとともに、災害発生時における被害を最小限にし、災害応急策を速やかに実施することができるよう定めておく計画です。

対策名	担当課	関係機関等
1. 危険区域・箇所の位置の設定	所管課	八代地域振興局工務課、維持管理課
<p>災害が予想される区域・箇所について、予めその位置の見取り図や一覧を資料編に定めるとともに、調査担当課に備えつけておくものとします。</p> <p>また、建築基準法第39条の規定に基づき、町の条例で定める災害危険区域にも留意します。</p> <p>➤ 資料 資料-17 重要水防区間 P.32 資料-13 土砂災害警戒区域等の指定状況 P.22 資料-23 火災危険箇所 P.39 など</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 危険箇所の調査	所管課	自主防災組織、氷川町消防団
<p>1) 事前措置の対象となる設備又は物件の事前調査</p> <p>町は、災害の発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置について指示すべき箇所を事前に調査し、的確な指示ができるよう実情を把握しておくものとします。なお、事前調査の時期及び方法は次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の期日は、毎年3月から4月下旬までの間、各所管部課が消防団の協力を得て行う。 ・ただし、措置状況の調査は必要に応じて随時行います。 <p>2) 設備、物件の管理者等への予警告方法</p> <p>1)の調査による設備、物件などの除去又は措置を行う必要があると認められる場合は、災害対策基本法第59条の規定に基づき、これらの所有者又は管理者に対して文書により、予告又は警告等を事前に指導するものとします。</p>		

第12節 観測施設等整備計画

地震・津波、風水害等による災害の未然防止及び軽減を図るため、地震・津波及び降雨等に関する迅速な伝達と的確な把握に必要な観測施設及び観測点を整備し、維持運営に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 風水害等の観測体制の整備	建設下水道課	気象庁、県危機管理防災課、県砂防課、 県河川課、氷川町消防団
災害発生を未然に防止又は被害の軽減を図るため、雨量、河川水位、風速等の観測及び伝達体制の整備に努めます。		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資料 資料- 25 雨量計設置箇所 P. 40 資料- 26 水位現地観測地点 P. 41 資料- 27 水位観測所の基準水位 P. 41 資料- 28 風速計設置箇所 P. 42 		
対策名	担当課	関係機関等
2. 潮位の観測体制の整備	総務課	国土地理院、気象庁
国土地理院や気象庁等は、潮位計により潮位の実況を観測するとともに、県や町は直接潮位の状況を確認に行くことによる危険性を回避するため、沿岸部への監視カメラなどの整備に努めます。		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資料 資料- 19 潮位観測体制（潮位計設置箇所（熊本県内）） P. 36 		
対策名	担当課	関係機関等
3. 地震動の観測体制の整備	総務課	気象庁、県危機管理防災課 氷川町消防団
気象庁や県は、地震により発生した地震動を計測し、伝達ができるよう地震計を設置しており、町内の地震動を迅速かつ正確に把握することができるよう整備、点検に努めます。		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資料 資料- 29 震度計設置箇所 P. 42 		
対策名	担当課	関係機関等
4. 緊急地震速報装置の整備	総務課	気象庁
地震動をいち早く察知し伝達するため、防災行政無線及び町が保有する施設に緊急地震速報の受信装置を整備するとともに、定期的に訓練等を実施するよう努めます。		

第13節 公衆電気通信施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社）

災害時における重要通信の確保を図るため、公衆電気通信施設の管理運営企業との連携を図りながら、システムの信頼性向上、最低限の通信確保、早期体制の整備を推進します。

対策名	担当課	関係機関等
1. 関係機関との連携	総務課	西日本電信電話株式会社
<p>公衆電気通信施設事業者が行う下記の対策について、町～事業者間の連携体制を確保し、災害時に事業者が迅速な活動を行うことができますようにします。</p> <p>(西日本電信電話株式会社)</p> <p>1) 通信施設の整備：主要な電気通信設備及び設置する施設自体の耐水、耐震、耐火性を高め、信頼性の高い通信設備を構築します。また、主要な伝送路ループ化、予備電源確保等の対策を進めます。</p> <p>2) 通信回線施設の機能の確保：災害時の通信手段の確保のため、通信ケーブルの地中化を促進します。また、衛星携帯電話機及び衛星通信機器等の移動無線回線を活用して緊急情報連絡用の回線の設定に努め、これらの無線回線を活用したバックアップ対策の推進を図ります。</p> <p>3) 災害対策用機器及び車両の配備：災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、予め保管場所及び数量を指定して、必要な機器、機材及び車両（災害復旧用無線電話機、非常用移動電話局装置、応急ケーブル）等を配備します。</p> <p>4) 災害時措置計画：災害時等において、通信不能地域をなくし、かつ重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成し、現行化を図ります。</p> <p>5) 災害時優先電話の設定：防災関係機関等への非常・緊急通報については、発信規制対象外で使用できるよう災害時優先電話とします。</p> <p>6) 災害対策用資機材及び物資の備蓄と輸送計画：災害応急対策及び災害復旧を実施するため、緊急に必要と認められる資材及び物資について品名及び数量を定め、保管場所を指定し、備蓄しておきます。また、輸送を円滑に行うため、予め輸送ルート、車両の種類、数量等の輸送計画を定めておきます。</p> <p>7) 防災に関する訓練及び総合防災訓練への参加：災害の発生又は発生のおそれがある場合において、従業員が迅速かつ的確な防災業務を遂行するため、社内において防災に関する教育及び防災訓練を実施します。また、町が行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力します。</p>		

第14節 電力施設災害予防計画（九州電力送配電株式会社）

電力施設の災害を防止し、又発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 関係機関との連携	総務課	九州電力送配電株式会社
<p>電力施設事業者が行う下記の対策について、町～事業者間の連携体制を確保し、災害時に事業者が迅速な活動を行うことができるようにします。</p> <p>(九州電力)</p> <p>1) 電力設備の災害予防措置：各施設・設備について、風水害、塩害、地震動、液状化等のあらゆる災害に対する予防対策を行います。</p> <p>2) 施設及び設備の整備：被害を未然に防ぐための観測、予報施設及び設備の強化、被害が発生した際の早期拡大防止のための消防施設・設備等の整備を図ります。</p> <p>3) 資機材等の確保及び整備：災害に備え、災害対策用資機材を確保し、定期的に整備、点検を行います。また、衣料品等の生活必需品も備蓄しておきます。</p> <p>4) 広報活動：町民に対して、電気事故等を未然に防ぐため、日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等の配付及びソーシャルネットワークワーキング・サービス（SNS）配信等を活用した広報活動を行います。</p> <p>5) 社外機関との協調：</p> <p>(1) 防災関係機関との協調 自治体及び防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連携体制を整備します。</p> <p>(2) 他電力会社等との協調 他電力会社、電源開発株式会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備します。</p> <p>6) 防災教育：災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努めます。</p> <p>7) 防災訓練：災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認します。また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加します。</p>		

第15節 道路災害対策

災害による道路施設被害を最小限にとどめ、救助・救援活動を迅速かつ円滑に実施する「命の道」を確実に確保するため、幹線道路ネットワークの形成や各施設の耐震性の向上等を図り、災害に強い道路づくりを推進します。

対策名	担当課	関係機関等
1. 道路ネットワークの整備	建設下水道課	西日本高速道路株式会社、 熊本河川国道事務所、 八代地域振興局維持管理課
<p>災害による被害発生時の救助・救援活動等、「命の道」となる高速道路や国道等の広域幹線道路の整備を実施するとともに、それらを補完するための町内主要幹線道路、地方道路の整備促進及び防災機能強化を図ります。特に、緊急輸送道路等については、災害に強い舗装の整備や道路に存する電線類について可能な限り地中化に努めるとともに、必要な耐震対策や適正な維持管理・更新を行います。</p> <p>➤ 資料 資料-30 緊急輸送道路（熊本県資料を加工） P.43</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 迂回路の選定、整備	建設下水道課	熊本河川国道事務所、 八代地域振興局維持管理課
<p>地震や豪雨等により交通施設に被害が発生した場合、通行不能箇所に対する迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努め、冗長化を図るための必要な整備、補強に努めます。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 道路及び付随施設の予防対策	建設下水道課	熊本河川国道事務所、 八代地域振興局維持管理課
<p>災害時においては、避難及び救助・救出活動をはじめ物資の輸送のため、緊急車両や関係者が安全に道路を通行できることや、浸水や溢水の場合において路線の流水を早急に排水できることが求められることから、道路施設の整備に努めます。</p>		

第16節 鉄道施設災害予防計画（九州旅客鉄道株式会社）

鉄道施設における災害を防止するため、また発生した被害を早期に復旧するために、線路設備の実態を把握するとともに周囲の諸条件を調査し、災害時に備え常に健全な状態を保持できるよう努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 関係機関との連携	総務課	九州旅客鉄道株式会社
<p>鉄道事業者が行う下記の対策について、町～事業者間の連携体制を確保し、災害時に事業者が迅速な活動を行うことができるようにします。 (九州旅客鉄道株式会社)</p> <p>1) 施設の維持・改良：</p> <p>(1) 橋梁の維持補修及び改良 (2) 河川改修に伴う橋梁改良 (3) トンネルの維持補修及び改良 (4) のり面、土留の維持補修及び改良 (5) 落石防止設備の強化 (6) その他防災上必要な設備改良</p> <p>2) 体制の確保：</p> <p>(1) 線路周辺の環境条件の変化における線路警戒体制の確立 (2) 台風及び豪雨時等における線路警戒体制の確立 (3) 鉄道事故及び災害応急処置要領に基づく、旅客対応支援体制の推進</p> <p>3) 事故防止策の推進：相互連携体制を整備します。 (1) 空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自転車転落事故防止の推進</p> <p>4) 防災訓練の実施：大規模地震発生時に適切な処置がとれるよう防災訓練を適宜次のとおり実施します。 (1) 社員の非常呼集訓練 (2) 避難誘導訓練 (3) 消火訓練 (4) 列車脱線訓練</p>		

第17節 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定の調査研究の実施や、防災まちづくりに関する研究を推進します。

対策名	担当課	関係機関等
1. 調査研究体制の整備	総務課	気象庁、県危機管理防災課、研究機関
国、県、研究機関等と連携し、調査研究体制の整備に努め、地域の実情に応じた総合的かつ一体的な防災活動の実施を図ります。		
対策名	担当課	関係機関等
2. 防災に関する資料の収集及び分析	総務課	気象庁、県危機管理防災課、県砂防課、県河川課、氷川町消防団
防災研究の基礎となる過去の災害記録や防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集し、これらを整理及び分析し、町の防災対策の検討に努めます。		
対策名	担当課	関係機関等
3. 調査研究業務	総務課	気象庁、熊本県、研究機関
町の過去の災害による被害を調査研究するとともに、近年全国各地で発生する大規模な地震や風水害による被害や、東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓と課題を国、県、研究機関等と連携して調査研究し、今後の防災対策に活かします。		

第2章 災害応急活動の体制づくり

第1節 防災組織及び活動体制の整備

平常時から自らの組織動員体制及び消防救助に必要な通信施設、各種資機材等の整備を図り、防災活動を実施するための拠点整備を通じて、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 日常における防災対策の推進	総務課	
<p>氷川町防災会議条例（平成17年10月1日条例第123号）に基づいて町長を会長とする氷川町防災会議を設置し、地域防災計画の作成及び定期的な見直し、災害時における情報の収集等を行います。また、庁内における防災対策の推進について協議・検討し、推進を図ります。その際、意思決定の場に参画する女性の割合を増やし、女性の視点や意見を反映します。</p> <p>また、町内39地区ごとの実情に応じた具体的な防災対策を定めた「地区防災計画」を作成し、各区長を中心に訓練や見直しを行い、日常における防災意識の高揚と体制の強化を図ります。</p> <p>➤ 資料 地区防災計画 P.263</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 災害時における組織体制の整備	総務課	国、県、隣接市町村、氷川町消防団 八代広域行政事務組合
<p>災害発生時に備え、職員動員・配備体制などの充実や強化を図るとともに、関係機関や隣接市町等との連携体制を強化します。また、広域的な防災体制の充実や強化を図るため、応急対応時から人的・物的支援の受け入れの手順を整理した受援マニュアルを作成・活用し、円滑・効率的な組織体制の整備・運用に努めます。</p> <p>なお、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め関係機関等と顔の見える関係を構築するとともに、応援対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れを想定した訓練を行い、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努め、訓練結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うよう努めます。</p> <p>➤ 資料（別冊） 氷川町受援マニュアル</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 防災拠点等の整備	総務課	国、県、八代広域行政事務組合
<p>災害時に備え、本庁舎、宮原振興局ほか、町所管の施設、指定避難所及び各地区において、耐震化や情報通信機器・非常用電源設備の整備、維持運営を行うとともに、物資の備蓄等を行います。また、あらかじめ広域的な応援の受入れ拠点や物資輸送拠点の選定を検討します。宮原振興局庁舎においては、災害対策本部のバックアップ施設として、本庁舎の持つすべての機能を整えます。また、道路を通行する人々や近隣住民の避難場所として、「道の駅・竜北」を防災拠点と位置付けて機能強化を図るものとします。</p> <p>加えて、災害時における被災者や避難者の安全・安心の確保や平時における火災、救急に即応できる消防体制を確立しつつ、防災拠点として「鏡消防署 氷川分署」を位置付けるものとします。</p> <p>町有施設の耐震化や非構造部材の脱落防止対策の取り組みも促進します。特に防災拠点施設や避難施設（学校含む）については、地震・津波発生後の円滑な救出・救助活動等に資するため、数値目標を設定するなど当施設の計画的、着実な耐震化に取り組むとともに、保有するデータについて、多岐にわたるバックアップにより、万が一の被害に備えるよう努めます。</p> <p>➤ 資料 資料-31 防災備蓄倉庫箇所図 P.44 資料-32 道の駅竜北・概要 P.45 資料-33 氷川分署 P.46</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 消防設備の整備	総務課	国、県、氷川町消防団
<p>第1章第7節「火災予防計画（消防体制の整備）」に詳細を記載しています。</p>		

第2部 第2章 災害応急活動の体制づくり

対策名	担当課	関係機関等
5. 災害用資機材の確保・整備	総務課、建設下水道課 農地課	国、県、氷川町消防団
迅速かつ的確な応急対策実施のため、あらかじめ災害用資機材等を整備するとともに、保有資機材の点検を随時行います。		
対策名	担当課	関係機関等
6. 緊急必要物資の備蓄・供給	総務課	熊本県医師会、熊本県薬剤師会
<p>災害時における食料、医療品及び生活必需品等の生活必要物資、資材、燃料等の供給を円滑に行うため、必要な備蓄拠点を整備するとともに、流通物資の提供に関する協定を締結するよう努め、計画的な管理、推進を図るものとします。</p> <p>備蓄には限りがあることから、住民に対して、災害時における備蓄食料および生活用品等の緊急持ち出し用品への意識付けを図る啓発活動を行うとともに、備蓄物品等の整備体制を促進します。</p> <p>食料および生活用品の備蓄に関しては、熊本県の米穀備蓄計画、衣料品等の備蓄計画に準じますが、町内における米穀販売業者に対しても、防災訓練等の機会を共有し、災害時における米穀類の供給協力等の啓発活動に努めます。最大避難者数を基準に、コミュニティ等のきめ細かな単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努めます。また、災害対策要員の必要分として、最低3日間（推奨1週間）の備蓄に努めます。</p>		
➤ 資料 協定-1 締結協定一覧 P.199		
対策名	担当課	関係機関等
7. 他市町村及び関係機関との連携体制の強化	総務課	
大規模な災害発生時には、防災関係機関との連携体制が重要であるため、近隣の市町村に加え、遠方に所在する市町村との相互応援協定の締結を行うとともに、近隣市町村、関係機関と連絡会議や訓練等を通じて情報交換等を行い、連携体制の強化を図ります。		
対策名	担当課	関係機関等
8. 大規模災害を想定した庁内業務体制の整備	総務課	
大規模災害の発生時において、「災害発生時の応急対策等の実施」と「優先度の高い通常業務の継続」を確保するため、業務継続計画（BCP）の策定等を実施します。策定にあたっては、内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等を参考とします。		
対策名	担当課	関係機関等
9. 消防団活動に対する支援	総務課	八代広域行政事務組合
<p>地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進をはじめ機能別分団の制度導入等、消防団の活性化を推進し、その育成を図ります。</p> <p>(1) 消防団組織の整備と活動の充実のため、消防団員の処遇改善や教育訓練の充実を図るとともに、装備及び活動資機材の充実、強化を図ります。</p> <p>(2) 業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、出来る限りの配慮をする体制整備を図ります。</p> <p>(3) 消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画や、救出・救助活動時の惨事ストレス対策の研修などの実施に配慮します。</p>		

第2節 情報収集・伝達体制の整備（災害通信整備計画）

気象や災害に関する予警報、避難指示等の情報の伝達が迅速かつ的確に行われるよう、また、災害発生時に、正確に被害情報を収集し、災害応急対策の判断や、県及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努めます。また、ICT 技術動向にも配慮し、町の防災力に寄与するものは導入を検討していきます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 情報通信手段の整備	総務課	気象庁、県危機管理防災課 氷川町消防団
町は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報収集伝達体制及び情報通信連絡体制の整備を推進するとともに、通信施設の運用体制の強化を図ります。また、気象庁や県等が提供する各種情報を活用し、情報収集伝達体制の強化に努めます。		
➤ 資料 資料-34 情報収集システム P.47		
対策名	担当課	関係機関等
2. 無線通信手段の整備	総務課	県危機管理防災課、八代広域行政事務組合
災害時における応急対策及び住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、有線電話の途絶時における防災無線設備の効果的な活用として、防災行政無線や防災相互波無線、消防救急無線、消防受令帯電話等を配備するとともに、防災行政無線のデジタル化等防災情報通信システムの整備を行います。		
また、非常時における予警報の伝達、一斉放送等の緊急措置が講ぜられるよう、日頃より防災行政無線及び屋外拡声器の整備点検・確保につとめ防災業務の強化に努めます。		
加えて、町職員に対し、防災行政無線取扱者(陸上特殊無線技士)等の資格者の増員・確保に努めます。		
対策名	担当課	関係機関等
3. 情報収集伝達体制の強化	総務課	氷川町消防団
災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できるよう災害時職員初動マニュアル等を整備し、研修会や訓練等により情報収集伝達体制の強化を図ります。		
対策名	担当課	関係機関等
4. 情報分析体制の強化	総務課	氷川町消防団
収集した情報を迅速かつ的確に整理し分析できるよう、研修会や訓練により人材育成を図るとともに、災害時の情報分析活動の基礎資料として、事前に防災情報を網羅したマップや対策資料を作成することにより、災害発生時の情報分析体制の強化に努めます。		

第3節 救急救助体制の整備

救急救助に関し、体制、施設等を整備推進し、救急救助活動の万全を期するよう努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 体制の整備	総務課	八代広域行政事務組合、熊本県医師会 氷川町消防団
<p>救急救助体制の充実を図るとともに、緊急消防援助隊、相互応援協定等により、一層強力な救急救助体制の整備推進、救急医療機関等との連絡協調を図ります。</p> <p>また、消防団の活動を支援します。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 施設等の整備	所管課	八代広域行政事務組合、熊本県医師会
<p>公共施設など、不特定多数の人が多く集まる場所から順次、AED（自動体外式除細動器）の設置を行い、あわせて取り扱い方法の研修を行います。</p> <p>➤ 資料 資料- 35 AED設置箇所 P.48</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 集団救急事故対策の推進	総務課	八代広域行政事務組合、熊本県医師会
<p>集団救急事故等の大規模事故に備えるため、集団救急体制の整備強化、救急救助資機材の充実、救急訓練等の推進、受入医療体制の充実等を図ります。</p>		

第4節 応急医療体制の整備

災害時には多数の傷病者の発生が予想されるため、県及び医師会等の関係機関と連携し、応急医療体制の整備を推進します。

対策名	担当課	関係機関等
1. 初期医療体制の整備	町民課	八代地域振興局保健福祉環境部 熊本県医師会、八代広域行政事務組合
医療救護所の設置、救護体制の編成、出動について、八代地域振興局保健福祉環境部や熊本県医師会等と協議して人的、物的な応援体制などの計画を定めるとともに、地域災害医療対策会議により連携体制や応援受入体制の整備を推進します。		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 資料 資料- 36 救急告示医療機関 P. 49 資料- 37 町内医療施設 P. 49 資料- 38 医療救護所 P. 50 		
対策名	担当課	関係機関等
2. 広域的医療体制の整備	町民課	八代地域振興局保健福祉環境部 熊本県医師会、熊本県歯科医師会、熊本県薬剤師会 八代広域行政事務組合
各関係機関の連携と情報共有体制の確立を図るとともに、被災地外の病院への移送体制や災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入体制の整備、自衛隊、日本赤十字社、県内外の関係機関等の応援による広域的な協力連携体制の構築に努めます。		
➤ 資料 資料- 39 災害拠点病院、災害支援病院 P. 50		
対策名	担当課	関係機関等
3. 医薬品等の確保	町民課	八代地域振興局保健福祉環境部 熊本県医師会、熊本県薬剤師会 八代広域行政事務組合
各関係機関と連携し、災害発生時に必要な医薬品等の確保に努めるとともに、平常時から関連業者等との協力体制の整備を推進します。		
➤ 資料 資料- 40 薬事施設 P. 50		
対策名	担当課	関係機関等
4. 情報通信体制の整備	総務課	八代地域振興局保健福祉環境部 熊本県医師会、八代広域行政事務組合
災害時に迅速かつ的確に情報伝達ができるよう、無線、衛星携帯電話等による情報通信設備の整備を図るとともに、平常時より関係機関と連携し、研修や訓練等の実施に努めます。		

第5節 避難収容体制の整備

災害から人命の安全を確保するため、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路等の選定・整備を行い、住民に対して周知を図るとともに計画的な避難対策の推進を図ります。

対策名	担当課	関係機関等
1. 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の整備及び選定	総務課	
<p>大規模災害発生時に市街地の大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所（都市計画公園等）を整備します。</p> <p>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、その場所や収容人数等について住民に周知するとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することが可能なホームページ・アプリケーション等の多様な伝達手段の整備に努めます。</p> <p>また、避難時の二次災害を防ぐため、非構造部材を含めた耐震化を順次進めます。なお、指定避難所等を指定する場合は、広域避難における他の市町村からの避難者の受け入れについても検討します。</p> <p>迅速かつ円滑な避難誘導を実現するため、自治会、自主防災組織等の協力により、災害や地域の実情に合った避難路等を設定し、必要な誘導設備や避難路等の整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 資料 資料- 41 危険地区および避難場所 P. 51 ➤ 資料 資料- 42 指定緊急避難所及び指定避難所 P. 52 		
対策名	担当課	関係機関等
2. 指定避難所・福祉避難所の整備	福祉課	
<p>指定避難所について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、ガス設備、非常用電源、防災行政無線、ガス設備、衛星携帯電話等の整備や必要に応じて電力容量の拡大に努めます。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資等、要配慮者・女性・子供にも配慮した備蓄に努めます。</p> <p>高齢者等の要配慮者を考慮した福祉避難所や指定避難所内の福祉スペースの確保に努めます。</p> <p>さらに、指定避難所における感染症対策のため、平常時からレイアウトや動線等を検討しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めます。</p> <p>指定避難所の良好な生活環境の確保のために、専門家との定期的な情報交換に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 資料 資料- 43 福祉避難所 P. 52 		
対策名	担当課	関係機関等
3. 避難指示等の発令の判断基準の整理	総務課	県、熊本地方気象台、九州地方整備局等
<p>避難指示等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定め、平時から災害発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行います。</p> <p>また、避難指示又は緊急安全確保を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口や連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底し、必要な準備を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 資料 資料- 78 住民への伝達方法（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の基準・伝達経路 P. 113 		
対策名	担当課	関係機関等
4. 避難誘導體制の整備	所轄課	
<p>街頭への浸水深や指定避難所、避難路等の標識設置等によるリアルハザードマップの整備を推進するとともに特定の災害においては当該施設への避難が不相当である場合があることを含め、平常時から住民への周知を図ります。学校、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の管理者は、災害時に円滑かつ迅速に避難できるよう避難誘導體制や計画を定め、訓練等によりその周知徹底を図るよう努めます。</p> <p>過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、地域</p>		

第2部 第2章 災害応急活動の体制づくり

<p>の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を図ります。</p> <p>大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努め、他の地方公共団体との応援協定の締結や被災住民の運送に関する運送事業者等との協定の締結等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めます。</p> <p>また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは円滑な広域避難の実施を検討できるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めます。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
5. 指定避難所運営体制の整備	福祉課、町民課（医療・衛生・メンタルヘルス関連は町民課）	水川町社会福祉協議会、県社会福祉協議会
<p>すみやかに管理運営体制を構築するため、維持管理体制や情報伝達について地域住民等と協議し、指定避難所ごとに「水川町避難所運営マニュアル」を作成し、訓練等により周知徹底を図ります。</p> <p>また、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めることとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとし、避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。特に夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</p> <p>➤ マニュアル 水川町避難所運営マニュアル</p>		
対策名	担当課	関係機関等
6. 指定避難所等における男女共同参画の推進	総務課	
<p>災害対応について、男女共同参画の視点から庁内及び指定避難所等における連絡調整を行うとともに、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、明確化しておくよう努めます。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
7. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応	総務課	
<p>避難所外避難者を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくり等、避難所外避難者の把握に係る具体的な対策を検討します。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
8. 避難の受入れ	総務課	
<p>指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について検討します。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
9. 応急仮設住宅等の事前準備	建設下水道課	
<p>災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対して迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、事前に建設候補用地を調査し、検討を行います。</p> <p>町は、応急仮設住宅建設予定場所の選定を医療機関、学校、商店及び交通機関などの周辺の状況や災害発生リスク等を総合的に考慮して、民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地を地域防災計画等に定め、住民への合意形成にも努めます。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
10. 帰宅困難者対策の推進	総務課	
<p>帰宅困難者が生じた場合に想定される事態を予め整理し、各事業所においては、従業員が極力事業所内に留まり、情報の入手、食料や飲料水等の確保に努めるよう推進します。</p> <p>また、交通事業者との情報共有・連絡体制を検討し、帰宅困難者の受入体制の整備を図るよう努めます。</p>		
対策名	担当課	関係機関等

11. 孤立化地域対策	総務課	
<p>孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救助活動等を行うための災害応急活動の体制づくり（<u>第2部 第2章 災害応急活動の体制づくり</u>）の整備を行うとともに、農道、林道等を避難路として予め選定する等の検討を行います。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
12. 感染症の自宅療養者等への対応について	総務課	
<p>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から県や保健所と連携し、危険エリアに居住している自宅療養者等の把握及び避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行います。 また、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めます。</p>		

第6節 緊急輸送体制の整備

災害発生時の応急対策を迅速に実施するためには、被災後直ちに輸送機能の確保が必要であることから、緊急輸送体制の整備を図ります。

対策名	担当課	関係機関等
1. 緊急輸送道路の確保	建設下水道課	熊本河川国道事務所、 八代地域振興局道路維持課
<p>県は、災害時の緊急輸送活動を円滑に行うため、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路を指定するとともに、町においては県の緊急輸送道路と一体となって機能する町域の主要施設・集落を結ぶ路線を緊急輸送道路として指定します。</p> <p>➤ 資料 資料- 30 緊急輸送道路（熊本県資料を加工） P. 43</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 交通規制	総務課	八代警察署
<p>警察は、災害発生後における管内の緊急輸送道路の確保をはじめ、隣接、近接各県との相互協定により、緊急輸送道路を確保するための広域交通規制を実施する体制について習熟を図ります。また、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制用装備資機材の整備や交通情報提供機能の強化を図ります。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 効率的な緊急輸送のための措置	建設下水道課	熊本河川国道事務所、 八代地域振興局維持管理課
<p>道路管理者は、災害時の道路啓開や道路上の障害物の除去、応急復旧等において、必要な人材や資機材を確保し、迅速かつ効率的に対応できるよう、建設業者等との協力関係の確保に努めます。町は、建設業者や運送業者等との協定締結、町所有車両の配備計画の作成、緊急通行車両の事前届出を行います。</p> <p>➤ 資料 協定- 1 締結協定一覧 P. 199</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 緊急ヘリポートの確保	総務課	県消防保安課
<p>町は、災害時の救助救援活動や緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定及び整備に努めます。</p> <p>➤ 資料 資料- 44 ヘリコプターの発着可能地 P. 53</p>		
対策名	担当課	関係機関等
5. 海上輸送体制の整備	総務課	海上保安庁八代海上保安署 熊本港湾・空港整備事務所
<p>町は、船着場を活用した災害時の緊急海上輸送に備えるため、港湾関係機関、漁業協同組合、県及び海上保安庁と連携し、接岸場所や運航方法、協力体制等の整備に努めます。</p>		

第7節 要配慮者の支援体制の整備

各地域における要配慮者等に対し、災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、平時より要配慮者のための住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を体系的に整備するよう努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 避難行動要支援者等の把握と個別避難計画の策定	福祉課、総務課	氷川町社会福祉協議会 氷川町消防団
<p>自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、氷川町消防団等が連携し、日頃から地域に居住する高齢者、障害者等の避難行動要支援者の把握及び名簿の作成・更新に努めます。名簿の作成にあたっては本人の意思及びプライバシーの保護に十分配慮するよう努めます。</p> <p>庁内の防災・福祉担当部局等は協力し、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、実効性の高い具体的な個別避難計画を作成し、適切に管理するよう努めます。</p> <p>なお、地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合を図り、訓練等により両計画の一体的な運用を図られるよう努めます。</p>		
<p>➤ 資料 資料- 45 要配慮者対策計画 P. 54</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 情報伝達・避難誘導体制の整備	福祉課	氷川町社会福祉協議会
<p>災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、又は町条例の定めにより、避難支援等関係者に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、情報伝達体制及び安否確認体制を整備します。</p> <p>町は、町内の浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置づけ、当該施設による災害時の具体的な避難計画の作成及び町長への報告、定期的な避難訓練の実施及び結果を踏まえた避難計画の見直しを推進し、必要に応じて助言又は勧告を行い、当該施設における実効性の高い避難の確保を図ります。</p> <p>町は、要配慮者に対して適切な情報を提供するための専門ボランティア等の把握、派遣・協力システムの整備、避難活動を円滑に行うためのマニュアルや相談窓口の設置等の情報伝達体制を整備します。また、災害時に迅速かつ的確に避難行動要支援者が避難できるよう自治会や自主防災組織、氷川町消防団等の協力が得られる体制づくりを推進します。</p>		
<p>➤ 資料 資料- 45 要配慮者対策計画 P. 54 資料- 46 要配慮者利用施設 P. 57 ➤ マニュアル 氷川町避難所運営マニュアル</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 社会福祉施設等の整備と防災力の向上	福祉課	氷川町社会福祉協議会
<p>社会福祉施設では、防災訓練を実施するとともに、防災設備・資機材等の整備強化、施設・設備等の点検、緊急時の食料・水・医薬品等の備蓄に努めるよう指導します。</p> <p>また、町は、社会福祉施設と福祉避難所の協定を締結し、受入体制の整備や連携の強化を図ります。</p> <p>なお、福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとし、事前に調整の上、個別避難計画等を作成するとともに、避難が必要となった際に、要配慮者が福祉避難所へ直接避難することができるよう努めます。</p> <p>さらに、関係者の研修、訓練も積極的に実施します。</p>		
<p>➤ 資料 資料- 43 福祉避難所 P. 52 資料- 45 要配慮者対策計画 P. 54</p>		

第2部 第2章 災害応急活動の体制づくり

対策名	担当課	関係機関等
4. 女性や子どもに配慮した防災対策の強化	福祉課	氷川町消防団
<p>被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点や子どもの視点に立った防災活動に十分配慮するよう努めます。</p> <p>➤ 資料 資料- 45 要配慮者対策計画 P. 54</p>		
対策名	担当課	関係機関等
5. 外国人対策	福祉課	氷川町消防団 氷川町社会福祉協議会
<p>災害発生時に言語の不自由さや防災意識の異なる外国人が孤立せず、災害時に的確な対応ができるよう、外国人の視点に立った防災対策の実施に努めます。</p> <p>➤ 資料 資料- 45 要配慮者対策計画 P. 54</p>		

第8節 食料、飲料水、生活必需品等の確保

県の被害想定に基づき整備計画を作成するとともに、防災資機材及び救助物資の備蓄、流通備蓄の推進並びに備蓄倉庫の整備を図ります。

対策名	担当課	関係機関等
1. 個人備蓄の推進	総務課	
住民に対し自らの身の安全は自らが守ることが防災の基本であることを周知し、大規模災害に備えた最低3日間（推奨1週間分）の食料や飲料水等の家庭内備蓄と、災害時に迅速に持ち出すための非常持出品の準備について啓発・普及を図ります。		
対策名	担当課	関係機関等
2. 町の備蓄の推進	総務課	
町は、災害時における円滑な物資の供給を図るため、県の被害想定等を参考にしつつ、救援物資が届くまでに応急的に必要と考えられる物資の計画的な備蓄に努めます。		
対策名	担当課	関係機関等
3. 備蓄倉庫の整備	総務課	
備蓄物資及び防災資機材を保管するために備蓄倉庫を計画的に整備するとともに、公共施設の空きスペース等の利用により備蓄物資等の保管場所の確保に努めます。		
➤ 資料 資料- 31 防災備蓄倉庫箇所図 P. 44		
対策名	担当課	関係機関等
4. 必要物資調達体制の整備	総務課	
災害時に迅速かつ円滑に必要な物資を調達し、避難者に提供できるよう、関係業界団体との協定の締結に努め、連携体制の構築と訓練の実施に努めるとともに、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めます。		
➤ 資料 協定- 1 締結協定一覧 P. 199		

第9節 保健衛生・防疫体制の整備

災害が発生した場合に必要な防疫対策、保健衛生対策、遺体への対応等の活動を迅速かつ的確に行うための備えを推進します。

対策名	担当課	関係機関等
1. 感染症対策	町民課	八代地域振興局保健福祉環境部 (八代保健所) 熊本県医師会
<p>災害発生時に円滑な感染症対策を行うため、感染症対策等のマニュアルを作成します。また、災害時の衛生や安全に関わる事項や、避難所における衛生管理対策について町民に周知を図ります。また、被災動物の保護やその他の必要な措置について、獣医師会、動物愛護ボランティア等との協力体制の確立に努めます。</p> <p>➤ マニュアル 氷川町新型インフルエンザ等対策行動計画(H26.5)</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 保健衛生対策	町民課	八代地域振興局保健福祉環境部 (八代保健所) 熊本県医師会
<p>災害時の保健救護活動及び健康相談を適切に実施するために対策を講じます。また、町民の自主的な健康づくりを促進するため、保健・医療・福祉機関等と連携して、地域住民の健康増進、疾病予防に努める体制・ネットワークづくりに努めます。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 遺体対応	町民課	八代警察署、熊本県医師会
<p>迅速かつ的確に遺体対応を行うため、検視・検案の実施体制、火葬場の維持管理体制、火葬に関する他市町村との協力体制等の確立に努めます。また、遺体安置所候補場所の選定、必要物品の調達計画、広域応援の要請についてマニュアル等を作成します。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 清掃・し尿処理対策	町民課	八代生活環境事務組合
<p>災害発生時に公共下水道の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、速やかに応急措置を講じる備えをします。</p> <p>所管施設の被災状況及び必要作業量の調査方法について手順を明らかにし、災害廃棄物(がれき)の一時保管場所の候補地の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力体制等、災害廃棄物処理計画を検討します。</p> <p>し尿処理については、仮設トイレの調達体制の確立、応援要請に関する手順の明確化など、応急処理方法の検討を行います。</p>		
<p>➤ 資料 資料- 47 仮置場の選定および配置計画のポイント P. 58 資料- 48 仮置場の必要面積の算定方法 P. 59</p>		

第10節 応急教育体制の整備

通常の学校教育を早急に再開するためには、施設の復旧だけでなく、災害により心の傷を負った幼児・児童の心のケア対策、家庭や地域の支えが必要であり、これらの体制の確保に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 防災体制の充実強化	学校教育課	熊本県教育委員会
<p>各教育施設における防災計画や避難計画の作成、連絡体制の整備、幼児・児童・生徒・保護者を対象とした防災訓練及び避難訓練の実施、防災教育の手引書を活用した防災教育等の推進に努めます。</p> <p>さらに、学校における消防団員・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努め、特に水害・土砂災害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 心のケア対策	学校教育課	熊本県教育委員会
<p>阪神・淡路大震災や東日本大震災等の既往災害における児童生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）の実態を調査・研究し、学校教職員や関係者に対し、児童生徒の心のケアに関する研修等を実施します。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 家庭、地域との連携	学校教育課	熊本県教育委員会
<p>家庭や地域との関係を深めることにより、災害発生時に地域による児童・生徒の救援・救護活動等を行うことができるよう、PTA活動や生涯学習活動等を通じ、啓発します。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 文化財の保護	生涯学習課	熊本県教育委員会
<p>指定文化財については、地震対策や火災対策等を実施し、町内に残る歴史的建造物等の保存のための調査等を進めます。その他の文化財については、所有者及び管理者に対して災害リスクの周知を図り、対策を講ずるよう啓発します。</p> <p>また、出土文化財・記録類が火災・盗難により消失し、風水害によりき損することを防ぐために、その種類と内容に応じた施設・設備と方法を選択して適切な保管を行います。</p>		
<p>➤ 資料 資料- 49 指定文化財 P. 60</p>		

第11節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

災害発生時には、多くの善意の支援申し入れも想定されます。町及び社会福祉協議会等の関係機関は総合に協力し、災害時の現地状況や被災者の多様なニーズにきめ細かに対応し、生活の安定と再建を進めるため、災害ボランティア活動を迅速かつ的確に支援することができるよう連携体制を確立するとともに、平常時より災害ボランティア活動の支援及び育成に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 災害ボランティア支援体制の整備	福祉課、町民課（医療・衛生・メンタル関係は町民課）	氷川町社会福祉協議会、県社会福祉協議会 日本赤十字社熊本県支部等
<p>災害ボランティア活動には、専門知識・技能を有する「専門ボランティア」と、労務提供型の「一般ボランティア」が想定されます。</p> <p>これらのボランティアの支援・受入体制を、町と町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携して迅速かつ円滑に整備し、ボランティア活動が速やかで確実に行われるようにします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 災害ボランティアセンターの設置 情報提供窓口の設置 2) 被災者支援に関する情報共有 3) 災害ボランティアの募集及び受け入れ 4) 活動の調整及び運営等 <p>平常時より連携体制の構築に努めます。</p> <p>なお、「専門ボランティア」については、各活動担当部課（室）が中心となり対応することとなるため、予めその把握に努めたいうで、災害発生時に速やかに受入体制を整備します。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 災害ボランティア活動の支援・育成	福祉課、町民課（医療・衛生・メンタル関係は町民課）	氷川町社会福祉協議会、県社会福祉協議会
<p>町と町社会福祉協議会は、平時から住民に対して、災害発生時におけるボランティアセンター及び災害ボランティア団体の活動や役割等について周知し、受入拡大のための啓発に努めます。また、県社会福祉協議会と連携して、町民の災害ボランティア意識の高揚、災害ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して災害ボランティア活動支援及び人材育成に努めます。</p> <p>災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努めます。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 災害ボランティア活動の整備と育成	福祉課、町民課（医療・衛生・メンタル関係は町民課）	氷川町社会福祉協議会、県社会福祉協議会
<p>町と町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携して、災害時の災害ボランティア活動が円滑に実施できるよう、物品や資機材を整備します。また、研修や訓練により育成等を行うとともに、災害ボランティア活動への参加機会の提供や、災害ボランティアネットワークの構築等について支援を行います。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携	町民課	氷川町社会福祉協議会、県社会福祉協議会
<p>町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築します。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めます。</p>		

第12節 被災者生活支援

被災者の生活の再建支援のためには、迅速に災証明書を発行することや被災者台帳によるきめ細やかな支援が必要不可欠です。こうした課題に対応するため、被災者支援のためのシステムの整備に努め、復旧・復興を通じた被災者支援体制を構築します。

対策名	担当課	関係機関等
1. 被災者台帳の整備	福祉課	
<p>個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとします。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 被害認定調査の対応	税務課	
<p>災害時に災証明書の交付が遅滞なく迅速に行われるよう、平時から住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。各所管で調査対象が異なるため、十分な連携を図れるようにします。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 被災者支援の充実	所管課	
<p>被災者支援を実効性のあるものとするために、関係機関及び関係部署と連携し、被害状況の調査や認定、災証明の発行、被災者台帳を活用した生活再建、災害復興の全体の仕組みについて整理します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害認定通知書作成・通知…企画財政課 ・災証明書の受付・発行…企画財政課、地域振興課 ・被災者生活再建支援制度に伴う相談窓口の設置…福祉課 ・応急仮設住宅の提供 ・民間賃貸住宅借上げ制度による住宅提供 } …建設下水道課 ・被災住宅の応急修理 ・被災住宅等の解体・撤去に関すること ・税の支払いに関すること ・医療・年金・介護・保育料等の支払いに関すること ・災害弔慰金・災害見舞金等に関すること ・その他支援業務に関すること 		

第13節 訓練計画

災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、町民、防災関係機関、近隣市町等と連携し、各種災害に関する実践的な訓練を実施します。訓練後は、訓練における課題を検証し、今後の防災体制や活動等の改善に取り組みます。

(災害対策基本法第48条及び水防法第32条の2に基づき、災害応急対策の完全遂行を図るため、関係機関が緊密な連携をとり、総合的かつ計画的な訓練を実施します)

対策名	担当課	関係機関等
1. 総合防災訓練	総務課	関係各機関
<p>相互の協力体制の緊密化を図り、災害時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、総合的な防災訓練を実施します。訓練の時期は「防災週間」や「防災とボランティア週間」等、最も訓練効果の高い時機を選んで実施します。訓練の場所は、内容・規模に応じて最も訓練効果を挙げ得る場所を選んで実施するものとします。訓練実施に際し住民参加を求める場合は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等避難行動要支援者に十分な配慮を行います。また、訓練実施後は事後評価を通じて課題を明らかにし、その改善に努めます。</p> <p>➤ 資料 資料- 50 防災訓練計画 P. 64</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 関係機関との合同訓練	総務課	関係各機関
<p>大規模災害時に、関係機関や隣接市町との連携により迅速かつ円滑に応急対策や物資の輸送・供給を実施し、被害を最小限に抑えるとともに、速やかな復旧活動ができるよう、平常時より課題を抽出し、関係機関や隣接市町等と合同で訓練を実施します。</p> <p>また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した図上訓練及び実動訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めます。</p> <p>➤ 資料 資料- 50 防災訓練計画 P. 64</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 町民、学校、事業所等の訓練	所管課	関係各機関
<p>地域、学校、病院、社会福祉施設、事業所、交通機関等において、災害時に起こりうる状況を想定した各種訓練を実施するよう呼びかけるとともに、必要な助言及び指導を行います。</p> <p>住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めます。</p> <p>➤ 資料 資料- 50 防災訓練計画 P. 64</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 町職員の訓練	総務課	関係各機関
<p>災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、各種災害を想定した実践的な実動訓練や図上訓練等、参加者の判断力と実行力を強化する訓練を実施します。</p> <p>➤ 資料 資料- 50 防災訓練計画 P. 64</p>		

第3章 地域防災力向上のためのひとづくり

第1節 町民の防災知識の普及

災害から町民の生命及び財産を守るためには、町や防災関係機関の対応だけでは不可能なため、町民が防災知識と技術を身につけ、災害に備えることができるよう努めます。

防災諸活動を円滑に行うために、災害予防又は災害応急措置の実施の任にあたる各機関が、地域住民にあらゆる機会を提供し、諸方法で科学的な防災知識を普及することを目指します。

対策名	担当課	関係機関等
1. 町民に対する普及啓発	総務課	八代広域行政事務組合 氷川町消防団
<p>わかりやすい災害リスクの提供に努め、各種防災知識の普及啓発活動により町民の防災意識や災害対応力の向上を図り、防災マップ・浸水ハザードマップの作成配布、避難誘導標識の設置、講習会の開催等により災害時に的確な行動がとれるよう、指導、育成に努めます。</p> <p>また、大雨や台風などの災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（防災行動計画）」の普及等により、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めます。</p> <p>さらに、防災に関する知識の普及において、女性と男性のニーズや影響の違い、女性の視点の重要性について周知に努めます。</p> <p>普及に際しては、普及計画を判り易く整備し、計画にて検討した普及方法を適宜実践することで、町民の意識の向上を図ります。</p> <p>➤ 資料 資料- 51 防災知識普及計画 P. 66</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 防災訓練の実施・指導	総務課	八代広域行政事務組合 氷川町消防団
<p>町民等が防災知識を身につけ、災害時に迅速かつ的確な行動ができるよう、防災訓練への参加を呼びかけるとともに、住民参加型の訓練の実施等、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施します。</p> <p>また、県等が実施する広域的・総合的な防災訓練に参加し、防災関係機関との連携を図ります。</p> <p>なお、津波に関する訓練や防災教育及び津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めます。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 防災関連設備等の普及	総務課	八代広域行政事務組合 氷川町消防団
<p>町民等が自らの命を守ることができるよう、消火器等の防災関連設備の整備を指導します。また、食料及び飲料水等の備蓄や非常持出品の準備などの事前対策を行うよう指導します。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 災害教訓の伝承	総務課	町民、町内事業者
<p>過去に起きた大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、保存するよう努めます。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。</p>		

第2節 自主防災組織の整備と育成

地震・津波、風水害、火災等の災害を初期の段階で最小限度の被害にとどめるためには、町や防災関係機関の対策のみでは不十分であり、住民等の自主的な初期防災活動が重要です。災害時に住民等が迅速かつ的確な活動ができるよう、自主防災組織の整備充実を図るとともに、事務所、事業所等の法令に基づく自主防災組織、その他の自発的な自主防災組織及び地域住民による自主防災組織が、災害時に防災活動を積極的に実施できるよう、日ごろから強化育成を図るものとします。

対策名	担当課	関係機関等
1. 自主防災組織の育成・活性化	総務課	八代広域行政事務組合
自主防災組織率の向上、自主防災組織に対する補助制度の実施、県の自主防災組織連絡協議会等の各関係機関と連携した情報提供の強化、自主防災組織運営マニュアルや地区防災計画の作成、防災リーダーの養成等により区長、防災士等による自主防災組織の育成と活性化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等による自主的な防災組織の育成 ・防災意識の高揚を図るための消防団幹部を中心とした住民の協働作業、リーダーの育成強化等の指導 ・自主防災組織における女性の参画の推進 		
対策名	担当課	関係機関等
2. 地域住民の連携強化	総務課	町民、八代広域行政事務組合
自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、公民館関係者、学校関係者等の地域関係者が連携し、継続的に防災活動に取り組むことができるよう、研修会や訓練の実施を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な通報体制の確立など 		
対策名	担当課	関係機関等
3. 地域ごとの防災計画等の作成	総務課	町民、八代広域行政事務組合
自治会、自主防災組織等を単位とする地区防災計画や津波避難計画、避難所運営マニュアル等、具体的な行動計画の作成を推進します。推進にあたっては先進事例を調査した上で、自治会、自主防災組織ごとの取り組み状況に応じて段階的に進めます。		
対策名	担当課	関係機関等
4. 日頃からの活動推進	総務課	町民、八代広域行政事務組合
自主防災組織は、いざとなった時に一丸で動けるよう、日ごろから地域内で防災に関わる様々な活動を実践しておく必要があります。		
➤ 資料 資料- 52 熊本県防災ハンドブック		P. 67

第3節 事業所の防災体制の構築

災害発生時には、同時多発の火災や交通混乱等の各被害をもたらすことから、行政の対応に合わせ、現場にいる事業所等の迅速な活動が必要となります。このため、町は、事業所の防災体制の構築を促し、災害による被害の未然防止及び軽減を図ります。

対策名	担当課	関係機関等
1. 事業者のBCP策定の推進	総務課	町内事業者
事業者が、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定することにより、災害発生時においても、事業の継続や迅速な復旧が図られるほか、地域貢献・地域との共生を通じて地域の早期復興にもつながることから、事業者のBCP策定を促進します。		
対策名	担当課	関係機関等
2. 事業所等の自主的な防災体制整備	総務課	町内事業者
事業所等に対して、的確な防災活動を行う自主的な防災体制の整備を図ります。 また、各事業所等は、平常時から地域の防災訓練等への参加や所有する防災用資機材の提供及び施設の開放等により防災に向けて地域への貢献を図ります。		
対策名	担当課	関係機関等
3. 避難確保計画の作成	建設下水道課	町内事業者
浸水想定区域内の事業所等においては、水防法に基づき避難確保計画を作成し、訓練の実施、自衛水防組織の設置に努めます。		
対策名	担当課	関係機関等
4. 防災訓練等への支援	総務課	町内事業者、氷川町消防団
事業所における研修会や防災訓練への支援、事業所間や地域との連携による防災活動体制づくりを推進します。		
対策名	担当課	関係機関等
5. 事業所等に対する防災教育	総務課	町内事業者、氷川町消防団
各種事業所及び各種団体等において防災教育の推進を図ります。また、災害時における顧客・従業員等の安全確保や事業所内で一定期間従業員がとどまれるよう食料及び飲料水の備蓄や非常持出品を準備するなどの事前対策を行うよう推進します。 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときや避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう周知します。		
対策名	担当課	関係機関等
6. 要配慮者利用施設の避難訓練等の実施	総務課	町内事業者、氷川町消防団
水防法及び土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の事業者に対して、避難確保計画の策定や訓練の実施が義務化されたことの周知徹底を図り、事業者が行う避難確保計画の作成、避難訓練の実施等について積極的に支援を行い、実効性の高い避難の確保を図ります。		

第 3 部 災害応急対策

災害応急対策

発災時は時間の経過とともに変化する対応課題に迅速かつ的確に対応し、町民の生命・財産・生活を守ることが重要です。「第3部 災害応急対策」では、時間経過とともに変化する対応課題に応じた実施業務等を示しています。なお、各節に示す実施業務の実施期間（表内の帯）は最大クラスを想定したもので、災害により前後することに留意する必要があります。

第1編 自然災害（P88～139）

＜風水害時の応急対応＞

発災

災害時の対応区分		発災前	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1カ月	1カ月 ～
第1章	活動体制の立ち上げと全体調整							
第2章	いのちを守る							
第3章	いのちをつなぐ							
第4章	復旧への足がかり							

＜地震・津波発生時の応急対応＞

発災

災害時の対応区分		発災前	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1カ月	1カ月 ～
第1章	活動体制の立ち上げと全体調整							
第2章	いのちを守る							
第3章	いのちをつなぐ							
第4章	復旧への足がかり							

<p>第1章 活動体制の立ち上げと全体調整</p> <p>第1節 職員の配備・動員 第2節 災害対策本部の設置等 第3節 情報の収集・伝達 第4節 被害状況の収集・伝達 第5節 通信の確保 第6節 広報活動 第7節 防災関係機関等との連携 第8節 受援・支援体制の確立 第9節 災害救助法の適用 第10節 財政措置 第11節 職員の健康管理及び安全管理</p>	<p>第2章 いのちを守る</p> <p>第1節 避難誘導 第2節 公共施設利用者の安全対策 第3節 救助・救急活動 第4節 医療救護活動 第5節 消火活動 第6節 障害物の除去 第7節 道路交通の確保 第8節 鉄道交通の確保 第9節 船舶交通の確保 第10節 緊急輸送活動の実施 第11節 二次災害の防止対策 第12節 ライフライン施設の応急復旧</p>	<p>第3章 いのちをつなぐ</p> <p>第1節 避難所運営 第2節 要配慮者対策 第3節 食料の供給 第4節 飲料水等の供給 第5節 生活必需品の供給 第6節 被災者への情報伝達活動 第7節 保健活動 第8節 防疫対策 第9節 食品衛生の確保 第10節 行方不明者の捜索及び遺体の処置、埋・火葬 第11節 清掃・廃棄物・し尿処理</p>	<p>第4章 復旧への足がかり</p> <p>第1節 住宅応急対策 第2節 応急教育対策 第3節 災害ボランティア活動支援 第4節 労働力の確保</p>
---	---	---	---

第2編 重大事故（P140～143）

<p>第1章 大規模事故災害対策</p> <p>第1節 海上災害対策 第2節 鉄道施設災害対策 第3節 道路災害対策</p>	<p>第2章 危険物事故災害対策</p> <p>第1節 危険物等事故対策</p>
---	---

第1編 自然災害

第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第1節 職員の配備・動員

(1) 目的

災害応急対策を迅速かつ的確に進めるため、災害の種類、規模、被害状況等により配備体制を決定し、速やかに災害対応に当たります。

平成28年熊本地震時の教訓や反省を生かして引き続き防災業務に取り組みます。

(2) 実施業務

《風水害時》

業務内容	担当課	関係課	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 配備体制の決定	総務課								
本部長及び対策部長(総務課長)は、降雨の状況や今後の予測等を踏まえて、職員の配備体制の基準に基づき、応急対策を迅速かつ的確に進めるために必要な実施体制を決定します。									
2. 動員及び参集	総務課								
配備体制の決定に基づき、応急対策に必要な職員を速やかに動員します。 また、職員は所定の場所に参加し、組織体制を確立します。職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施するとともに職員の参集状況の報告を受け、組織全体の参集状況を把握します。									

《地震・津波発生時》

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 配備体制の決定	総務課							
本部長及び対策部長(総務課長)は、災害の規模、種類、被害発生状況等を考慮し、職員の配備体制の基準に基づき、応急対策を迅速かつ的確に進めるために必要な実施体制を決定します。								
2. 動員及び参集	総務課							
配備体制の決定に基づき、応急対策に必要な職員を速やかに動員します。 また、職員は所定の場所に参加し、組織体制を確立します。職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施するとともに職員の参集状況の報告を受け、組織全体の参集状況を把握します。								

《氷川町災害時職員初動マニュアル P1》

- 資料 資料-53 防災組織一覧図 P.71
- 資料-54 災害情報連絡本部(警戒体制時)における組織 P.73
- 資料-55 勤務時間中及び勤務時間外の動員に関する伝達系統図 P.73

第3部 第1編 第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

職員の配備体制（風水害）

	区分	配備時期	本部等設置体制
本部設置前	注意体制	(1) 気象業務法(昭和27年法律第165号)等に基づく災害の恐れのある注意報(大雨、洪水、高潮等)が発表され、総務課長が必要と認めるとき。 (2) 総務課長が必要と認め、当該配備を指示したとき。	職員待機 ・総務課長は、防災対策要員及び関係課局長を招集し、協議において総務課及び建設下水道課職員を配置し、総務課に集合待機する。 ・関係課局長は、総務課長の指示により職員の配置を実施できる。
	警戒体制	(1) 気象業務法に基づく災害に関する警報が1以上発表されたとき。 (2) 災害発生の恐れのある、又は災害が発生したとき。 (3) 避難情報を発令したとき。(警報が1以上発表中) (4) 総務課長が必要と認め、指示したとき。	職員待機 ・総務課長は、防災対策要員及び関係課局長を招集し、協議において総務課及び建設下水道課職員を配置する。必要に応じて他職員の応援を要請し、総務課及び各課局に集合待機する。
	災害情報連絡本部設置	(1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (2) 記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報(線状降水帯発生情報)が発表されたとき。 (3) 指定河川洪水予報(氾濫危険情報)が発表されたとき。 (4) 町内が台風の暴風域に入るおそれがあるとき。 (5) 注意体制、警戒体制の状況に関わらず特に情報を必要とするとき。 (6) 対策部長(総務課長)が必要と認め、指示したとき。	対策部長(総務課長)の指示により配備
災害対策本部体制	第1配備	(1) 局地的な災害が発生した場合。 (2) 特別警報が発表されたとき。 (3) その他、必要により本部長が当該配置を指示したとき。	予警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防救助活動が円滑に行い得る体制
	第2配備	(1) 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大する恐れがある場合。 (2) 特別警報が発表されたとき。 (3) その他、必要により本部長が当該配置を指示したとき。	第1配備により難しい場合、ただちに災害応急対策活動を開始できる体制
	第3配備	(1) 町内全域にわたる災害が発生し、被害がより大きい場合。 (2) 特別警報が発表されたとき。 (3) その他、必要により本部長が当該配置を指示したとき。	全職員を持ってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制

第3部 第1編 第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

(参考)水防警報発表基準

区分	内 容	発表基準	水位条件
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。	水防団待機水位に達し、はん濫注意水位を突破すると思われるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。	はん濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき。
警戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備（高齢者等においては避難の開始）をさせる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき。	避難判断水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき。
嚴重警戒	洪水により、堤防の決壊など重大な災害発生の恐れがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し、更に上昇し、氾濫するおそれがあるとき。	はん濫危険水位に達し、なお上昇しはん濫する恐れがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	はん濫注意水位以下に下がり、再び増水の恐れがないと思われるとき。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、水防団待機水位、氾濫注意水位等にとらわれず、現地状況により判断し、水防警報を発表する。

職員の配備体制（地震）

	区分	配備時期	本部等設置体制
本部設置前	情報の収集	(1)地震発生による災害が予想され、これに関する情報が発表された場合、対策部長（総務課長）は必要に応じて関係課局長を招集し、情報を検討のうえ職員を配置し、情報の収集等にあたらせる。	関係課局長
	警戒体制 (地震津波)	【第1警戒体制】 (1)震度4の地震が発生したとき。 (2)津波注意報が発表されたとき。 (3)南海トラフ地震臨時情報（調査中又は巨大地震注意）が発表されたとき。	総務課職員2名による警戒体制
		【第2警戒体制】 (1)震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 (2)津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき。 (3)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 (4)長周期地震動階級3が発表されたとき。	必要に応じた人員を配置。 ただちに『災害情報連絡本部』の設置を指示。 全職員自主登庁する。
	災害情報連絡本部設置	(1) 近隣地区において震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 (2) その他、対策部長（総務課長）が必要と認め、指示したとき。	対策部長（総務課長）の指示により配備
災害対策本部体制	(1) 震度6弱以上の地震が発生したとき、自動設置される。	全職員をもって対応にあたる。	

※ 警戒体制について、宮原振興局における警戒体制は、総務課長の指示のもと、地域振興課長が必要に応じた人員を配置する。

第3部 第1編 第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

(災害配置基準一覧)

区分		設置者・指示者	配置体制	人員
災害対策本部設置前	職員待機	総務課長	注意体制	
		総務課長	警戒体制(地震以外) 警戒体制(地震津波) ・第1警戒体制 ・第2警戒体制 ・出先機関の警戒体制	
	災害情報連絡本部	総務課長	災害情報連絡本部	
災害対策本部		町長	災害対策本部設置 ・第1配備 ・第2配備 ・第3配備	

(配備体制)

区分	第1配備 (警戒体制)	第2配備 (出動体制)	第3配備 (非常体制)
配備体制	災害対策関係の要員を充て、情報連絡活動を円滑に行う体制	各課局、関係機関の要員を充て、事態の推移により速やかに第3配備体制に切り替えることができる体制	各課局、関係機関職員の全員を充て、状況により直ちに活動を開始できる体制
配備時期	風水害による甚大な被害が発生する恐れがある場合	局地的に風水害が発生した場合	町内全域又は局地的に甚大な風水害が発生した場合
配備基準	注意報又は警報が発令され、災害が発生する恐れがある場合	全地域又は局地的に災害が発生し又は発生する恐れがある場合	全地域又は局地的に災害が発生した場合

第2節 災害対策本部の設置等

(1) 目的

大規模災害が発生、又は発生するおそれのある場合、町は災害対策本部を設置し、防災関係機関等と連携し、防災活動体制を確立します。また、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 災害対策本部の設置	総務課							
<p>災害から町民の生命・財産を保護し、より対策の推進が必要な場合、速やかに氷川町役場本庁舎に災害対策本部を設置し、情報収集、応急対策等を実施します。また、地震や津波により本部設置が不可能な場合は、代替施設として宮原振興局、氷川町文化センター、氷川町公民館の順で災害対策本部を設置します。(災害対策基本法第23条第1項の規定に基づく)</p>								
2. 災害対策本部会議の実施	総務課							
<p>本部長は、災害対策本部を設置したときは、災害対策本部会議を実施し、災害対策本部の活動の基本方針や重要かつ緊急の応急対策に関する協議等を行います。また会議では情報を共有するとともに、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行います。</p> <p>また、必要に応じて、意見聴取・連絡調整等のため、防災関係機関及び学識経験者の参加を求めます。</p> <p>なお、国、他県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣受け入れに備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保しておくものとする。</p> <p>その他感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮します。</p>								

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P2>>

- 資料 資料- 56 災害対策本部長の代行順位 (本部長、副本部長 (副町長、教育長) が不在時) P. 73
- 資料- 57 第1回災害対策本部会議における協議・決定事項 (例) P. 73
- 資料- 58 災害対策本部会議資料項目例 P. 75

第3節 情報の収集・伝達

(1) 目的

風水害、竜巻、豪雪等の異常な自然現象や地震・津波等が発生した場合には、気象状況等から本町への影響を予測し、被害発生時期や現象の規模等の情報収集を行い、速やかに応急対策を実施できるよう伝達します。

(2) 実施業務

《風水害時》

業務内容	担当課	関係課	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 状況の把握	総務課								
災害発生に備え、気象条件等を考慮し、気象庁及び県危機管理防災課からの情報や、町が所有する各種システムからの情報等を整理・分析し、今後の町への影響を予測します。また、予測結果を踏まえ、今後の活動体制の検討や応急対策の準備を行います。									
2. 気象情報の収集・伝達	総務課	企画財政課							
気象情報の収集や分析により今後の状況を迅速に予測し、速やかに応急対策に当たることができるよう伝達します。また必要な情報は、もちうる方法を使って迅速に町民に呼びかけます。 なお、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう5段階の警戒レベル相当情報として区分し、町民の自発的な避難判断等を促します。									
3. 異常発見時における措置	総務課	企画財政課							
災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者から通報を受けた場合には、迅速に熊本地方気象台、関係のある隣接市町村、県南広域本部（八代地域振興局）総務部振興課・土木部に通報します。									

《地震・津波発生時》

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 地震、津波情報の収集・伝達	総務課	企画財政課						
地震直後より迅速に情報収集を行います。また、津波注意報や津波警報等が発表された場合、津波から逃げ切ることができるよう、発生直後より迅速に住民に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）を通じて呼びかけます。また、早期に地震、津波情報の全体像を把握し、速やかに応急対策に当たることができるよう努めます。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
気象庁	気象情報、注意報警報及び特別警報等の提供
熊本県	気象情報、水防情報等の提供
国土交通省熊本河川国道事務所 西日本高速道路株式会社	道路交通情報等の提供

第3部 第1編 第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P3>>

- 資料 資料- 59 気象庁が発表する警報・注意報の基準 P. 76
- 資料- 60 気象庁が発表する地震・津波に関する情報の内容 P. 81
- 資料- 61 県が発表する情報の内容 P. 83
- 資料- 62 予警報の伝達経路 P. 84
- 資料- 63 現象ごとの住民への周知メッセージ内容 P. 87

第4節 被害状況の収集・伝達

(1) 目的

被害情報の収集方針に基づき、被害状況を迅速かつ的確に収集・伝達することにより、災害の全体像及び進捗状況の把握と迅速な判断対応に努めます。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 災害・被害状況の収集	総務課							
<p>発災後、経過時間に応じ「第1次情報（被害規模の早期把握）」、「第2次情報（二次災害防止、災害救助法の適用可否の判断）」、「第3次情報（詳細な状況把握）」をテーマに、迅速かつ的確に情報収集を行います。</p> <p>また、必要に応じて調査班を編成し、安全確保に留意して現地での被害状況の把握に努めます。</p>								
2. 災害・被害状況の集約・分析	総務課							
<p>テーマ別を実施された被害情報を集約し、災害の全体像の把握、被害の進捗状況等の分析及び今後の予測を行います。</p> <p>なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、SNS等のデータを活用するなど、災害対応業務のデジタル化を促進します。</p>								
3. 県・関係機関への被害状況の通報・報告	総務課							
<p>県、関係機関等に対し、熊本県防災情報共有システム及び情報連絡員（LO）を活用して集約結果を迅速に報告します。</p> <p>なお、通信の途絶等により県に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行い、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとし、「資料-65 消防庁への直接即報基準」に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告します。</p>								
4. 行方不明者の把握	総務課							
<p>住民登録の有無にかかわらず、町内（海上を含む。）で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、行方不明者の指名等の公表等に関して県に協力します。</p>								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
国土交通省 九州地方整備局	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣
消防庁	被害状況の報告
熊本県	被害状況の収集・集約・報告 災害時緊急機動支援隊の派遣
八代警察署	被害状況の収集・集約
西日本電信電話株式会社	被害状況や復旧見込みの情報提供
九州電力株式会社	被害状況や復旧見込みの情報提供
西日本高速道路株式会社	被害状況や復旧見込みの情報提供
九州旅客鉄道株式会社	被害状況や復旧見込みの情報提供
携帯電話事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P5>>

- 資料 資料- 64 各段階で収集する情報の種類 P. 88
- 資料- 65 消防庁への直接即報基準 P. 91
- 資料- 66 熊本県への被害状況等の報告系統・報告先 P. 93
- 県の報告様式- 1 P. 205
- 県の報告様式- 2 P. 206
- 災害救助法の様式- 1 被害状況調 P. 215
- 災害救助法の様式- 2 災害救助費概算額調 P. 216
- 町の様式- 3 震被害2次調査票_木造 P. 250

第5節 通信の確保

(1) 目的

通常の話電話回線が途絶している場合、被害状況の収集や応急対策の指示伝達のために、無線や衛星携帯電話等により通信手段を確保するとともに、通信機器の管理・運用を図ります。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後	3時間～	24時間～	3日～	7日～	1ヵ月～
			～3時間	24時間	～3日	7日	1ヵ月	～
1. 通信手段の確保	総務課							
発災直後より可能な通信手段を確認し、相互に情報を共有するために情報の収集や関係機関への連絡を行います。通常の話電話回線が途絶している場合は、防災行政無線(移動系)や簡易無線、携帯電話等を活用し、通信手段を確保します。								
2. 通信手段の管理・運用	総務課							
関係機関の協力により、保有している機器以外の通信機器の確保に努めます。また、既存の通信機器について、できる限り早期に点検・修理を行います。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
国土交通省 九州地方整備局	通信機器の貸与
熊本県	県防災情報ネットワーク、県防災行政無線の利用
西日本電信電話株式会社	被害状況や復旧見込みの情報提供 代替の通信手段の確保
携帯電話事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供 代替の通信手段の確保

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P6>>

➤ 資料 資料-67 災害優先電話

P.99

第6節 広報活動

(1) 目的

町民の混乱を防ぎ適切な行動がとれるよう、災害情報、応急対策情報、被災状況等を発信します。また、本町だけでは災害対応が不可能な場合、地域外から多様な支援を受けることができるよう、本町の状況等を発信します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 町民への情報提供	企画財政課	総務課						
<p>早期にさまざまな広報体制を確立し、気象情報等の災害情報、応急対策情報や町の状況等の情報をきめこまやかに周知します。また、報道機関、ホームページ、SNS 等により町民に町長メッセージを発信します。広報車、放送施設(防災行政無線)、全国瞬時警報システム(Jアラート)、災害情報共有システム(Lアラート)、広報誌等による広報も積極的に行います。中小河川を含め、洪水・内水氾濫、土砂災害及び高潮について避難指示を行う場合は、警戒レベルを用いることとし、命を脅かす災害のおそれがある場合はその地域にまとめて避難指示を発令できるよう発令単位の設定を進めます。</p>								
2. 外部への情報発信	企画財政課	総務課						
<p>本町だけでは災害対応が困難な場合、報道機関やインターネット等を通じ、地域外へ町の状況を発信し、防災関係機関・民間企業・ボランティアなど多様な支援を求めます。</p>								
3. 住民等からの問い合わせ対応	企画財政課	総務課						
<p>被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めます。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めます。</p>								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
報道機関	町民及び他地域への情報提供

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P7>>

- 資料 資料- 68 記者発表の項目例 P. 100
- 資料- 69 広報すべき情報項目 P. 100
- 資料- 70 氷川町の有する広報の手段 P. 101

第7節 防災関係機関等との連携

(1) 目的

町は、救助救出活動を始め、公共施設やライフライン施設等の早期復旧に向け、国、県、自衛隊、ライフライン事業者や医療関係機関等の防災関係機関と情報共有し、連携して対応に当たります。

※上水道は第3章 第4節 飲料水等の供給、第2章 第12節 ライフライン施設の応急復旧に記載

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 防災関係機関等との調整	総務課							
災害対策本部会議を実施し、防災関係機関との情報共有、連絡調整を図ります。また、救出・救助活動、道路啓開等、各機関間で活動の調整を行う必要がある場合は、「関係機関調整会議」等を実施し、情報共有及び調整を図ります。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
八代警察署、八代広域行政事務組合、自衛隊（西部方面隊第8師団）等 防災関係機関 （電力、通信、鉄道等）	救出・救助活動及び施設応急復旧等
熊本県医師会、八代郡医師会、日本赤十字社	災害医療活動に係る技術的助言、連絡調整

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P8>>

- 資料 資料- 2 氷川町防災会議条例 P. 10
- 資料- 3 氷川町防災会議委員 P. 12
- 資料- 6 防災機関の実施責任と業務大綱 P. 15

第8節 受援・支援体制の確立

(1) 目的

本町のみでは災害対応が不可能な場合、又は不可能と予想される場合、県、自衛隊、緊急消防援助隊、他市町村及び防災関係機関等に応援要請を行い、人的支援及び物的支援を受入れます。また、他市町村が被災し、応援要請を受けた時は、支援体制を確保し、対応します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 応援要請	総務課							
本町のみでは災害対応が不可能な場合、又は不可能と予想される場合、自衛隊、緊急消防援助隊、他市町村等に対しては県を通じ、防災関係機関、協定先企業、近隣市町に対しては直接応援要請を行います。								
2. 応援の受入れ	総務課							
人的支援及び物的支援を受入れ、応援機関等が円滑に活動できるよう、迅速に受入体制や活動体制の確立に努めます。								
3. 支援要請の受理 4. 支援の実施	総務課							
受援マニュアルを整備し、隣接市町村等、他地域からの支援・応援要請に対し、迅速に対応を行います。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
国	人的支援及び物的支援
熊本県	人的支援及び物的支援
自衛隊	人的支援及び物的支援
緊急消防援助隊	人的支援及び物的支援
他市町村 (災害協定締結町；北海道大空町、 熊本県八代市)	人的支援及び物的支援
防災関係機関	人的支援及び物的支援

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P9>>

- 資料 資料- 72 応援協力要請に必要な事項 P. 103
- 資料- 73 自衛隊派遣要請の系統図 P. 105
- 資料- 74 自衛隊の災害派遣活動範囲 P. 106
- 資料- 75 自衛隊災害派遣要請計画 P. 107

第3部 第1編 第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

協定- 1 締結協定一覧	P. 199
災害救助法の様式- 22 実施弁償の従事状況 (第1～4号)	P. 236
災害救助法の様式- 23 実施弁償の従事状況 (第5～10号)	P. 237
その他の様式- 1 部隊等の派遣要請要求書	P. 257
その他の様式- 2 部隊等の撤収要請	P. 258

第9節 災害救助法の適用

(1) 目的

災害による被害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準に該当する場合、県知事に対して同法の適用を申請します。また、決定後は適切に運用します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後	3時間～	24時間～	3日～	7日～	1カ月～
			～3時間	24時間	～3日	7日	1カ月	～
1. 災害救助法の適用	福祉課							
災害救助法の適用を迅速に判断し、災害による同法の適用基準に該当する場合又は該当すると予想される場合は、県知事に同法の適用を申請します。また、決定後は各課で適切に運用し、県に報告します。 ※災害救助法の適用基準 1) 人口11,094人(令和2年国勢調査)の本町において、40世帯以上の住居が滅失した場合 2) 県全体で1,500世帯以上の住家が滅失したときに本町内で20世帯以上の住家が滅失した場合 3) 県全体で7,000世帯以上の世帯の住家が滅失したとき、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合 4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合や被災者に対する食品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合 5) 大規模な災害発生のおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、県がその所管区域に該当し、町内において救助を必要とする場合								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
県南広域本部（八代地域振興局）	災害救助法の取りまとめ、国への報告

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P10>>

➤ 資料 法令-1 災害救助法	P.159
災害救助法の様式-1 被害状況調	P.215
災害救助法の様式-2 災害救助費概算額調	P.216
災害救助法の様式-3 市町村別被災世帯状況調	P.217
災害救助法の様式-5 救助の種目別物資受払状況	P.219
災害救助法の様式-6 避難所設置及び収容状況	P.220
災害救助法の様式-7 応急仮設住宅台帳	P.221
災害救助法の様式-8 炊出し給与状況	P.222
災害救助法の様式-9 飲料水の供給簿	P.223

第3部 第1編 第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

災害救助法の様式- 10	物資の給与状況	P. 224
災害救助法の様式- 11	救護班活動状況	P. 225
災害救助法の様式- 12	病院診療所医療実施状況	P. 226
災害救助法の様式- 13	助産台帳	P. 227
災害救助法の様式- 14	被災者救出状況記録簿	P. 228
災害救助法の様式- 15	住宅応急修理記録簿	P. 229
災害救助法の様式- 16	生業資金貸付台帳	P. 230
災害救助法の様式- 17	学用品の給与状況	P. 231
災害救助法の様式- 18	埋葬台帳	P. 232
災害救助法の様式- 19	死体処理台帳	P. 233
災害救助法の様式- 20	障害物除去の状況	P. 234
災害救助法の様式- 21	輸送記録簿	P. 235
災害救助法の様式- 22	実施弁償の従事状況 (第1～4号)	P. 236
災害救助法の様式- 23	実施弁償の従事状況 (第5～10号)	P. 237
災害救助法の様式- 24	扶助金の支給状況	P. 238
災害救助法の様式- 25	損失補償費の状況	P. 239
災害救助法の様式- 26	法律19条の補償費の状況	P. 240
災害救助法の様式- 27	死体の捜索状況記録簿	P. 241
災害救助法の様式- 28	救助実施記録日計票	P. 242

第10節 財政措置

(1) 目的

災害から町民の生命、財産及び生活を守るために円滑かつ適正に財政措置を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 財政措置	企画財政課							
<p>災害から町民の生命、財産及び生活を守るために必要経費を推定し、資金計画を立て、県等と十分に協議し、円滑かつ適正に財政措置を行います。</p> <p>応急公用負担（災害対策基本法第59条、第64条第1項・第2項、第71条第1項、第78条、第82条、災害救助法第5条第1項・第3項、第9条第1項・第2項、消防法第29条第1項・第2項・第3項、水防法第28条）の適用については、行使者の判断、指揮のもと適正に対応します。</p>								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
国	財源の確保
熊本県	財源の確保
金融機関	財源の確保

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P11>>

➤ 資料 資料-76 応急公用負担について

P.108

第11節 職員の健康管理及び安全管理

(1) 目的

迅速かつ円滑な応急対策活動を進めるため、県、相互応援協定締結市町村等、他の市町村等に応援職員の派遣を求めます。また、本町職員及び応援職員を適切に配置し、職員の健康の保持及び業務の安全性の確保に努めます。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 職員の健康管理・安全管理	総務課							
災害対策活動に従事する職員等は、発災直後から過酷な状況において支援活動に従事しなければならないことから、休養が確保できる勤務体制・安全管理体制を早期に確立します。								

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P12>>

第2章 いのちを守る

第1節 避難誘導

(1) 目的

人的被害を未然に食い止めるため、被害を受けるおそれのある者に対して警戒レベルに合わせ『高齢者等避難』、『避難指示』、『緊急安全確保』(以下、すべてを指す場合において『避難情報』といいます。)を発令し、町民や滞在者などに避難を促します。

(2) 実施業務

《洪水、土砂災害、高潮発生時》

業務内容	担当課	関係課	発災前	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 避難情報の発令及び伝達	総務課								
<p>人的被害を未然に食い止めるため、状況を予測し、避難情報の発令、警戒区域の設定を迅速に行います。また、各種広報手段を活用し、町民や滞在者に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令・伝達します。発令は積極的に、空振りを恐れずに早めのタイミングで発令するようにします。</p> <p>また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように5段階の警戒レベルとともに伝達することにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めます。</p> <p>なお、避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて指定行政機関(国土交通省、気象庁等)、指定地方行政機関、及び県に対して助言を求めるとともに気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用します。</p> <p>また、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難情報等の解除にあたっては、国土交通省及び県に対して、必要に応じて助言を求めます。</p>									
2. 避難誘導	総務課								
<p>時間に余裕がある場合、自らの安全確保を最優先として避難情報の発令区域に対して、避難誘導を行う体制を準備し、避難誘導を行います。また時間に余裕がない場合は、住民による支援体制を主体とした避難誘導を行います。</p> <p>避難行動要支援者に対しては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めます。</p>									
3. 広域避難	総務課								
<p>災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村へ受入れに関する協議を直接行います。また、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村と協議し、広域避難を実施します。なお、避難者のニーズを十分に把握し、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めます。</p>									
4. 広域一時滞在	総務課								
<p>災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県内他市町村へ受入れについて直接協議します。他県の市町村への受入れが必要な場合には、県に対し当該他県との協議を求めます。</p> <p>また、町の区域外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難先の自治体と情報を共有する仕組みの円滑な運用・強化を図ります。</p>									

第3部 第1編 第2章 いのちを守る

《地震・津波発生時》

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 避難情報の発令及び伝達	総務課		■					
<p>災害から人的被害を未然に食い止めるため、発災直後から避難情報の発令、警戒区域の設定を迅速に行います。また各種広報手段を活用し、町民や滞在者に、避難指示等を発令・伝達します。発令は積極的に、早めのタイミングで発令するようにします。</p>								
2. 避難誘導	総務課		■					
<p>避難誘導は、自らの安全確保を最優先とし、自治会、自主防災組織等、住民による支援体制を主体とした避難誘導を行います。</p>								
3. 広域一時滞在	総務課		■	■	■	■	■	■
<p>災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県内他市町村へ受入れについて直接協議します。他県の市町村への受入れが必要な場合には、県に対し当該他県との協議を求めます。</p> <p>また、町の区域外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難先の自治体と情報を共有する仕組みの円滑な運用・強化を図ります。</p>								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
国土交通省 九州地方整備局	避難指示等の発令における助言、土砂災害に係る避難指示等の解除時における助言
八代警察署	避難情報の伝達、避難誘導
熊本県	避難情報の集約 避難指示等の発令における助言、土砂災害に係る避難情報等の解除時における助言
自治会、自主防災組織等	情報の伝達、声かけ

《氷川町災害時職員初動マニュアル P13》

- 資料 資料- 41 危険地区および避難場所 P. 51
- 資料- 42 指定緊急避難所及び指定避難所 P. 52
- 資料- 43 福祉避難所 P. 52
- 資料- 78 住民への伝達方法（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の基準・伝達経路） P. 113
- 資料- 79 警戒区域の設定権者及び要件・内容 P. 118
- 資料- 80 学校長がとるべき安全対策の措置 P. 119

第2節 公共施設利用者の安全対策

(1) 目的

災害が発生、又は発生するおそれがある場合、園児・児童・生徒や各公共施設利用者等に対して適切に避難誘導を行い、安全確保に努めます。

(2) 実施業務

《風水害時》

業務内容	担当課	関係課	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 避難誘導・避難者の安全対策	所管課								
園児・児童・生徒や各公共施設利用者等に対し、指定緊急避難場所等の安全な場所に適切に避難誘導を行うとともに、避難後の安全確保に努めます。降雨が激しく避難が困難な場合は無理に指定避難所等へ移動せず、建物の上階への垂直避難を促します。									

《地震・津波発生時》

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 避難誘導・避難者の安全対策	所管課							
園児・児童・生徒や各公共施設利用者等に対し、指定緊急避難場所・広域避難場所等の安全な場所に適切に避難誘導を行うとともに、避難後の安全確保に努めます。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
八代警察署	避難誘導の応援
八代広域行政事務組合	避難誘導の応援

《《氷川町災害時職員初動マニュアル P15》》

➤ 資料 資料- 80 学校長がとるべき安全対策の措置 P. 119

第3節 救助・救急活動

(1) 目的

災害により生命や身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索・救助・救出・救急活動を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後	3時間～	24時間～	3日～	7日～	1カ月～
			～3時間	24時間	～3日	7日	1カ月	～
1. 救助・救急活動	総務課							
人命の安全確保を最優先とし、被害情報をもとに救助・救出・救急活動方針の決定を行い、迅速に活動を実施します。								
2. 応援関係機関との連携	総務課							
町のみでは救助・救出・救急活動が困難な場合、人的支援及び物的支援を県、自衛隊、緊急消防援助隊等に要請し、連携して活動します。また、救急搬送等にヘリコプターが必要な場合は、県に要請します。 また、町、県及び救出・救助関係機関等は、救出・救助活動に関する情報共有を図り、救出対象者の家族に対しても、関係する情報を提供するとともに、必要な場合には心のケア等の支援につなげます。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
自衛隊	救助・救急活動
八代警察署	救助・救急活動
八代広域行政事務組合	救助・救急活動
海上保安庁八代海上保安署	救助・救急活動
熊本県	県防災ヘリコプターの派遣
氷川町消防団	消防部、各部及び地域住民との災害救助の協力
緊急消防援助隊	救助・救急活動
熊本県建設業協会八代支部	救助用資機材、重機等の調達協力

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P16>>

➤ 資料	資料- 81 救出・救助活動の原則、要領	P. 119
	法令- 1 災害救助法	P. 159
	災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況	P. 219
	災害救助法の様式- 14 被災者救出状況記録簿	P. 228
	災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票	P. 242

第4節 医療救護活動

(1) 目的

災害により町内の医療機能が停止し、本来の機能を発揮することが不可能となった場合、町内医療機関や関係団体、後方支援体制等により応急医療体制を迅速に整え、被災町民の医療保護を図ります。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 応急医療体制の確立	町民課							
災害により町内の医療機能の停止、医療機関の混乱等が生じた場合、八代保健所、熊本県医師会、八代郡医師会等と連携し迅速に応急医療体制を確立し、救護所の開設等により応急医療活動を行います。								
2. 応援関係機関との連携	町民課							
救急指定病院、広域的な医療応援関係機関と連携して、傷病者の応急治療、搬送、医薬品の調達等の応急医療活動を行います。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
八代保健所	災害医療活動に係る技術的助言、連絡調整
災害拠点病院・災害支援病院	応急医療、救護
日本赤十字社	救護所及び被災現地における傷病者の応急治療、救護
災害派遣医療チーム(DMAT) 災害時派遣精神医療チーム(DPAT)	救護所及び被災現地における傷病者の応急治療、救護
ドクターヘリ(熊本赤十字病院)	ドクターヘリの運用(熊本医療センター、済生会熊本病院、熊本大学医学部付属病院) ※要請は消防機関が行う。

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P17>>

- 資料 資料- 35 AED設置箇所 P. 48
- 資料- 36 救急告示医療機関 P. 49
- 資料- 37 町内医療施設 P. 49
- 資料- 38 医療救護所 P. 50
- 資料- 39 災害拠点病院、災害支援病院 P. 50
- 資料- 40 薬事施設 P. 50
- 資料- 83 救急医療全体システム図 P. 121
- 資料- 84 消防計画 P. 122
- 法令- 1 災害救助法 P. 159

第3部 第1編 第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

災害救助法の様式- 6	避難所設置及び収容状況	P. 220
災害救助法の様式- 12	病院診療所医療実施状況	P. 226
災害救助法の様式- 13	助産台帳	P. 227
災害救助法の様式- 14	被災者救出状況記録簿	P. 228
災害救助法の様式- 27	死体の捜索状況記録簿	P. 241
災害救助法の様式- 28	救助実施記録日計票	P. 242

第5節 消火活動

(1) 目的

災害時に発生する火災の延焼や二次災害を防止するため、火災の状況を迅速に把握します。また、消火活動により、町民の生命・財産を火災から保護し、被害の軽減を図ります。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後	3時間～	24時間	3日～	7日～	1カ月
			～3時間	24時間	～3日	7日	1カ月	～
1. 消火活動初期対応	総務課							
発災後、ただちに消防職員・消防団員を招集して初動体制を確立し消火活動に当たり、延焼拡大の防止に努めます。								
2. 消火活動における応援関係機関等との連携	総務課							
相互応援協定先及び緊急消防援助隊等に応援を要請し、関係機関と連携し、火災の警戒防御に当たります。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
氷川町消防団	火災の警戒防御
消防応援協定締結市町村等	消火活動支援
緊急消防援助隊	消火活動支援
海上保安庁八代海上保安署	海上の消火活動
熊本県	熊本県防災ヘリコプターの派遣
八代警察署	交通規制の実施
八代広域行政事務組合	消火活動支援

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P18>>

- 資料 資料- 23 火災危険箇所 P. 39
- 資料- 84 消防計画 P. 122
- 資料- 85 消防組織及び消防機構 P. 125

第6節 障害物の除去

(1) 目的

救助・救出、医療救護、消火活動、物資輸送等を迅速に行うため、道路、河川、港湾における応急対応を阻害するがれきや土砂等の障害物の除去を行います。

※災害に伴う多くの建物や工作物、樹木等の倒壊は、直接人体等に被害を与えるだけでなく、救助等の障害になることから、障害物等を搬出・処理する必要があります。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 障害物の除去作業の 検討・準備	所管課							
道路管理者、河川管理者、港湾管理者は、被害状況を把握し、国、県、町、八代警察署等により情報共有を行い、方針を決定します。また、民間企業等の協力により、除去作業のための資機材の確保に努め、迅速に除去作業を実施します。								
2. 障害物の除去作業の 実施	所管課							
道路施設、河川施設、港湾施設の各施設において、障害物の除去、応急復旧等を行い、施設の機能確保に努めます。 住居内の障害物については、当面の日常生活が可能な程度の応急的除去に限られます。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
自衛隊	障害物の除去
八代警察署	道路交通規制の実施
道路管理者	道路啓開作業（運転者等に対し車両の移動等の命令、又は自ら車両の移動等）、応急復旧工事の実施
河川管理者	航路啓開作業、応急復旧工事の実施
港湾管理者	
熊本県建設業協会	道路啓開、応急復旧等作業
熊本県自動車整備振興会	道路啓開作業
西日本電信電話株式会社 九州電力送配電株式会社	電柱等の除去

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P19>>

第7節 道路交通の確保

(1) 目的

道路管理者及び交通管理者と緊密に連携し、国道、県道の通行の禁止及び制限等の状況や応急復旧状況の把握に努めます。また、町道においても交通制限等を実施し、応急復旧対策を行います。

※災害時において、交通が途絶え又は混乱した場合、若しくはそれらの恐れがある場合に、その状態を速やかに回復して交通秩序を確立し、被災地への緊急輸送及び当該地区に関連する交通の安全と円滑を図ることが必要です。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後	3時間～	24時間～	3日～	7日～	1カ月～
			～3時間	24時間	～3日	7日	1カ月	～
1. 道路交通の確保	建設下水道課	総務課						

道路管理者又は交通管理者は、災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合や緊急輸送路の確保が必要な場合、交通規制を実施します。なお、町は道路管理者等と緊密に連携して応急復旧対策を実施するとともに、幅広い情報収集に努め、町民や通行者に伝達します。

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
道路管理者	緊急輸送路、交通規制対象路線等の情報の収集及び提供 道路交通規制の実施 応急措置・応急復旧
八代警察署	緊急輸送路指定路線の決定 道路交通規制の方針決定及び実施 緊急通行車両の決定

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P20>>

- 資料 資料- 86 交通規制の実施責任者別の対応内容及び根拠法 P. 126
- 資料- 87 通行規制に係る相互連絡体制 P. 127
- 資料- 88 緊急輸送対象の想定 P. 128
- 資料- 89 緊急車両標章 P. 129
- 資料 その他の様式- 3 緊急通行車両事前届出済書 P. 259

第8節 鉄道交通の確保

(1) 目的

鉄道事業者は、乗客の安全を確保するため、駅及び車両における利用者の避難誘導を行うとともに、施設の応急復旧に努めます。

また、列車の運転規制が長時間にわたるときは、バス等による代替輸送又は振替輸送を実施します。町は、鉄道事業者と連携して情報把握に努め、適切に応急措置、応急復旧対策が執られるよう努めます。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後	3時間～	24時間	3日～	7日～	1カ月
			～3時間	24時間	～3日	7日	1カ月	～
1. 鉄道交通の確保	総務課							
<p>鉄道事業者は、災害により鉄道施設等に危険な状況が予想される場合、列車の緊急停止、乗客の避難誘導等の必要な措置を実施します。なお、町は鉄道事業者と緊密な連絡を取り、適切な処置が執られるよう努めます。</p>								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
九州旅客鉄道株式会社	乗客の避難誘導及び救護活動 鉄道施設の被害調査及び応急復旧 災害時の代替輸送

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P21>>

第9節 船舶交通の確保

(1) 目的

港湾及び漁港内の船舶交通の安全を確保するため、港湾管理者は航行規制を実施します。町は海上保安庁、県等と連携して状況把握に努め、応急措置、応急復旧対策を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後	3時間～	24時間～	3日～	7日～	1カ月～
			～3時間	24時間	～3日	7日	1カ月	
1. 船舶交通の確保	農業振興課							

船着場を管理する竜北漁業協同組合、県又は海上保安庁は、災害により船舶交通の危険な状況が予想される場合、必要な航行規制を実施し、船舶交通の確保に努めます。なお、町は関係者と緊密な連絡をとり、適切な処置が執られるよう努めます。

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
海上保安庁八代海上保安署	海上交通規制及び海上交通の確保対策
熊本港湾事務所	港湾施設の被害調査及び応急復旧 海上交通規制及び海上交通の確保対策
八代港湾事務所	港湾施設の被害調査及び応急復旧 海上交通規制及び海上交通の確保対策
竜北漁業協同組合	海上交通規制及び海上交通の確保対策

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P22>>

第10節 緊急輸送活動の実施

(1) 目的

孤立している地域の被災者の避難、救援物資の提供及び応急対策のための迅速な輸送を確保するために活動するとともに、県及び防災関係機関等にヘリコプター、船舶、車両等の緊急輸送手段の確保を要請します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 緊急輸送活動の実施	総務課							
迅速な緊急輸送活動のため、町保有車両等の配備、輸送活動の実施を最優先に行います。また、緊急輸送活動の継続のため、不足する車両や燃料の調達を行います。								
2. 緊急輸送活動の要請	総務課							
不足する輸送手段を補うため、広域的かつ機動的な活動ができるヘリコプターや船舶、大型輸送車両等の緊急輸送手段を県及び関係機関等に要請し、迅速な緊急輸送活動を行います。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
海上保安庁八代海上保安署	船舶の派遣
熊本県	救援物資の調達・輸送体制の構築、防災ヘリコプターの派遣
九州旅客鉄道株式会社	輸送協力
熊本県トラック協会	物資輸送の協力
熊本県バス協会	大型バス等による輸送協力
熊本県石油商業組合、熊本県LPGガス協会	燃料の調達の協力

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P23>>

- 資料 資料- 44 ヘリコプターの発着可能地 P. 53
- 資料- 91 緊急輸送対策計画 P. 131
- 資料- 92 輸送業者 P. 133
- 法令- 1 災害救助法 P. 159
- 災害救助法の様式- 6 避難所設置及び収容状況 P. 220
- 災害救助法の様式- 21 輸送記録簿 P. 235
- 災害救助法の様式- 26 法律19条の補償費の状況 P. 240
- 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P. 242
- その他の様式- 3 緊急通行車両事前届出済書 P. 259

第11節 二次災害の防止対策

(1) 目的

地震による余震や降雨の継続による土砂災害、宅地の崩壊、構造物・建築物の倒壊、危険物の爆発等の二次災害により多数の人命と財産が失われるおそれがあるため、対策を実施します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 土砂災害等応急対策	総務課	建設下水道課、農地課、農業振興課						
現地状況、降雨状況等を把握し、急傾斜地、河川、ため池等で災害発生が予想される場合には、警戒体制の確立、周辺住民への周知、避難誘導、立入制限等を実施します。								
2. 被災宅地の対策	建設下水道課							
被災を受けた擁壁やのり面等を含む宅地において、応急危険度判定、立入規制等により、二次災害を防止します。 また、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するために必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行います。								
3. 被災建築物の対策	建設下水道課							
被災した住家等の建築物について、応急危険度判定、立入規制等により、二次災害を防止します。								
4. 危険物対策	総務課							
危険物施設において爆発等の大きな被害が発生するおそれがある場合、応急措置の指示を行うとともに、防災関係機関や周辺住民に周知し、避難誘導、立入規制等を実施します。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
熊本県	応急対策の実施
熊本県建設業協会八代支部	応急対策の実施
熊本県建築士会	応急危険度判定の実施

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P24>>

第12節 ライフライン施設の応急復旧

(1) 目的

ライフライン施設が早期に復旧、回復するよう、施設の被害状況を早急に調査し、県や関係団体等と連携して迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組みます。
強靱化と多重性(リダンダンシーの確保)に努めます。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後	3時間～	24時間～	3日～	7日～	1カ月～
			～3時間	24時間	～3日	7日	1カ月	～
1. 上水道施設の被害調査の実施	建設下水道課	町民課						
配水施設、浄水施設等の被害状況調査を実施します。また、本町のみで災害対応が不可能な場合、又は不可能と予想される場合、迅速に県及び関係機関に応援要請を行います。								
2. 上水道施設の応急復旧	建設下水道課	町民課						
水道施設が損壊した場合、関係団体・業者等と連携して復旧作業を行い、給水できるよう努めます。また、被害状況、復旧状況及び安全確認のための情報を町民等に広報・周知し、二次災害の防止、利用者の不安解消に努めます。								
3. その他ライフライン施設の応急復旧	総務課							
電気やガス等のライフライン機能の早期復旧のため、各事業者に連絡し、被害状況や復旧状況及び安全確認のための情報を共有します。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
日本水道協会	応急復旧工事の実施
八代生活環境事務組合	応急復旧工事の実施
西日本電信電話株式会社	公衆電気通信設備の応急復旧工事の実施
携帯電話事業者	携帯電話通信設備の応急復旧工事の実施
九州電力送配電株式会社	電力施設の応急復旧工事の実施

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P25>>

第3章 いのちをつなぐ

第1節 避難所運営

(1) 目的

居住の場を失った住民に対して一時的な生活の場として指定避難所等を提供するとともに、地域住民や避難者による指定避難所の運営が円滑にできるよう管理します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 避難所開設	福祉課							
<p>災害に対する安全性を確認の上、指定避難所等を速やかに開設し、直ちに県へ報告します。また、指定避難所等だけでは避難者の受け入れが困難な場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設します。なお、特定の指定避難所等に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して指定避難所等の混雑状況を周知し、避難の円滑化に努めます。</p>								
2. 避難所運営	福祉課	関連死対策・医療・衛生は町民課						
<p>避難者の受入れ、避難者情報の管理、避難所環境の保護、要配慮者への支援などを行い、地域住民や避難者による指定避難所の運営が円滑にできるよう管理します。</p> <p>また、災害関連死の予防、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりや避難者の自立支援に取り組みます。</p> <p>なお、氷川町避難所運営マニュアル等に基づき、プライバシーの確保、要配慮者や男女共同参画など多様な視点に配慮した避難所運営、感染症流行時の避難所開設や感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防、家庭動物同行への対応、体調・栄養管理ができる医療関係者の配置や巡回基準等について、関係者への周知を図ります。</p> <p>避難所開設時には、自治会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携し、避難所毎の避難者にかかる情報の早期共有等に努め、県や支援団体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築します。</p> <p>また、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて指定避難所等へ誘導するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても食料等必要な物資の配布に努め、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めます。</p> <p>また、在日外国人と訪日外国人、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備に努めるとともに、円滑な避難誘導体制の構築に努めます。</p> <p>なお、指定避難所等に避難したホームレスについては、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れます。</p>								

第3部 第1編 第3章 いのちをつなぐ

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
NPO・ボランティア・地域住民	避難所運営及び運営補助

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P26>>

<<避難所運営マニュアル 感染症対策編>>

➤ 資料	資料- 41	危険地区および避難場所	P. 51
	資料- 42	指定緊急避難所及び指定避難所	P. 52
	資料- 43	福祉避難所	P. 52
	法令- 1	災害救助法	P. 159
	災害救助法の様式- 5	救助の種目別物資受払状況	P. 219
	災害救助法の様式- 6	避難所設置及び収容状況	P. 220
	災害救助法の様式- 28	救助実施記録日計票	P. 242

第2節 要配慮者対策

(1) 目的

高齢者や障がい者等、自ら災害から身を守ることが困難で支援が必要な者の安全確保を図るとともに、災害関連死を防ぐよう努めます。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 指定避難所における対策	福祉課	町民課						
指定避難所における不安を取り除くため、要配慮者の特性に応じた情報伝達体制の整備や相談窓口の設置、医師・保健師等による巡回等によるコミュニケーションの確保を図り、災害関連死を防ぐよう努めます。								
2. 在宅避難者対策	福祉課	総務課、町民課						
発災時には、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図ります。また、場合によっては福祉避難所への避難や福祉施設や医療施設へ搬送します。								
3. 福祉避難所の運営	福祉課	総務課、町民課						
指定避難所における避難者や在宅避難者の中で、支援が必要な要配慮者を判断し、福祉避難所へ移送します。各福祉避難所においては、支援スタッフを事前に調整の上、円滑な運営に努めます。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
福祉避難所応援協定先	要配慮者の受け入れ
社会福祉施設	要配慮者の受け入れ
医療機関	要配慮者の受け入れ
自治会	安否確認、要配慮者の支援
自主防災組織	安否確認、要配慮者の支援
民生委員・児童委員	安否確認、要配慮者の支援

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P27>>

<<避難所運営マニュアル>>

- 資料 資料- 48 仮置場の必要面積の算定方法 P. 59

避難行動要支援者名簿の作成など

- 法令- 1 災害救助法 P. 159
- 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 P. 219
- 災害救助法の様式- 6 避難所設置及び収容状況 P. 220
- 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P. 242

第3節 食料の供給

(1) 目的

生命や身体を維持していくために必要な食料を県、関係機関や協定先と連携して確保し、被災者に供給します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 備蓄物資の供給	福祉課	地域振興課、学校教育課、生涯学習課、町民課						
必要な物資の需要について避難所情報や道路状況等の情報収集を行い、備蓄物資の食料を指定避難所等に搬送します。また、受け取りに関する方法を被災者に周知し、備蓄物資の配布を行います。								
2. 食料の調達・搬送	福祉課	地域振興課、学校教育課、生涯学習課、町民課						
被災者に必要な応急食料や炊き出し等に要する米等を県、他市町村、民間企業等から協定等に基づき調達し、物資集積拠点に搬送します。 また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めます。								
3. 食料の供給	福祉課	地域振興課、学校教育課、生涯学習課、町民課						
拠点到集積した食料を物流事業者等の協力の下、一元的に管理することにより効率化を図り、各指定避難所等に配送し、指定避難所等に避難している者や在宅避難者に配布します。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
九州農政局	政府所有米の提供
熊本県	救援物資の提供
災害時応援協定企業・組合等	食料の供給、集積場所の提供等
熊本県トラック協会	避難所への物資輸送の協力
熊本県倉庫協会	救援物資の保管及び管理の協力
ボランティア	集積拠点における物資の積み込み補助
自衛隊 等	救援物資の供給

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P28>>

- 資料 資料- 93 食料供給計画 P. 134
- 資料- 95 応急物資等の調達方法イメージ P. 135
- 法令- 1 災害救助法 P. 159
- 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 P. 219
- 災害救助法の様式- 8 炊出し給与状況 P. 222
- 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P. 242

第4節 飲料水等の供給

(1) 目的

水道施設が被災したことにより給水を受けられない者や医療機関等に対し、生命や身体を維持していくために必要な飲料水等を供給します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 備蓄物資供給、飲料水の調達・搬送	福祉課	地域振興課、学校教育課、生涯学習課、町民課						
避難所情報や道路状況等の情報収集を行い、備蓄物資の飲料水を指定避難所等に搬送し、配布します。また、県や他市町村、民間企業から、ペットボトル入りの飲料水を調達し、集積拠点に搬送します。								
2. 給水活動の実施	福祉課	地域振興課、学校教育課、生涯学習課、町民課						
拠点に集積したペットボトル入りの飲料水は一元的に管理することにより効率化を図り、各指定避難所等に搬送し、配布します。また、配水施設、浄水施設等の応急復旧等により、町内の拠点場所における給水と指定避難所等や医療機関等への給水タンク車による運搬給水を実施します。 また、運搬給水にあたっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先に行います。 なお、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページ等により、適時的確な情報提供を行います。								
3. 生活用水の確保	福祉課	地域振興課、学校教育課、生涯学習課、町民課						
地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備や学校におけるプールの貯水の活用に努めます。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
熊本県	救援物資の提供
熊本県トラック協会	避難所への飲料水輸送の協力
熊本県倉庫協会	飲料水の保管及び管理の協力
ボランティア	集積拠点における飲料水の積み込み補助
日本水道協会 八代生活環境事務組合	応急復旧支援、給水支援
災害時応援協定企業・組合等	飲料水等の供給・集積場所の提供等
自衛隊 等	飲料水等の供給

第3部 第1編 第3章 いのちをつなぐ

➤ 資料	資料- 96	給水計画・給水確保対策計画	P. 136
	資料- 22	給水用器具等の保有状況	P. 38
	資料- 94	救援物資集積場所	P. 135
	法令- 1	災害救助法	P. 159
	災害救助法の様式- 5	救助の種目別物資受払状況	P. 219
	災害救助法の様式- 9	飲料水の供給簿	P. 223
	災害救助法の様式- 28	救助実施記録日計票	P. 242

第5節 生活必需品の供給

(1) 目的

災害による混乱から被災者の生活の安定を図るため、時間により変化する被災者のニーズを予測し、県、関係機関や協定先等と連携して、被災者に衣料品等の生活必需品を供給します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後～3時間					
			3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～	
1. 県及び協定業者からの物資調達	福祉課							
発災後に応急物資を調達する場合、被害状況に応じて救援物資希望リストを作成し、県及び協定業者に物資供給の協力を要請します。また、必要に応じて町内及び近隣の大規模店舗等に物資供給の協力を要請します。								
2. 救援物資の受入れ	福祉課	地域振興課、学校教育課、生涯学習課、町民課 (医薬品・衛生品)						
道路管理者、港湾管理者等と連携し、救援物資を受入れるとともに、救援物資集積場所を設置して物資を保管及び管理します。								
3. 救援物資の供給	福祉課	町民課(医薬品・衛生品)						
<p>県、協定業者等から調達した物資を物流事業者等の協力の下、応急物資を一元的に管理することにより効率化を図り、各指定避難所等に搬送し、避難者に配布します。また、在宅避難者のニーズを集約し、最寄りの指定避難所等を拠点に配布します。</p> <p>なお、指定避難所等における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。</p>								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
熊本県	救援物資の提供
災害時応援協定企業・組合等	生活必需品の供給、集積場所の提供等
熊本県トラック協会	避難所への物資輸送の協力
熊本県倉庫協会	救援物資の保管及び管理の協力
ボランティア	集積拠点における物資の積み込み補助

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P30>>

- 資料 資料- 94 救援物資集積場所 P.135
- 資料- 95 応急物資等の調達方法イメージ P.135
- 資料- 97 生活必需品供給計画 P.137

第3部 第1編 第3章 いのちをつなぐ

➤ 資料 法令- 1 災害救助法	P. 159
災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況	P. 219
災害救助法の様式- 10 物資の給与状況	P. 224
災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票	P. 242

第6節 被災者への情報伝達活動

(1) 目的

被災者に正確な災害情報、安否情報、生活関連情報を提供することにより、風評等による混乱を防止します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 避難所避難者への情報伝達活動	企画財政課	総務課						
緊急情報、生活情報、ライフライン復旧情報、避難所情報等の災害に関する情報を、指定避難所等において迅速に提供し、風評等による混乱を防止します。								
2. 在宅避難者への情報伝達活動	企画財政課	総務課						
災害により孤立して情報が入手困難な在宅避難者に対して情報伝達ができるよう、災害情報紙の配布やホームページ、防災行政無線等による広報を実施します。								
3. 一時町外避難者への情報伝達活動	企画財政課	総務課						
一時的に町外に避難している者に対し、テレビ・ラジオ等による広報の他、関係市町村や県を通じた広報を依頼します。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
報道機関	町民及び他地域避難者への情報提供
ボランティア	広報紙・災害情報紙の配布協力 ボランティア情報の発信

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P31>

- 資料 資料- 98 住民への伝達方法 P. 138
- 資料- 95 応急物資等の調達方法イメージ P. 135
- 資料- 69 広報すべき情報項目 P. 100

第7節 保健活動

(1) 目的

被災地住民の疾病予防、健康保持、災害関連死を防止する観点から、健康相談や疾病予防対策を実施します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 健康調査・健康相談	町民課							
<p>避難生活が長期になると予想される場合、定期的に指定避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者の心身の健康状態を考慮しながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を実施します。エコノミークラス症候群（血栓塞栓症）、誤嚥性肺炎の発症や様々な病気の発症の可能性に配慮し、予防活動と定期受診の勧奨等を的確に行います。</p>								
2. メンタルヘルスケア	町民課	福祉課、学校教育課、生涯学習課						
<p>町は、県と連携し、精神科医等の協力を得て災害の直接体験や生活環境の激変による精神的不調に対し、メンタルヘルスケアを実施します。また、保育所、幼稚園、学校、教育委員会等と連携し、被災した園児、児童生徒へのこころのケアに努めます。</p>								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
八代保健所、八代教育事務所	救護活動の実施 健康相談や訪問指導の実施 こころのケア体制の整備及び実施
医療ボランティア (ボランティアコーディネーターに 登録を依頼)	救護活動の実施 健康相談や訪問指導の実施

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P32>>

第8節 防疫対策

(1) 目的

家屋の浸水等の生活環境の悪化による感染症の発生と流行を防止するため、被災地の消毒等の防疫を迅速に実施します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 感染症の予防	町民課	福祉課、総務課						
<p>家屋の浸水等の被害により、感染症がまん延するおそれがあることから、消毒等の防疫、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施するとともに、県等と連携し、感染拡大の防止に努めます。 また、県、八代保健所の指導により、死亡した家畜等を適切に処理します。</p>								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
八代保健所	感染症対策の指導
熊本県、日本赤十字社、熊本県医師会、八代郡医師会 八代広域行政事務組合等	伝染性疫病の発生予防及びまん延防止の指導
自治会	家屋の消毒の実施
自主防災組織	家屋の消毒の実施

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P33>>

- 資料 資料- 99 防疫対策 P. 139
- 資料 資料- 100 動物対策 P. 140

第9節 食品衛生の確保

(1) 目的

被災者に対し安全で衛生的な食品を供給するため、県や協定先等と連携して衛生指導を行い、食中毒の発生防止に努めます。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後	3時間～	24時間～	3日～	7日～	1カ月～
			～3時間	24時間	～3日	7日	1カ月	
1. 食品衛生対策	町民課							
衛生施設の確保、手洗い消毒の励行、食器や器具の消毒、断水による飲料水の供給における注意喚起等の衛生指導を行い、食中毒の発生の防止に努めます。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
八代保健所	衛生状態の監視、指導 食品の取扱い状況等の調査、指導 食品関係営業施設の実態調査、指導
八代食品衛生協会	食品衛生指導・相談

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P34>>

第10節 行方不明者の捜索及び遺体の処置、埋・火葬

(1) 目的

被災現場において行方不明者の捜索を行います。また、多数の死者が発生した場合、遺体安置所を設置し、遺体の収容・安置、検視・検案、一時保存、引渡し等を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後	3時間～	24時間～	3日～	7日～	1カ月～
			～3時間	24時間	～3日	7日	1カ月	～
1. 行方不明者の捜索	総務課							
<p>警察及び消防とともに行方不明者の捜索体制を編成し、行方不明者の捜索に当たります。必要な場合には自衛隊や海上保安庁へ捜索の協力を要請します。</p> <p>また、人命救助活動の効率化、円滑化を図るため、県及び警察と連携し、安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等の情報を原則公表します。</p>								
2. 遺体の処理、埋・火葬	町民課	総務課						
<p>遺体安置所を確保し、遺体を収容・安置します。警察官の検視又は医師の検案、遺体の洗浄等の処置を行い、一時保存し、身元判明遺体は火葬許可証の交付とともに遺族に引渡します。遺族で搬送等が困難な場合には、葬儀業者に協力を要請します。</p> <p>また、身元不明者の相談や身元確認を行います。</p>								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
熊本県	遺体の処置、埋・火葬に関する協定先への依頼
熊本県医師会、八代郡医師会、日本赤十字社、医療機関	死体検案書の作成
熊本県歯科医師会	身元不明者の確認支援
八代警察署	行方不明者の捜索 遺体の検視 行方不明者相談、身元確認への協力 身元引受人への遺体の引渡し
葬儀業者	納棺用品等必要器材の提供 納棺用品等必要器材の広域調達の協力 遺体安置所から火葬場への搬送の協力

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P35>>

- 資料 資料- 101 遺体捜索及び収容埋葬計画 P. 141
- 資料 法令- 1 災害救助法 P. 159
 - 災害救助法の様式- 18 埋葬台帳 P. 232
 - 災害救助法の様式- 19 死体処理台帳 P. 233
 - 災害救助法の様式- 27 死体の捜索状況記録簿 P. 241
 - 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P. 242

第11節 清掃・廃棄物・し尿処理

(1) 目的

町民の生活環境を保持するため、災害により発生した膨大な廃棄物を収集・処理・処分します。また、避難所等へ仮設トイレを設置し、し尿処理を迅速に実施します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後	3時間～	24時間～	3日～	7日～	1カ月～
			～3時間	24時間	～3日	7日	1カ月	～
1. 廃棄物処理	町民課							
<p>ごみ発生量を推計し、仮置場を決定の上、廃棄物処理計画を作成し、業者等へ収集・処理・処分協力を要請します。また、町のみでは対応できない場合、県に市町村相互間の応援要請、「九州・山口9県における災害廃棄物処理に係る相互支援協定」等に基づく他県への応援要請及び廃棄物処理業者等で構成する一般社団法人熊本県産業資源循環協会への協力を要請します。</p> <p>なお、住民に対して、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供に努めます。</p>								
2. し尿処理	町民課							
<p>許可業者へし尿の収集を依頼するとともに、町の体制のみでは対応できない場合は、県に応援を要請します。また、仮設トイレの配置計画や管理計画を作成するとともに、仮設トイレの調達、設置及び貯留槽の整備を行い、適切なし尿処理を実施します。</p>								
3. 堆積土砂処理	建設下水道課							
<p>被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認の上、堆積土砂処理実行計画を作成し、業者等へ収集・運搬・処分協力を要請します。町のみでは対応できない場合、県に協力を要請します。</p>								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
熊本県	廃棄物処理の調整
八代生活環境事務組合	し尿処理
委託業者	ごみ収集作業
ボランティア	地域の清掃

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P36>>

- 資料 資料- 47 仮置場の選定および配置計画のポイント P. 58
- 資料- 102 清掃・廃棄物処理計画 P. 142

第4章 復旧への足がかり

第1節 住宅応急対策

(1) 目的

災害により住家に被害を受けた者の健全な住生活環境を早期に確保するため、自己の資力では住宅を得ることのできない者及びそのままでは当面日常生活を営むことができない者に対し、応急的に住宅の対策を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 応急仮設住宅対応	建設下水道課							
<p>家屋被害や応急修理状況、民間の賃貸住宅や公営住宅等に入居できる人数等により仮設住宅の全体必要量を算出し、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮し、建設用地を確保します。入居者の資格等を設定した上で募集・選定し、応急仮設住宅や福祉仮設住宅を提供し、入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行います。</p> <p>なお、応急仮設住宅や福祉仮設住宅において、警察及び防犯ボランティア団体等と連携した防犯活動を推進するとともに、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、男女共同参画の視点、家庭動物の受け入れ、買い物の利便性等にも配慮します。</p>								
2. 住宅関係障害物の除去	建設下水道課							
<p>居室、炊事場、玄関等に運ばれた土砂、材木などの障害物で日常生活に支障を来し、自力では除去することができない場合、障害物を除去します。</p>								
3. 住宅の応急修理	建設下水道課							
<p>災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことが困難で、かつ自己の資力で応急修理ができない者に対し、居室・炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理を行います。</p>								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
熊本県	応急仮設住宅の建設
熊本県宅地建物取引業協会	民間住宅の斡旋
ボランティア	住宅の土砂等の障害物の除去等の協力

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P37>>

- 資料 資料- 103 住宅応急対策計画 P. 143
- 資料- 104 福祉仮設住宅概要 P. 144
- 資料 法令- 1 災害救助法 P. 159
- 災害救助法の様式- 7 応急仮設住宅台帳 P. 221

第3部 第1編 第4章 復旧への足がかり

災害救助法の様式- 15	住宅応急修理記録簿	P. 229
災害救助法の様式- 20	障害物除去の状況	P. 234
災害救助法の様式- 28	救助実施記録日計票	P. 242

第2節 応急教育対策

(1) 目的

災害による混乱、学校施設の被災、避難所運営等により、通常の教育に支障を来した場合、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施し、できる限り早期の学校教育の再開を目指します。

※児童、生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、教育行政の確保を図ります。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 応急教育対策	学校教育課	生涯学習課						
<p>学校施設の被害調査及び復旧計画を作成し、学校施設、教職員の確保に努めます。 また、被災した児童生徒や教職員の心身のケアを行う専門職員の配置について応援を求めるものとし、施設の状況に応じて応急教育を実施の上、学校教育の早期再開を目指します。また、学校の再開に向けて、PTA等の教育関係団体に協力を要請します。</p>								
2. 学校施設の確保	学校教育課	生涯学習課						
<p>八代教育事務所等の関係機関と密接な連絡を取りながら、就学環境として不可欠な学校施設を応急修理又は借り上げを行うことで確保します。</p>								
3. 災害に伴う学用品の支給	学校教育課	生涯学習課						
<p>就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、入手できない児童及び生徒に対して、八代教育事務所及び各学校長の協力を得ながら必要最小限度の学用品を支給し、就学の便を図ります。</p>								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
熊本県教育委員会 八代教育事務所	応急教育の実施及び学校再開への調整

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P38>>

- 資料 資料- 105 文教対策計画（応急教育対策） P.145
- 資料 法令- 1 災害救助法 P.159
 - 災害救助法の様式- 17 学用品の給与状況 P.231
 - 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P.242

第3節 災害ボランティア活動支援

(1) 目的

被災後の応急復旧対策を円滑に進めるため、発災後、速やかに社会福祉協議会の協力を得てボランティアの活動の中心となる災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動拠点の確保、ボランティアの受け入れなどを実施します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月 ～
1. 災害ボランティア活動支援	福祉課	医療関係は町民課						
自治会や各種団体と調整し、災害ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、社会福祉協議会の協力を得て災害ボランティアセンターを設置します。また、受け付けや調整に必要な体制や活動拠点、資機材等の確保に努めるとともに災害ボランティアセンターの運営を支援します。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
氷川町社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置 災害ボランティアの受け入れ

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P39>>

- 資料 資料- 106 災害ボランティア活動計画 P. 146
- 資料- 107 災害ボランティア活動支援体制 P. 147
- 資料- 108 災害ボランティアの区分 P. 147

第4節 労働力の確保

(1) 目的

被災地の再建を推進できるよう、応急作業及び復旧作業に必要な人的資源（労務）の確保に努めます。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 労働力の確保	総務課							
応急作業及び復旧作業を実施するために必要な労働力を確保します。町自らにより労働力の確保が困難な場合は、所轄地域振興局長に対し、文書又は口頭をもって要請し、人的資源の確保に努めます。								
2. 緊急雇用制度の活用	総務課							
緊急雇用制度を活用し、がれきの処理や港湾の清掃、仮設住宅の見回り等、被災地の多様なニーズに対応できるよう、人的資源の確保に努めます。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
ハローワーク八代 氷川町シルバー人材センター等	労働力の確保

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P40>>

- 資料 資料- 109 労務供給計画（労働力の確保） P. 148
- 資料- 110 災害応急対策の従事命令・協力命令 P. 149

- 資料 法令- 1 災害救助法 P. 159
- 災害救助法の様式- 22 実施弁償の従事状況（第1～4号） P. 236
- 災害救助法の様式- 23 実施弁償の従事状況（第5～10号） P. 237
- 災害救助法の様式- 26 法律19条の補償費の状況 P. 240
- 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P. 242

第2編 重大事故

第1章 大規模事故災害対策

第1節 海上災害対策

(1) 目的

海洋施設の損傷や船舶の座礁、衝突、沈没等の災害及びこれらの災害による大量流出油等の事故が発生した場合、防災関係機関と連携して応急対策を迅速かつ的確に実施することにより、二次災害の発生を防御し、被害を最小限にとどめます。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 活動体制の確立	総務課							
県及び関係機関より、海上災害における各種情報を収集し、事故への対応体制を確立します。								
2. 大規模な海上災害に対する措置	総務課							
沿岸において大規模な海上災害が発生した場合には、水難救助用資機材等を活用し、海上保安部、警察等関係機関と協力し、迅速な捜索活動及び救出救護活動を行うとともに、初期消火及び延焼防止に努めます。 また、被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、必要に応じて避難指示を発令するとともに、災害状況の周知、発災危険防止措置の広報及び警戒に努めます。								
3. 海上流出油等対策	総務課	町民課						
海上に流出した油等を継続的に監視し、県や海上保安庁等の防災関係機関と連絡調整し、防除資機材の調達、沿岸に漂着した油の除去作業等を行います。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
海上保安庁八代海上保安署	災害状況の把握、防災関係機関への通報 拡大防止のための応急措置
八代警察署	交通規制の実施 県警本部との連絡調整
熊本県	災害状況の把握及び防災関係機関への通報 応急医療体制の連絡調整 地域住民、在港船舶等に対する災害発生の周知 災害の拡大防止のための応急措置
熊本県排出油等防除協議会	排出油等の防除活動
熊本県漁業協同組合連合会	災害の拡大防止のための応急措置
八代広域行政事務組合	災害状況の把握、拡大防止のための応急措置

第2節 鉄道施設災害対策

(1) 目的

鉄道施設に関する運転事故又は災害が発生した場合、鉄道事業者や防災関係機関と連携し、応急対策を迅速かつ的確に実施することにより、二次災害の発生を防御し、被害を最小限にとどめます。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後	3時間～	24時間～	3日～	7日～	1カ月～
			～3時間	24時間	～3日	7日	1カ月	～
1. 活動体制の確立	総務課							
鉄道事業者及び県等より鉄道施設の事故及び災害に関する各種情報を収集し、事故への対応体制を確立します。								
2. 人命救出救助活動等	総務課	町民課						
人命の救出・救助、応急医療等の応急対策に関して、鉄道管理者をはじめとする防災関係機関と連絡調整して実施し、必要に応じて支援を要請します。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
鉄道事業者	鉄道事故における乗客の安全確保
八代警察署	交通規制の実施 県警本部との連絡調整
熊本県	被害状況の把握 応急医療体制の連絡調整
熊本県医師会、八代郡医師会	応急医療、救護
医療機関	応急医療、救護
八代広域行政事務組合	災害状況の把握、拡大防止のための応急措置

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P43>>

第3節 道路災害対策

(1) 目的

道路構造物の被災等により多数の死傷者が発生した場合、道路管理者や防災関係機関と連携し、応急対策を迅速かつ的確に実施することにより、二次災害の発生を防御し、被害を最小限にとどめます。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 活動体制の確立	建設下水道課	総務課、農地課						
道路管理者等より道路施設の被害状況や人的被害に関する各種情報を収集し、事故への対応を確立します。								
2. 人命救出救助活動等	総務課	福祉課、農地課、 建設下水道課						
人命の救出・救助、応急医療等の応急対策に関して、道路管理者をはじめとする防災関係機関と連絡調整して実施し、必要に応じて支援を要請します。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
道路管理者	防災関係機関への事故発生の連絡 応急対策、通行規制の実施
熊本県	被害状況の把握 応急医療体制の連絡調整
八代警察署	交通規制の実施 県警本部との連絡調整
消防応援協定締結市町村等	火災等の警戒防御 救出、救助及び負傷者の応急手当、搬送
熊本県医師会、八代郡医師会	応急医療、救護
医療機関	応急医療、救護
八代広域行政事務組合	災害状況の把握、拡大防止のための応急措置

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P45>>

第2章 危険物事故災害対策

第1節 危険物等事故対策

(1) 目的

火災事故、爆発事故、毒物劇物事故等の危険物災害や有害物質、放射能の漏えい等が発生した場合、管理者や防災関係機関と連携し、応急対策を迅速かつ的確に実施することにより、二次災害の発生を防御し、被害を最小限にとどめます。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1カ月	1カ月 ~
1. 危険物災害応急対策	総務課							
危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物施設や危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両による災害のおそれがある場合、管理者や関係機関等と密接な連携を保ち、災害の拡大防止、負傷者等の救出、警戒区域の設定、立入禁止、住民の避難措置、広報活動等、必要な応急対策を消防計画のもと実施します。								
2. 有害物質漏えい等 応急対策	総務課							
有害物質の漏えい等により住民に健康被害が生じた場合、県は町、関係機関及び事業所と連絡を取り、有害物質の漏えい等の有無、汚染状況、原因等の情報を迅速かつ的確に収集します。また、被災により損壊した建物等の撤去工事において発生する粉じんや石綿等の飛散を防止し、二次災害を防ぎます。								
3. 放射性物質事故 応急対策	総務課							
放射性物質による事故発生に対する防災関係機関の初動体制を確立するとともに、迅速かつ的確な応急対策を実施し、住民の安全を確保するよう努めます。また、放射性物質による事故が発生、又は発生するおそれがある場合は、速やかに国、県へ通報します。								

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
危険物管理者	関係機関への連絡 被災施設の撤去
海上保安庁八代海上保安署	被害状況の把握 消火活動、人命救助
八代警察署	交通規制の実施 県警本部との連絡調整
熊本県	被害状況の把握及び応急措置 応急医療体制の連絡調整
消防応援協定締結市町村等	火災等の警戒防御 救出、救助及び負傷者の応急手当、搬送
相互応援協定締結市町村	物資、医療、人員等の提供
熊本県医師会、八代郡医師会	応急医療、救護
医療機関	応急医療、救護
八代広域行政事務組合	災害状況の把握、拡大防止のための応急措置

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P47>>

第 4 部 災害復旧・復興

第1章 都市基盤の復旧

第1節 公共施設等の災害復旧

(1) 目的

災害により被災した道路や河川等の公共施設、土木施設、農林水産業関連施設等の復旧事業の促進を図り、速やかに町民の生活基盤を整備するとともに、農林水産業者の事業基盤の復旧を図ります。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1カ月	1カ月 ~
1. 公共施設等災害復旧	各課							
被害の詳細な状況把握により、各種施設の災害復旧事業計画を作成し、国、県、関係機関と連携して復旧事業を促進します。								
2. 激甚災害の指定	各課							
激甚災害指定基準を十分に考慮し、被害状況を調査し報告します。激甚災害の指定を受けたときには、速やかに関係調書等を作成の上、県関係部局に提出し、援助、助成等を受け、復旧事業を実施します。								
3. 局地激甚災害の指定	各課							
局地激甚災害指定基準を十分に考慮し、被害状況を調査し報告します。局地激甚災害の指定を受けたときには、速やかに関係調書等を作成の上、県関係部局に提出し、援助、助成等を受け、復旧事業を実施します。								

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
熊本県	土木施設復旧事業対応 農林水産関連施設復旧事業対応 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和37年法律第150号)に定める調査 負担金、補助金手続の実施

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P50>>

➤ 資料 法令-2 激甚災害法 P.166

第2章 被災者への生活支援

第1節 被災者支援対応

(1) 目的

被災者支援を円滑に進めるため、被災者台帳を作成の上、生活再建に係る相談窓口を設置して対応します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 被災者支援相談窓口 の設置	福祉課	医療・健康・メンタルは町民課						
災害後の被災者支援を円滑に進めるため、被災状況や支援の状況などの情報を共有し、統括的に管理する被災者台帳を作成し、生活再建に係る相談窓口を設置して対応します。また、被災者の自立に対する援助や助成措置について、広報・連絡体制を確立して周知します。								

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P51>>

➤ 資料	法令- 3	高等学校授業料減免措置	P. 168
	法令- 4	緊急採用奨学金	P. 168
	法令- 5	児童扶養手当等の特別措置	P. 168
	法令- 6	地方税の特別措置	P. 168
	法令- 7	国税の特別措置	P. 169
	法令- 8	医療保険、介護保険料の保険料等の減免・猶予	P. 170
	法令- 9	生活保護	P. 170
	法令- 10	放送受信料の免除	P. 171
	法令- 11	公共料金・使用料等の特別措置	P. 171
	法令- 12	未払賃金立替払制度	P. 172
	法令- 13	雇用保険の失業等給付	P. 173
	法令- 14	公営住宅への入居	P. 173
	法令- 15	特定優良賃貸住宅等への入居	P. 173
	法令- 16	職場適応訓練費の支給	P. 174
	法令- 17	恩給担保貸付	P. 175
	法令- 18	小・中学生の就学援助措置	P. 175
	法令- 19	幼稚園への就学奨励事業	P. 175
	法令- 20	特別支援学校等への就学奨励事業	P. 176
	法令- 21	大学等授業料等減免措置	P. 176
	法令- 22	国の教育ローン	P. 176
	法令- 23	職業訓練	P. 176

第4部 第2章 被災者への生活支援

法令- 24	職業転換給付金（広域求職活動費、移転費、訓練手当）の支給	P. 177
法令- 25	法的トラブル等に関する情報提供	P. 177
法令- 26	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度	P. 178
法令- 27	民事調停の申立手数料の免除	P. 179

第2節 応急危険度判定調査

(1) 目的

各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、発災後迅速に被災家屋等の調査、被害認定を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 応急危険度判定調査	建設下水道課	税務課						

住宅等被害判定調査の体制及び実施方法等の方針を決定の上、被災家屋等の現地調査を実施し、被害認定を行います。本町のみで対応できない場合は、県や他市町村等に応援を要請します。

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
熊本県建築士会	住家の被害判定調査支援
熊本県建築士事務所協会	住家の被害判定調査支援
熊本県	住家の被害判定調査員の応援依頼

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P52>>

➤ 資料 資料- 111 住家等被害判定手順

P. 153

第3節 リ災証明書の発行

(1) 目的

各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、リ災証明書の交付体制を確立し、被災者に対して迅速かつ的確にリ災証明書を発行します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 住家の被害認定調査 の実施	税務課							
被害の調査に当たっては、「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」に基づき、住家の被害認定調査を行います。								
2. リ災証明書の発行	企画財政課	総務課、地域振興課						
住家等被害認定調査の結果を受け、リ災台帳を作成します。また、被害を受けた住居者等からの申請により、迅速かつ的確にリ災証明書を発行します。								

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P53>>

第4節 生活資金等の支給・融資

(1) 目的

被災者の早期生活再建及び生活の安定化を図るため、被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金等を支給するとともに、生活再建に必要な資金の貸し付けを行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 被災者生活再建支援金の支給	福祉課							
被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、災害により住宅が全壊又は半壊した世帯などに対し、被災者生活支援金を支給します。								
2. 災害弔慰金・見舞金等の支給	福祉課							
災害により死亡された方の遺族や著しい被害を受けた方に対し、災害弔慰金や見舞金等を支給します。								
3. 生活資金等の貸付	福祉課							
災害により被害を受けた方に対し、生活の再建や安定を図るために生活資金の貸し付けを行います。また、災害により被害を受けた住宅の改修等に必要な経費の貸し付けを行います。								

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
熊本県	とりまとめ、被災者生活再建支援法人への送付
氷川町社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付
住宅金融支援機構	住宅の建設・補修資金の貸付

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P54>>

- 資料 法令- 28 災害弔慰金 P. 179
- 法令- 29 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律） P. 180
- 法令- 30 災害援護金の支給 P. 181
- 法令- 31 熊本県災害障害見舞金 P. 182
- 法令- 32 生活福祉資金貸付制度による貸付 P. 183
- 法令- 33 母子父子寡婦福祉資金貸付金 P. 184
- 法令- 34 年金担保貸付、労災年金担保貸付 P. 184
- 法令- 35 被災者生活再建支援制度 P. 185
- 法令- 36 災害復興住宅融資（建設） P. 186
- 法令- 37 災害復興住宅融資（新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入） P. 187
- 法令- 38 災害復興住宅融資（補修） P. 188
- 法令- 39 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更 P. 188

法令- 40 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	P. 189
法令- 41 宅地防災工事資金融資	P. 189
法令- 42 地すべり等関連住宅融資	P. 190
法令- 43 生活福祉資金貸付制度による貸付（住宅の補修等）	P. 191
災害救助法の様式- 16 生業資金貸付台帳	P. 230

第5節 災害義援金等の配布

(1) 目的

被災者の支援を早期に実施するため、義援金等を受け入れ、被災者に対し迅速かつ的確に配分します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
I. 災害義援金等の対応	福祉課							

被災者への義援金が必要である場合、義援金の募集を行い、受入窓口を開設し効率よく受入れ、被災者に迅速かつ的確に配分します。また、募集、受入れ、配分方法については、県や関係機関等と連携して協議し、決定します。

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
熊本県	熊本県の義援金等の配分
氷川町社会福祉協議会	町の義援金の配分方法等についての協議
日本赤十字社	日本赤十字社における義援金等の配分
熊本県共同募金会	熊本県共同募金会における義援金の配分

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P55>>

第6節 中小企業等の再建支援

(1) 目的

被災を受けた中小企業者及び農林漁業者等に対し、各種融資制度等の周知及び活用促進を図り、迅速な経営の回復と安定化を促進します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 災害復旧資金の相談、あっせん	地域振興課	農業振興課						
農林漁業関係者、商工業関係者等に対する融資措置の相談窓口を設置し、国や県等の既存融資制度を含む各種融資制度について情報提供することにより活用促進を図ります。また、これらに関する事業計画の作成を支援し、自立支援を図ります。								

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
金融機関	資金準備、貸付
氷川町商工会	被災中小企業の自立支援

<<氷川町災害時職員初動マニュアル P56>>

- 資料 法令- 16 職場適応訓練費の支給 P. 174
- 法令- 44 天災融資制度 P. 192
- 法令- 45 株式会社日本政策金融公庫による資金貸付 P. 193
- 法令- 46 災害復旧貸付 P. 193
- 法令- 47 高度化事業（災害復旧貸付） P. 194
- 法令- 48 災害関係保証 P. 194
- 法令- 49 マル経融資 P. 195
- 法令- 50 生活衛生改善貸付 P. 195
- 法令- 51 セーフティネット保証 P. 195
- 災害救助法の様式- 16 生業資金貸付台帳 P. 230

第3章 地域の再建

第1節 災害復興本部の立ち上げ

(1) 目的

被害状況を速やかに把握し、被災地の迅速かつ的確な復興対策を実施するため、災害復興本部の立ち上げを実施します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 災害復興本部の設置	総務課							
災害により甚大な被害を受けた場合（概ね全半壊世帯が8%を超える場合）、安全で快適なまちづくりを目指し、迅速かつ的確に復興対策を実施するため、氷川町災害復興本部を設置します。								
2. 災害復興本部会議の実施	総務課							
災害復興本部会議を実施し、災害復興本部の活動の基本方針や重要かつ緊急の応急対策に関する協議等を行います。また、会議では復興に向け情報を共有するとともに、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行います。								
3. 災害復興財源の確保	企画財政課							
被害状況を把握した上で復興事業に係る財政需要を算定し、財源確保のため、国・県に対して復興財源の補助等を要請します。また、必要があるときは、災害復興基金の設立を検討します。激甚災害の指定補助や起債、交付税措置、基金の活用や他の事業の抑制などにより復興財源の確保を図ります。								

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
九州財務局	財源の確保
熊本県	財源の確保
金融機関	財源の確保

第2節 災害復興計画の立案

(1) 目的

被災地の迅速かつ的確な復興対策を実施するため、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、地域全体の意見を踏まえた災害復興計画を策定します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 災害復興計画の立案	総務課	全課						
被害状況や復興状況を把握し、国、県、関係機関と連携して災害復興計画を策定し、復興事業を計画的に進めます。また、防災まちづくりの方向性について住民との合意形成を図り、災害の再発防止等に努めます。								
2. 進捗状況の定期評価	総務課	全課						
協議会等の設置により、復興計画事業の推進状況の確認・成果の評価を行い、その後の実施事業についての新たな順位づけを行います。								

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
熊本県	復旧事業対応

第3節 社会基盤・都市基盤の復旧・復興

(1) 目的

被災状況、地域の従前の社会基盤・都市基盤施設の整備状況、既存の長期計画における位置づけ等をもとに迅速な復旧を目指し、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成や快適な都市環境の形成を図ります。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 防災性を考慮した都市基盤整備	建設下水道課	所管課						
被災状況や地域特性を勘案し、道路、河川、砂防、海岸保全施設、公園、緑地等の復興を図ります。また、自然的、社会的、経済的な要因により総合的に勘案し、再度の災害による被害を防止するために防災性を高めた計画的な整備を図ります。								
2. 被災施設の復元	企画財政課	所管課						
被災し、使用できない町所有公共施設については、現状復旧ではなく今後の長期的な視点による合理的かつ機能的な復元を図ります。								
3. 市街地の復興	地域振興課	所管課						
復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ります。								

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
熊本県	復旧事業対応

第4節 地域経済復興支援

(1) 目的

地域に人々がとどまり、人々が戻ることができるための雇用や生活環境を守ることができるよう、事業者の事業継続、中小企業の支援、地域経済全体の活性化のための支援等を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月 ～
1. 地域経済復興支援	地域振興課	農業振興課						
町内事業所の被災状況を把握し、早期に地域経済が機能するよう被災企業や関係機関、関係団体等と連携し、支援策や中長期的な産業復興方針を策定します。また、需要と供給の状況を把握し、被災中小企業等に対する援助、助成措置等の経済復興対策を実施します。								
2. 新たな産業支援	企画財政課	地域振興課、農業振興課						
企業誘致の促進などについて震災特区等の制度を活用し、新たな分野への事業進出、創造を支援します。また、従来の基盤産業においても、そのあり方を見直し、新たな事業の推進を支援します。								
3. 地域活性化の促進	地域振興課							
被災した商店街の早期復旧を支援し、小売業者等仮設店舗設置事業、商工業イベント等の支援事業を実施します。また、文化・工芸品等の地域資源を活用した観光振興を支援し、地域全体の活性化を促進します。								

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
氷川町商工会	被災中小企業の自立、産業振興の支援

第5節 町民生活の復興

(1) 目的

被災者の早期生活再建及び生活の安定化を促進するため、住環境の整備、保健・医療の充実を図ります。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 住宅復興支援	建設下水道課							
被災者の早期の住環境の再建を促進するため、住宅再建支援を行います。また、集団・個別移転希望者や、高齢者など自己の住宅が再建できない被災者のための公営住宅の整備を進めます。								
2. 保健、医療、福祉の充実	福祉課 (障がい者対策) 町民課 (保健・医療関係)							
保健、医療、福祉サービスを充実させ、高齢者・障がい者の生活再建支援、仮設住宅入居者や避難者への健康・心のケアに努めます。また、日常による移動手手段の確保を促進します。								
3. 次世代育成支援、若者定住支援	所轄課	企画財政課、学校教育課、生涯学習課						
子どもたちが明るく過ごせるよう子育て世代を支援するための保育サービスを充実させ、生きいきと遊び、学べる環境を整備します。また、若者の定住を促すため就職支援等を行い、スポーツや文化活動を通じて、町民全体が健全で健康なまちづくりを進めます。								

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
熊本県	各種事業支援

第6節 災害における教訓の継承・発信

(1) 目的

震災から得た貴重な経験や教訓等を継承するため、被災の記録や震災体験を保存し、発信します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	関係課	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 災害における記憶・ 記録の保存	総務課	全課						
災害による人的被害、個人・企業や町民共有の公共財産への被害について、震災体験をまとめた記録集や文集、映像・写真・報道記録等を今後の災害対策の教訓とするため保存します。								
2. 災害における教訓の 発信	総務課	全課						
被災状況や復旧・復興の写真・映像等の発信により、災害被害・教訓の風化を防ぎます。								

